

近代日本の「宗門系大学」における
僧侶養成と学術研究に関する実証研究

課題番号 23720034

平成 23 年度～平成 24 年度 科学研究費補助金 若手研究(B)

研究成果報告書

研究代表者 江島 尚俊

(大正大学総合仏教研究所)

平成 25 年 3 月

はしがき

大正大学総合仏教研究所研究員
江島 尚俊

筆者はこの5年ほど、近代日本における大学と宗教をテーマに研究を進めており、本報告書はその研究過程における成果の一部である。なお本報告書は、

科学研究費補助金・若手研究(B)「近代日本の「宗門系大学」における僧侶養成と学術研究に関する実証研究」(平成23～24年度、課題番号:23720034)

の研究助成金を受けて作成されたものである。

本書では、宗教学、高等教育史、日本近代仏教研究という観点から「宗門系大学」(=伝統仏教教団を設立母体とし大学令において認可を得た大学)に着目し、そこで行われていた僧侶養成と学術研究の実態解明を主な目的とした。本書の構成は以下のようになっている。

第1部:論文編(4論文)…僧侶養成制度に関する論文(3論文)と明治期高等教育機関における教化と教育の問題を扱った論文(1論文)

第2部:資料編(2資料)…旧学制下における宗教系高等教育機関一覧とそれら教育機関の学校史一覧

なお、第2部で掲載した資料は研究終了時(平成25年3月31日)のものであることを予め断っておきたい。作成にあたっては可能な限り万全を期したが、情報漏れや誤植などについては、今後研究を継続するにあたって補完・修正していきたいと考えている。

研究組織

研究代表者 江島尚俊(大正大学総合仏教研究所研究員)

研究経費

	直接経費	間接経費	合計
平成23年度	700,000	210,000	910,000
平成24年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

(円)

〔雑誌論文〕(計3件)

①江島尚俊、明治前半期・真宗大谷派における高等教育制度、仏教文化学会紀要、査読有り、

No.21、2013、頁未定

②江島尚俊、明治前半期における浄土宗の高等教育就学状況—在籍名簿を中心として—、浄土宗総合研究所八百年遠忌記念論文集、浄土宗総合研究所、査読無し、2013、頁未定

③江島尚俊、明治期浄土宗における僧侶育成と高等教育制度—明治初期から二〇年代を中心に—、三康文化研究所年報、査読無し、No.43、2012、pp.151-170

〔学会発表〕（計 8 件）

①江島尚俊、明治期における宗門系大学の实態—『日本帝国文部省年報』を手がかりに—、第 22 回仏教文化学会、大正大学、2012 年 12 月 1 日

②江島尚俊、明治期における宗教系私学の徴兵令認定について、教育史学会第 56 回大会、お茶の水大学、2012 年 9 月 23 日

③江島尚俊、明治期・真宗大谷派における高等教育就学実態について、第 71 回日本宗教学会学術大会、皇學館大学、2012 年 9 月 8 日

④江島尚俊、明治期浄土宗における高等教育就学状況について、浄土学研究会第 8 回学術大会、大正大学、2012 年 6 月 9 日

⑤江島尚俊、明治仏教における高等教育機関、第 21 回仏教文化学会、大正大学、2011 年 12 月 3 日

⑥江島尚俊、明治期における高等教育と僧侶育成、第 62 回佛教史學會学術大会、花園大学、2011 年 11 月 12 日

⑦江島尚俊、明治・大正期における「宗門系大学」の比較研究、平成 23 年度総合仏教研究所研究発表会、大正大学、2011 年 10 月 19 日

⑧江島尚俊、明治期浄土宗の高等教育、平成 23 年度浄土宗総合学術大会、大正大学、2011 年 9 月 13 日

〔図書〕（計 1 件）

江島尚俊・三浦周・松野智章、近代日本における大学と宗教、法藏館、2013 予定

目次

はしがき i

目次 iii

研究の目的と意義 v

第1部：論文編

明治期浄土宗における僧侶育成と高等教育制度
—明治初期から二〇年代を中心に— 2

明治前半期・真宗大谷派における高等教育制度 14

明治期浄土宗の高等教育就学に関する実態について 28

近代日本の高等教育における教育と教化 48

第2部：資料編

資料1 旧学制下における宗教系高等教育機関一覧 66

資料2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧 74

研究の目的と意義

【研究の背景】

大学令によって認可された「宗門系大学」は、龍谷大学・大谷大学（大正 11 年認可）、立正大学（同 13 年）、駒澤大学（同 14 年）、高野山大学・大正大学（同 15 年）の 6 つであるが、認可以前これらは全て専門学校令（明治 36 年公布）による専門学校としての位置づけである。大学昇格への転機を促した大学令とは、高等教育機関として私立大学を法的に認可し高等教育拡大を図る一方、国家管理のもと国家主義的・実学主義的な学問の徹底を各大学に強いたことが明らかになっている（皇至道「日本の大学の歴史的 성격」（1952））。つまり、教育方針や教育内容を比較的自由に決定することができた専門学校に比べ、大学は制約が多い組織・制度だったのである。それを踏まえて、谷脇由季子は大谷大学を事例に、大学昇格時において僧侶養成と学術研究の葛藤があったこと、一応の決着として前者は専門部へ、後者は大学部へと制度上の分離がなされたことを指摘している（谷脇「仏教系私学における僧侶養成と学問研究の相克」（1995））。高等教育史においてほとんど取り上げられない「宗門系大学」を対象とした谷脇の研究は、非常に貴重な成果である。しかし、専門部と大学部における教育内容や学生数などの実態把握、他の「宗門系大学」への着目、高等教育史全体への位置づけなどが十分に行われていないなど多くの課題は残されている。

また、宗教学、日本近代仏教研究の分野において活性化している学知の政治的・歴史的検証も本研究の背景として存在する。林淳によると、宗教立の大学であっても大学である以上、大学部において宗教の講義・研究を行う場合には、他の学問との関わりをもち特定の教義・教団に左右されない自由な学問的立場であることが要求されていた（林「宗教系大学と宗教学」（2008））。その一方で、大学付属の専門部においては宗教者の教育・養成が認められていた。この事実に着目すると、近代日本大学制度を介して「国家と宗教の関係」という宗教学において重要な問題系が浮上してくる。大学令第一条に「国家ノ須要」のための学問を教授・研究することが規定された大学において、仏教教団がいかなる目的をもって大学昇格を目指したのか、国家がそれをどのように認め教育行政としてどのように管理統制していったのかという点は、大学制度上の問題に留まらず、先述の問題系において考察すべき適材といえよう。しかし、宗教学、日本近代仏教研究においては近代日本の大学と宗教者養成、および学術研究との関係、そして、それらを踏まえて「国家と宗教の関係」を考察することはほぼ無かった。

研究代表者である江島は、このような研究状況を踏まえて、平成 22 年 7 月より財団法人横浜学術教育振興財団：研究課題「近代日本の大学と国民教化に関する実証的研究—「宗門系大学」に着目して—」（至平成 23 年 5 月）の研究助成を受け、龍谷大学と大正大学における大学昇格前後の授業カリキュラムの変化について研究を行った。そこでは、専門学校時代における授業本位のスタイルが、大学昇格後には研究本位のスタイルへと変化を余儀なくさせられたことを明らかにし、この変化を、“知の教授・継承”から“知の研究・発見”への変化として捉えた。この成果を踏まえながら、本研究では他の「宗門系大学」、宗教系大学へ視野を拡大させながら「宗門系大学」に関する研究を行った。

【目的と意義】

本研究は、高等教育史研究における未開拓領域＝宗門系大学（ひいては宗教系大学）の横断的研究という点において、教育史のみならず科学史にも貢献できるものと考えている。旧学制下における宗教系高等教育機関に関しては宗教に関する教育・研究が様々に行われていた。そこでの実態を解明することは、高等教育機関における宗教に関する教育の実態解明や研究対象としての宗教の姿を明らかにするのみならず、宗教のいかなる側面が科学の対象として受け入れられていったのかを問うことができると思う。

また、本研究は宗教学においても大きな貢献が可能であると思う。前近代的な要素を多分に内包した専門学校と僧侶養成・学術研究を制度上分離した「宗門系大学」の授業カリキュラムや担当教員を比較検討することによって、伝統仏教の僧侶養成における近代化過程を再考することが可能だからである。さらに、世俗と宗教という宗教学における古典的問題系において本研究は新しい知見を与えてくれる。具体的には、国家による「宗門系大学」およびその前史における公的な認可、さらには管理の過程を「宗教と国家」という問題系で捉えることによって、近代教育制度という世俗領域に宗教がどのように位置づけられていったのかを理解するための手がかりとなり得ると思うからである。

最後に、教団間比較研究のための方法論構築を積年の課題として抱えている日本近代仏教研究において、本研究が行う「宗門系大学」および設立母体の仏教教団への着眼は、「宗門系大学」という位相において比較研究を可能とし、積年の課題解決へ一助となり得るものと位置づけている。

第 1 部：論文編

明治期浄土宗における僧侶育成と高等教育制度 —明治初期から二〇年代を中心に—	2
明治前半期・真宗大谷派における高等教育制度	14
明治期浄土宗の高等教育就学に関する実態について	28
近代日本の高等教育における教育と教化	48

明治期浄土宗における僧侶育成と高等教育制度

—明治初期から二〇年代を中心に—

一 はじめに

本稿では、明治初期から二〇年代にかけて行われた浄土宗における僧侶育成改革の実態を制度面の変遷に焦点をあてながら検討することを目的とする。その際、宗内の高等教育機関として位置づけられていく僧侶育成機関（宗学校本部や宗学本校など）に着目しながら詳述していくこととしたい。

筆者は日本近代仏教研究を主たる専門領域とし、近年では、伝統仏教教団が母体となって設立した大学、いわゆる宗門系大学における僧侶育成の実態について調査・研究を行なっている。宗門系大学が正式に大学として認可されるのは大正七年の大学令公布を待たなければならないが、当然のことながら宗門系大学には前史が存在する。筆者が関心を持つ明治以降の浄土宗史に焦点を絞ってみれば、浄土宗系の大学である現在の佛教大学（京都）や大正大学（東京）は、それぞれ知恩院、増上寺に設立された知恩院仮勧学場（明治三年設立）、増上寺興学所（明治元年設立）を最初の前身といえることができる。ただし、明治二〇年代までの浄土宗は大きな混乱・変革の時期にあり、それに伴って僧侶育成制度も数多の改革が行われていた。そこでの改革は、宗立学校の設立や学階制度の創設など、近代浄土宗の僧侶育成制度の大枠を決定し、かつ現代にも通じる事柄が少なからず存在している。

次近代浄土宗僧侶育成の研究に先鞭をつけた伊藤唯真は、明治初期の浄土宗における一連の僧侶育成改革を「政治的変革に触発されて生じた明治仏教徒自身の内的な力…さらにいうなら、それは明治仏教徒がもった危機意識」¹によって説明しようとした。一見すると点の集合体でしかない一連の改革を、当時の「明治仏教徒」、なかんずく浄土宗僧侶たちが有していた「危機意識」に着目することによって線として描き出そうとしたのである。伊藤によって示された視点は、その後の中井良宏や野田秀雄にも引き継がれる。特に野田においては、本稿においても深く関わりがある明治二〇年の教育制度改革に関して検討が行われている²。とはいうものの、筆者が考えるに当時の育成制度の変遷について検討する余地はまだ残されており、教育制度がどのような運用実態であったのかについては、未解明のままである。

以上のような現状と関心のもと、本稿では、明治九年に制定された学制、および二〇年制定の宗制について詳細な検討を試みた後、当時の学監であり浄土宗の僧侶育成制度に大きな影響力を有していた黒田真洞による「宗門の教育」に関する論説を取り上げたいと思う。

二 明治初期における教育制度の混乱

政府によって明治五年に創設された一元的な大教院制度は、仏教各宗派の僧侶育成制度に大きな影響を与えることとなったが³、この制度そのものは明治八年五月に解体された。その後は仏教各宗派が独自に大教院を設置・運営していく各宗大教院制度に移行し、各宗派の自治権が拡大していく。同年九月には太政官布告第一四六号が出され、それまで政府による認可制であった僧尼資格は、各宗派による監督官庁への届出制へと変更される⁴。これを当時の浄土宗管長・石井大宣は宗内に対して告諭書を出している。そこでは、認可制から届出制への変更を「吾徒僧侶ノ幸福亦之ニ尚フルナシ」とこの上ない好事と捉えると同時に、重要課題となっていた自宗派での僧侶育成について「各資糧ヲ戡メテ他ノ冗費ヲ省キ専ラ子弟養育ノ道ヲ厚」くする

ことを呼びかけていた⁵。また同月には、浄土宗大教院から浄土宗寺院の全住職に対し、各寺院の状況に応じて子弟の教育を行うよう指示も出されている⁶。近代的な教団体制が国家主導のもとで整備される中、僧侶育成という課題は、近世期のように大本山や有力寺院のみの課題ではなく、全国規模の課題、全浄土宗の課題として認識されるようになっていたのである。

各宗大教院制度に移行した後、浄土宗は体系的な僧侶育成制度を確立するため、明治九年三月に鎮西派規則と浄土宗学制を制定した⁷（以下、この学制のことを学制（明九）と記す）。前者は教団全般に関する規則であり、後者は特に僧侶育成について特化して定められたものであった。先に示したように知恩院や増上寺には明治期になって新しく設立された育成機関が存在していた。しかし、それらはあくまで近世以来の制度や慣習の延長において設立されており、かつ知恩院や増上寺といった特定の場所においてのみ設置された育成機関であった。全国規模の学区制導入、画一化されたカリキュラム、「一般学」の積極的採用など、いわゆる近代的な育成制度の確立は、学制（明九）が初の試みであった。

学制（明九）における特徴は、当時の教団行政機関であった浄土宗大教院による統括・管理のもとで全国に「宗学校」を設置し、かつ画一的な僧侶育成を試みようとしていた点である。ここで設置される宗学校には大きな特権が与えられており、宗学校への入学・通学を「否サレバ一寺住職タルヲ得ス」という規定が設けられ、住職資格を得るためには必ず宗学校を経ることとされていたのである（宗学校卒業が住職資格の要件では無かったことには留意）。住職認証という宗門運営の根幹に関わる要件を宗学校に関連づけていたことから、教団行政と僧侶育成が一体であり、宗学校が浄土宗教団にとって非常に大きな位置づけであった。

表一 浄土宗学制において定められた学科カリキュラム

学課正則	初課 選択集
	二課 往生礼讃・法事讃・般舟讃
	三課 観念法門・決疑鈔
	四課 三経合讃
	五課 四帖疏
	六課 伝通記
	七課 論註
学課雑則	古事記伝、日本書紀、日本政記、日本外史
	原人論、菩薩戒疏、起信論、成唯識論
	万国新史、国法汎論、仏国民法、海国図志
	論語、文章軌範、綱鑑易知録、左伝

さて、宗学校は「本部」と「支部」の二種に分けて設置されることになった。前者は京都・知恩院および東京・増上寺に設けられ「一派ノ共立」（＝宗立）とされ、「支部」は各地方に設置され「其地ノ各立」とされていた。とはいえ、両者には共通の学課（正則は全七課、雑則は全十六課）を定めていることから、本部・支部に関わらず画一的な教育を試みようとしていたことが伺える（表1参照）。宗学校における教育内容の特徴として、宗学の系譜をひく学課正則では江戸期の檀林教学から離れ宗祖法然の教学が前面に出されていたこと、外典といわれ宗学以外の学問の系譜をひく学課雑則では「一般学」の導入が試みられていたことが挙げられる⁸。ここでいう「一般学」とは一般の学校で教授されていた学問や当時の最先端知識を指すが、僧

侶育成のカリキュラム内にそれが含まれていた点には留意しておきたい。本稿では詳しく論じることができないが、時代が下るごとにカリキュラムにおける「一般学」の比重は増えこそすれ、減少することはないからである。ちなみに、大谷派や本願寺派における「一般学」の導入は、浄土宗より早い時期に行われており、浄土宗はそれに続く形となって導入した模様である⁹。宗学校本部と支部の関係は学制（明九）内には明文化されていないが、同学制第七章において本部には支部より質の高い教員を置くことが規定されていることから、前者は後者に比べ上位の育成機関として認識されていたと考えてよいだろう¹⁰。

このように、宗学校という全国規模の育成機関を設置し、そこで行われる教育内容を画一化するなど、学制（明九）は質・量ともに大きな改革を試みていたのであった。ただし、そこでの一連の改革は浄土宗独自の発案ではなく、政府による学制（明治五年公布）や教導職制度（明治七年公布）などが下敷きとなっており、実際にはそれらに触発された形で改革が進められていったというのが実態であった¹¹。とはいうものの、政府によって創設された学制が実質的な運用に至らず朝令暮改のごとく幾度もの改変を余儀なくさせられたように、学制（明九）も当時の浄土宗にとってはあまりに革新的な制度であったため、実質的な運用が継続されていなかったのが実情であった¹²。特に浄土宗の場合は、明治一一年に東西管長制を導入し日本列島を東西に二分した上で、西は知恩院、東は増上寺の住職がそれぞれ管長となり東西を管理統括するという二管長制に移行したのであった。これにより京都と東京に設置されていた宗学本校の経営・運営はそれぞれ独立した路線で行われていくこととなった。たとえば、東西分裂の後、西部本校は「一派ノ共立」ではなく知恩院一寺の所管となり、校費も知恩院負担とされた。また名称も浄土宗総本山宗学校、次いで知恩院大教校と改称される。さらには二つの宗学本校は各々に学校規則を制定し、独自のカリキュラムでの教育を行っていった。そして明治一七年一月には、学制が改定され東部大学林、西部大学林と名称が変更となった¹³。しかし二管長制には弊害も多く、結局、翌一八年三月には二管長制が解体、東西合同によって今度は交替管長制が発足する。これは五つの本山寺院住職が一年ごとに管長を務める体制であったが、増上寺とその他四本山の主張が相いれず、再び浄土宗は混乱に陥った。それを見かねた時の内務大臣山県有朋は交替管長制を廃止し、行政主導のもと新しく浄土宗宗制を定めようとした。しかし、浄土宗側はそれに激しく反発し、五つの本山寺院すべての住職がその職を辞し抵抗をみせた。結果的には浄土宗は更なる混乱に陥ることとなったが、最終的には、前増上寺住職であった福田行誠を知恩院住職に任じ、浄土宗管長に据えることで落ち着くこととなった。そして新管長のもと、宗制諮問会が開催されようやく近代的な教団体制が合議され始める。明治一〇年代はこのような宗内事情に合わせて教育制度も不安定な時期であったようだが、宗内には諸学校が実在していたのは確かであり、そこで育成・教育が行われていたのも事実である。しかしながら、それを詳らかにする資料には制限があり、詳細についてはほとんど判明していないのが現状である。ただ、浄土宗近代教育体制の構築に大きな貢献をなした黒田真洞が「明治革新の際より明治廿年宗制確定の時にいたるまで教育制度なるもの全く廃棄に属す」¹⁴と当時を振り返っていることから、明治初期から二〇年までは、社会事情および宗内抗争の煽りを受け浄土宗の僧侶育成は非常に不安定だったと考えてもよいだろう。

三 明治二〇年における教育制度の整備と拡充

前章最後で引用した黒田真洞は、明治初期および一〇年代の教育制度は評価をしていなかった

た一方で、「明治廿年宗制確定」を浄土宗教育制度の分岐点とみていた。後述するようにこのとき制定された宗制は近代浄土宗教育制度において大きな意味を持つものであったことは間違いない。その一方で浄土宗外に目を向けてみると、明治一〇から二〇年代というのは教育行政・学校制度が大きな転換を見せている時期であった。文部省編『学制百年史』によると、明治五年から十八年を「近代教育制度の創始」、明治十九年から大正五年を「近代教育制度の確立と整備」と区切っている¹⁵。後者の時期を前者と区切っているのは、近代公教育制度の根幹となる小学校令や中学校令、師範学校令および帝国大学令などが明治一九年に公布されたからである。ゆえにその年を境に、「創始」から「確立と整備」に表現が変更されているのである。明治一九年の種々の学校関連法令を制定したのは森有礼であった。その前年に初代文相として就任した森は、法令公布以外にも様々な教育改革を断行し、国家主義的かつピラミッド型の教育制度を敷設していった。森によって近代日本の高等教育に“君臨”する帝国大学が誕生し、それが「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究」¹⁶する機関として方向づけられる一方、高等学校以下の諸学校は帝国大学を頂点とする高教育システムの中に位置づけられ、組み込まれようとしていた¹⁷。また被教育者に目を向けると、義務教育の一般化は徐々に進展し、明治二〇年の段階で約四五%に達していた¹⁸。伊藤唯真は、明治初期の僧侶育成改革を廃仏毀釈に端を発した「危機意識」によって説明しようとしたが、筆者が考えるに明治二〇年の段階においては、ここで触れたような教育制度の状況を十分に考慮しながら「明治廿年宗制」を捉える必要があるだろう。

さて、前章で示したような不安定な時期を経て、明治二〇年五月、新しく浄土宗宗制が公布される。浄土宗内の教育制度に関わる専門部署およびそれに付随する権限は「第三章 学事」において明文化された（以下、この宗制のことを「宗制（明二〇）」と表記する）¹⁹。明治中期以降の浄土宗教育制度を鑑みた場合、宗制（明二〇）がもつ重要な改革点は、①宗内において教育担当部署を独立させる端緒をつくり、②三種の学校を規定し、③学歴と学階を関係づけた、という三点である。

宗制（明二〇）においては、浄土宗内の僧侶の教育および育成は「定期会」（五年毎に開催される公会、現在の宗議会にあたる組織）において公選された学監に「一宗ノ学事ヲ総監ス」ることが規定された。学監には、宗学本校・支校の教員および職員を管長に推薦する権限、「学事」全般に関する規則原案を作成する権限が与えられることとなった。この規定は、大教院時代のような行政－教育一体型（もしくは、宗門行政内における教育部門の未分化）から、宗内教育に関する部門が、制度上、独立していく端緒となったのである²⁰。

また、近代浄土宗教育体制の構造を決定づける「宗学本校」、「宗学支校」、「普通学校」という三種の学校形態も宗制（明二〇）には規定されていた。「宗学本校」を宗立とし高等科と尋常科を、「宗学支校」を地方教区の共立とし尋常科と予備科をそれぞれ設置することとし、「宗学本校」は宗侶の高等教育を、「宗学支校」は宗侶の普通教育を担うこととなった。これによって学制（明九）では不明瞭だった本校と支校の関係が明確化され、「宗学本校」は宗内教育制度の頂点に位置づけられることとなった。ちなみに、宗学本校は東部大学林（東京）を発展させたものであり東京のみに設置され、東部大学林と同じくそれまで最高学府であった西部大学林は京都支校とされた。一方、「普通学校」は共立か私立によって設立が可能とされ、そこでは「公衆ノ入学ヲ許シ、普通各種ノ学科ヲ教授ス」ることが規定された。つまり、浄土宗においても僧侶以外の教育、いわゆる「俗人教育」を推進し、僧侶の子弟以外にも教育機会の門戸を開こ

うと試みられていたのであった。とほいうものの、普通学校が宗立でなかったことから分かるように、この時期の浄土宗が強く関心を持ち続けたのはあくまで僧侶教育であり、キリスト教系学校と異なり「普通学校」の設置は実質的にはほとんど行われることはなかった。また、本願寺派のように寺族出身者以外を「普通学校」に入学させ、優秀な人材を宗外から集めようという意図を持っていたわけでもなかった²¹。

さて、「宗学本校」、「宗学支校」の設置は浄土宗の僧侶・教師に関する資格に深く関わっていたことも付記しておきたい。設置以前においては「十一二才の雛僧」²²が宗戒を相承し浄土宗教師になれた場合もあったようだが、宗制（明二〇）では原則としてそれを認めないようにした。「第四章 僧侶」には浄土宗僧侶・教師の分限が記されているが、そこでは僧侶を「宗学予備科卒業以上ニシテ得度改名シ管長ノ度牒ヲ受ケ僧籍ニ編入シタルモノ」（第一五条）、教師を「普通学及宗学高等科を卒業し伝宗伝戒シタルモノ若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノ」（第一六条）と規定した。先に触れた浄土宗鎮西派規則（明治九年）においては、「凡ソ一宗ノ子弟得度已後尋常ノ行儀別時ノ法式ヲ閑ヒ所依ノ経釈ヲ習読」²³することが定められていたというように、「得度」は最初に行うべきものであり、その後「行儀」「法式」「経釈」などを学ぶとされていた。しかし宗制（明二〇）では、第一五条で記されているように「宗学予備科」を卒業した後はじめて僧籍に編入できるようになっているのであった。就学予備科は当時の高等小学校を念頭においた教育程度であったとされるが²⁴、「得度」にも一定の教育課程を経ることを義務づけるように変更された点は興味深い。

最後に、「宗学高等科、又は尋常科を卒業し、其優等な者」に対して学階を授与することが明記された点も大きな変化であった。浄土宗においてはそれ以前に学階制度は有していなかったとされるが²⁵、宗内の学校制度を近代的に整備するにあたって学歴に応じたかたちで学階が新しく創設されたのであった²⁶。ただし学階授与に関しては「卒業し、其優等な者」という基準のみが規定されているだけであり、この時点においては学階授与の権限や各学階を授与する際の基準は明確にされてはいなかった。

ここまで述べてきたように、宗制（明二〇）は①から③の点において画期的な制度を確立しようとしていた。更には、ただ単に制度のみが画期的であっただけでなく、この制度を実施するための経済的担保が宗制（明二〇）の附則に明記されていた点は見逃してはならない。宗制（明二〇）附則には「理財方法」という項目立てで「教学ノ資財」、「公会ノ経費」、「宗務所ノ財務」の三つが定められている²⁷。興味深いのは、「教学ノ資財」は「宗内寺院一般ヨリ徴集ス一ヶ寺毎年金二円ノ見積」によって年度にかかわらず定額が保証されていた点である。僧侶の教育や育成に関する財源は年度毎に一定金額が定められており、「教学資財一ヶ年凡ソ金一万二千元」の予算計上がなされている²⁸。その内訳は注（29）に記載しているので参照していただきたいが、全「教学資財」費のうち「宗学本校教員職員棒給支校補助費及本校宗費生支給其他諸経費」として「学費定額金七千元」が計上されており、それは全体の約六割を占める額であった²⁹。これに比べると、「公会ノ経費」は「其都度教師補以上一般僧侶ニ賦課」し、「宗務所ノ財務」は「公会議決ノ予算」により決定されると定められている。宗内の立法・行政機関であった「公会」・「宗務所」の経費ですら明確な予算化が行われていなかった点を鑑みると、僧侶の教育・育成が当時の浄土宗にいかに重視されていたのかが理解できる。

さて、ここで定められた巨額の支出は机上だけのものではなく実際に行われていた。明治二五年段階の浄土宗は、宗学本校・支校の設立および経営に「一万四千余円の宗費中九千五百余

円までを教育費に抛ち、本支校の設立を経営」³⁰したとされるほど、また、明治二七年五月から翌年四月の一年間においては教学費総支出額一四三六〇円八〇銭四厘五毛に対して教育費支出が八八九八円七一銭というように³¹、教学費支出の六割以上を占めるほどの経費が僧侶教育に費やされていたのであった。宗制（二〇）年で決定された巨額の教育費捻出は、その後の浄土宗の教育制度体制の整備に大きな貢献をなしたことは疑い得ない事実であろう。

さて、宗制（明二〇）が公布された二ヶ月後、同年七月九日、教令六号によって「学事」の詳細を規定した学則が公布される³²（以下、この学則のことを学則（明二〇）と記す）。宗制（明二〇）と学則（明二〇）に基づいて、同年七月二一日、学監・黒田真洞を代表者として「私立学校設立願書」が文部省に提出されている。設立願書には宗学本校の設置目的が掲げられており

一 設置ノ目的

第一条 本校ハ浄土宗内ノ僧侶ヲ教育セン為高等ノ仏教学及必須ノ普通学ヲ教授スルヲ目的トス

第二条 本校ノ学科ヲ分テ高等本科高等予科ノ二トス予科ハ本科ニ進ム予備トシ普通学ヲ教授ス本科

ハ仏教専門ヲ教授シ其蘊奥ヲ攻究セシム³³

とある。学則（明二〇）における記載とほぼ同様の内容が記載されており、本校は当時の帝国大学と高等中学校を併置したような性格であったとされる³⁴。宗学本稿の学課を予科・本科の区別した上で、予科では「普通学」を、本科では「仏教専門」を教授することが明示されている。これまでに無かった予科・本科の区分や「其蘊奥ヲ攻究セシム」の文言は、帝国大学の大学制度および帝国大学令を念頭においたものであり、以後、宗学本校は宗内的にも近代教育制度上でも高等教育機関としての道を歩むことを企図されていたことが伺える。

それから約一年半後、明治二二年三月より開会された第一期公会によって宗制（明二〇）の改定が論議され、同年一二月に内務大臣の認可のもと改定浄土宗制が公布される（以下、この宗制を宗制（明二二）と表記する）。そこでは、旧宗制において学監が有していた宗学本支校教職員の推薦権限条項は削除されるとともに、宗学本校内に「教育会」を発足させ、この組織が「管長の諮詢に依りて宗学に関する規則及教育上の得失を講究」することが定められた³⁵。これを受けて、教令第二号（明治二三年一月四日）が公布され教育会に関する規則が定められる³⁶。その規則では、教育会は原則として宗学本校・支校の現職教職員のうち管長によって任命された者によって構成される組織と定められ、会議開催は学監によって予告されることとなった。学監と教育会の地位関係については詳細な規定はないものの、宗内教育に関する事項が教育会を主とした合議制に変更となったことは確かである。また、教育会の構成員が現職の学校教職員に限られていた点にも留意しておきたい。というのも、宗内の教育事案は、学制（明九）においては浄土宗大教院、宗制（明二〇）においては公選された学監の管轄とされていた。しかし、宗制（明二二）においては先ほど規則とともに「管長は教育会に諮詢して宗学に関する規則を増補更正することを得」（第一四条）と定められ、宗内学校に関わる学監の権限事項が削除された³⁷。また、「執綱は宗務所の議事を整理し事務を総括す学監執事は議事に参与し事務を分掌す／執綱学監執事は宗務所の事務につき宗内に対し責任を有す」（第二四条、傍点筆者）と規

定された³⁸。つまり、学監は執綱が総括する「議事」への「参与」として役割を果たすのであり、従来のように「学事」に関する特権的な地位は規定されなかった。宗制（明二二）においては、宗内教育に関して学監の権限が縮小すると共に、学校の教職員によって構成された教育会に大きな権限が与えられることとなったことがうかがえる。

四 「宗門の教育」の提唱

これまで示してきたように、東西合同を経た後、宗制（明二〇）と学則（明二〇）の決定を経て浄土宗の近代教育制度はようやくスタートラインに立ったと言える。とはいうものの、その内実はまだ不安定であり、教育実態は条文通りにはいかなかった模様である。そこで再度、黒田真洞を取り上げてみたい。当時の学監であった黒田は、明治二六年一月から二月にかけて「浄土宗の教育を論ず」と題した論説を三回に渡って『浄土教報』に掲載している。そこでの黒田は「宗門の教育」を提唱するが、それは当時の教育実態およびそれに対する種々の意見を踏まえてのことであった。当時の教育実態に関する資料が限られている中、それを知りうる貴重な資料であることから、以下ではこの論説について深く取り上げてみたいと思う。

学監としての立場にあった黒田は、当時の浄土宗の教育体制および教育方針に不満を抱いていたことがこの論説からは伺える。その最大の不満は、「浄土宗教育の制度を立つる如何なる方針を執り如何なる方法に託し宗門の教育なるものを完全せしめん歟」³⁹と読者に問いかけているように、当時の浄土宗が僧侶育成に関する一貫した方針や明確な理念を持っていなかった点にあった。黒田は明治初期の僧侶育成制度の変遷について、「明治の初年宗務に当る人従来の教育制度を釐革することを知らず、時にたまたま有志の人あり増上寺に学校を創め、尋て知恩院に於ても亦学校起る…教育制度ありて宗門の教育を実施したる所以にあらず」⁴⁰と回顧している。つまり、明治以降は、僧侶を育成するための制度のみが存在したのであり、そこでは「宗門の教育」は行われていなかったというのである。黒田の目には、当時の教育は場当たりのなものとして映っていたのであろう。また宗制（明二〇）以降の宗学本校は東京のみに存在し、京都には支校しか無かった。ゆえに、宗制（明二〇）以前のように西部大学林の復活を願う意見があった模様であるが、それに対して黒田は「制度を定め均一の方法に托せずして、（以前のよう）東西大学林の如き教育を永久の策となすは、則ち同宗一味の財を捨て分裂の素を養成する者なり」⁴¹（カッコ内は引用者が補足）と批判する。東西分裂時代のように東西大学林がそれぞれ独自の教育組織として並置されるのであれば、再び浄土宗内での分裂を招きかねないと黒田は考えていた。つまり、宗学校においては東西の区分無く、すべての教育機関で画一的な教育を施すことによって浄土宗宗全体を統合していくことを企図していたのであった。

以上のことから分かるように、黒田は浄土宗全体を一宗として俯瞰した上で宗内の教育制度および教育方針を確立することを構想していたのである。だからこそ先述したような不満を黒田は有しており、その解決のために「宗門の教育」を提起するのであった。では、黒田は「宗門の教育」をどのようなものとして構想していたのか。それについては明確に述べられている。黒田によると「宗門の教育は一己人の為の教育にあらず…僧衆をして皆ことごとく知識あり徳行あらしめんと欲」⁴²する教育であり、「衆智を均一にし己々の方針を宗門に転向せしめ、一致結合の精神を養ひて、己々紛争の跡を絶ち艱難疾苦に処する忍耐を養ひて、奢侈安逸の風紀を矯め一文の鉄壁を形成する」⁴³ことを目的とした教育であるというのであった。さらに黒田は持論を続ける。「宗門の教育」をしっかりと確立した上であれば、宗学本校を東京と京都に分立

することを良しとしているのである。「吾人竊に考ふるに宗学本校を二校とし一を浄土宗学正科学校とし、之を東京に置き、一を浄土宗学専門学校とし、之を京都に置き、共に一宗の共立となし正科より専門に入るの規定は、現時のごとく高等宗学を修むるもの西より東に來り東より西に轉し、高等教育を施す」⁴⁴というように東京に「浄土宗学正科学校」、京都に「浄土宗学専門学校」を設置しようというのである。ただし、この考えは分裂期の東西大学林時代のようにそれぞれが独立した教育機関というわけではなく、東京・京都でともに連携した教育内容を施した上での人的移動が念頭に置かれている。では、なぜ黒田は東西に高等教育機関を並立させようとするのか。その理由として「東京は一国の首府人文の深淵京都は古代宗教の中心各宗開創の地のみならず、本宗興隆の原地共に我国咽喉の地に遊び華を吸ひ精を養ひ、四方に雄飛するは教育上愉快の逸事にして関係するところ至大」⁴⁵と述べられている。東京は首都であり「人文の深淵」、他方で京都は古代より「宗教の中心」かつ「各宗開創の地」であるととともに、浄土宗もまた京都で開宗されている。その両方で学ぶことは教育上において「逸事」であるというのである。ただし、現段階の浄土宗では二つの高等教育機関を支えるのは困難であるため、「若し二校を支ふるの力^{マツ}ありと確認せば、吾人周旋盡力此大利を興さんこと思ふ」⁴⁶と構想するのみに留めている。一旦は否定していた宗学本校の東西分立案であるが、ここにおいては将来に含みを持たせるような表現に変わっている。筆者が考えるに、西部大学林復活を願う京都方面に対する配慮の可能性があると思う。しかしながら黒田は「宗門の教育」が東西分立の基盤にあることは譲っていない。それほど「宗門の教育」に強くこだわっているのであった。

以上整理してきたように、黒田がいう「宗門の教育」は、浄土宗全僧侶に対し画一的な教育を施すことによって、浄土宗全体を興隆させようというものであった。黒田は三回の論説において「宗門の教育」を幾度と無く主張するのであるが、それは教育を「唯物を識得せしむるものなりと云ふ誤解」をし、「宗門的教育の本意を知らざる人」が存在しているためであった⁴⁷。教育を単なる知識授与の道具としてではなく、理念共有・思想統一のための制度として確立させようとする黒田にとって、「宗門的教育」は浄土宗が教団として存立していくためには不可欠のことであったと考えられる。その後、「宗門的教育」がどのような進展を見せたのかについては別稿を期す予定であるが、浄土宗においては明治二〇年代半ばになってようやく黒田のような主張がみられるようになった点には留意をしておきたい。というものの、大谷派・本願寺派においては、明治一〇年代以前からすでに黒田が言うような教団を挙げての僧侶育成が叫ばれており、実際の実現に向けて具体的に動き出していたからである。近代日本の仏教を牽引してきたとされる両派は、近代的な教団を構築するにあたっていち早く僧侶育成の改革を教団単位で行おうとしていたのであった。

五 おわりに

本稿においては、明治初期から二〇年代前半までの浄土宗における僧侶育成制度の変遷に焦点を当て検討を行ってきた。学制（明九）においては全国規模の育成機関を設置し、教育内容を画一化しようとしたことは浄土宗史における初の試みであったが、その後は宗内事情の煽りを受け、そこで掲げられた理想は完遂出来なかった。東西合同の後、宗制（明二〇）が制定されるとより具体的な内容を有した僧侶育成制度が確立され、近代浄土宗の育成制度の基盤が形作られた。学監と学階の創設、三種学校の規定などがそうであった。また、制度を支えるための経済的基盤も規則の中に盛り込まれていた。とはいえ、教育実態の内実、特に教団を単位と

しての僧侶育成については未だ不十分であった。黒田真洞の論説に見られたように、当時の浄土宗では教育が持つ理念共有・思想統一といった側面に着目していたとは決して言えず、教育を知識享受としてのみ捉える層が存在していた。だからこそ、黒田は近代的な僧侶育成をより推進すべく、「宗門の教育」を提唱していたのであった。黒田が唱える理想がその後の浄土宗の僧侶育成制度のどのような反映がなされたのか、もしくは、なされなかったのかについては、より詳細な検討が必要である。ただし、明治二〇年代半ばという国家の近代教育制度が整備されていく時代状況のなか、知識授与・少数エリート教育を是とする前近代的な僧侶教育ではなく、教団規模の僧侶育成構想が提唱されていたことは、後の時代を考える上でも重要であろう。

-
- 1 伊藤唯真「第三章 浄土宗の近代化—特に明治十年前後の教育制度の成立過程を通してみたる—」（伊藤唯真『伊藤唯真著作集 第四巻 浄土宗史の研究』法蔵館、一九九六）四二五頁。
 - 2 明治初期から二〇年代にかけての浄土宗の僧侶育成に関する研究成果として注（1）以外には以下のようなものがある。伊藤唯真「明治仏教徒の危機意識と学問—福田行誠上人をめぐる—」（伊藤唯真『伊藤唯真著作集 第四巻 浄土宗史の研究』法蔵館、一九九六〔初出：一九五四〕）、伊藤唯真「明治初期における浄土宗教団の再編について—浄土宗鎮西派規則をめぐる—」（同書、〔初出：一九六九〕）、中井良宏「宗門学校教育制度の近代化過程—明治期における浄土宗養成教育を中心として—」（『藤原弘道先生古稀記念史学仏教学論集』藤原弘道先生古稀記念会、一九七三）、野田秀雄「近代における浄土宗教団の研究〈乾〉—宗立普通教育制度創設前史—」（同著『明治浄土宗史の研究』四恩社、二〇〇三〔初出：一九八二〕）、江島尚俊・齋藤知明「明治期浄土宗における宗侶育成」（『教化研究』第二二号、二〇一一）。
 - 3 拙著「明治初期の僧侶育成改革と大教院」（『総合佛教研究所年報』第三三号、二〇一一）を参照。
 - 4 内閣官報局『明治八年 法令全書』（博文社、一八八九）一八九頁。
 - 5 伊藤恵濟『浄土宗現行宗制法規類纂』（三省書房、一八九五）一四六一—一四七頁。
 - 6 同書、一四五—一四六頁。
 - 7 『明教新誌』第二六二号（明治九年三月二九日）三頁、同第二六三号（明治九年三月三十一日）二一三頁に全文が記載されている。入手しやすい資料としては、大正大学五十年史編纂委員会編『大正大学五十年略史』（大正大学五十年史編纂委員会、一九七六）一四一一—一四六頁を参照。
 - 8 『大正大学五十年略史』、一六頁。なお、学制（明九）において法然教学が重要視されるようになった経緯については現段階では詳らかになっていない。今後の課題としたい。
 - 9 大谷大学百年史編集委員会『大谷大学百年史』（大谷大学、二〇〇一）七九—一八二頁、龍谷大学三百五十年史編集委員会『龍谷大学三百五十年史』通史編上巻（龍谷大学、二〇〇〇）三九六—四〇〇頁。
 - 10 学制（明九）には「第七章 凡ソ本校ノ教師ハ諸課通暢ノ者ニ限り、助教ハ三課卒業以上ノ者トス、支校ノ教師ハ三課卒業以上、助教ハ二課卒業ノ者之ニ当ツ、督学ハ学識優良ノ人ニ撰ビ、支校ハ適任ノ者ヲ挙ク」と定められていたように、「本校」の教員となるには「支校」より高いハードルが設けられていた。（『明教新誌』第二六二号（明治九年三月二九日）三頁）
 - 11 拙著前掲論文（二〇一一）を参照。

12 当時の学校は前近代的な慣習を踏まえたものであったようで、正則・雑則という大まかな枠組みは決められていたものの、後にみるような単位制や学期制の導入は行われていなかった。当時の雑誌上には「浄土宗の宗学校にては来る七日に小松浄善氏が十八通を開講し鶴飼大俊氏の文章軌範河崎魯輔氏の書経も同日より講し始め其翌日八日より権田雷斧氏が起信論の義記を続講し行誠上人の往生論註は十三日よりお始めになりて二月になれば岸上恢嶺氏が阿弥陀経の合贊と観経疏伝通記を講演なさる手筈の由なり」(『明教新誌』第二二〇号、明治九年一月四日、四頁) という記事が掲載されている。ここからも伺えるように、当時は明確な学期制や単位化された学課制に則った授業構成ではなかった。また、中井前掲論文(注一に掲載)によると、学制(明九)公布の翌年十月には「大会議」が知恩院において開催され、学制(明九)の増補、学校規則を改定した。「大会議」は学制(明九)が計画通りに進展しなかったために開催されたと中井は指摘している。

13 『大正大学五十年略史』、二〇頁。

14 黒田真洞「浄土宗の教育を論ず」『浄土教報』第一三三号(明治二六年一月二五日)五頁。

15 文部省編『学制百年史』(帝国地方行政学会、一九七二)一一二頁。

16 文部省編『学制百年史 資料編』(帝国地方行政学会、一九七二)一五二頁。

17 天野郁夫『学歴の社会史』(平凡社、二〇〇五)一〇三頁。

18 『学制百年史 資料編』、二一四頁に掲載されている教育統計より計算。

19 伊藤編、前掲書、二八一―二九頁。以下に全文を掲載する。

第三章 学事

第九条 浄土宗所設ノ学校ハ宗学本校・宗学支校、及ヒ普通学校ノ三種トス

第十条 宗学本校ハ一宗ノ共立、宗学支校ハ各地方ノ共立、普通学校ハ共立、又ハ私立トス

第十一条 浄土宗学科ハ高等・尋常・予備ノ三科トシ、宗学本校ハ高等・尋常ノ二科ヲ修ム、宗学支

校ハ尋常・予備ノ二科ヲ修ム、普通学校ハ公衆ノ入学ヲ許シ、普通各種ノ学科ヲ教授ス

第十二条 宗学高等科、又ハ尋常科ヲ卒業シ、其優等ノ者ハ、左ノ学階ヲ授与ス
勸学 已講 講師 擬講 得業

第十三条 宗学本・支校ノ教員・職員ハ、学監ノ具申ニ依リ管長之ヲ進退ス

第十四条 学事ニ関スル規則ハ学監之ヲ定メ、管長ノ裁可ヲ経テ施行ス

20 学監以降、教育会、教学院と浄土宗における教育専門担当は変遷をしていくが、その端緒をつくったのは宗制(明二〇)であった。

21 「俗人教育」に関しては真宗大谷派、浄土真宗本願寺派の両派が明治初期より積極的に推進していた。詳しくは、谷川穰『明治前期の教育・教化・仏教』(思想閣出版、二〇〇八)に詳しい。宗制(明治二〇)の「第三章 学事」において規定された「普通学校」は、他の二つに比べほとんど設置されることなく、浄土宗の俗人教育は停滞をしていたのが実際であった。

22 しんな「宗戒相承の神聖権」(『浄土教報』第五六五号、明治三六年十一月一日)一頁。

23 『浄土宗鎮西派規則』

24 野田、前掲論文、三二五頁。

25 「学階」(浄土宗大辞典編纂委員会『浄土宗大辞典』第一巻(浄土宗大辞典刊行会、一九七四))二一八―二一九頁。

26 浄土宗には、僧侶の階位を表す「僧階」、学識や学歴に応じたかたちで叙される「学階」のほか、布教伝道の業績に応じて叙される「教階」があり現在では五階級に分けられている。「教階」は明治二四年七月に布教規則が改定されて初めて整備された制度である。

27 伊藤編、前掲書、三四—三五頁。

28 当時の浄土宗寺院数は約八千ヶ寺であったことから附則通りの徴収を行えば一万六千円程度の予算となる。つまり、約四千円は当初より徴収不可金として念頭に置かれていたようである。

29 宗制（明二〇）の附則には「教学ノ資財」が以下のように規定されている。（伊藤恵済『浄土宗現行宗制法規類纂』（三省書房、一八九五）三五頁。）

一 教学資財一ケ年凡ソ金一万二千円其予算定額左ノ如シ

一 教費定額金四千円

内

金一千六百四十円 棒給

但管長五百円執綱三百六十円学監三百円執事二百四十円宛

金二千三百六十円 巡教費及宗務所録事以下棒給諸経費

一 学費定額金七千円 宗学本校教員職員棒給支校補助費及本校宗費生支給其他諸経費

一 恒例積金凡一千円

30 社説「宗学本校卒業式に就て」（『浄土教報』第一一三号、明治二五年七月五日）一頁。

31 「報告第四号」（『浄土教報』第二二四号、明治二八年八月五日）一一四頁。

32 小野国松編『浄土宗制法規類纂』（小野国松、一八九二）二九頁。

33 ここでの資料は、大正大学図書館に所蔵されている『大正大学年史資料』をもとに引用を行っている。一次資料として非常に価値があるものであるが、内部文書であり刊行されていない資料であるため書誌情報を明記できないことを断っておく。

34 『大正大学五十年略史』、二三頁。

35 明治二二年一二月改定の浄土宗制「第十一章 教育」の全文（小野編、前掲書、一〇—一一頁）。

第十一章 教育

第六十八条 宗内に宗学本校宗学支校及普通学校を置く

第六十九条 宗学本校は一宗の共立宗学支校は各部の共立普通学校は共立又は会衆の私立とす

第七十条 宗学は高等科及尋常科とす高等科は宗学本校に於て之を修め尋常科は宗学支校に於て之を修む

第七十一条 宗学高等科を卒業し其優等熟練の者は左の学階を授与す

勸学 已講 講師 擬講 得業

第七十二条 宗学本校及支校の職員は管長之を任免す

第七十三条 宗学本校に教育会を置き管長の諮詢に於て宗学に関する規則及教育上の特質を攻究す

教育会の組織は管長之を定む

36 以下に教令第二号において規定された教育会に関する条文全文を掲載する（小野編、前掲書、二七頁）。

教育会組織（明治二三年一月四日 教令第二号）

第一条 教育会は宗学本支校の職員を以て組織す但支校職員は校長教授の内一名

第二条 前条の外教師補以上にして教育上経験ある者は特に教育会に出席せしむることあるへし

第三条 教育会を開くときは予め学監より報告す

37 同書、三頁。

38 同書、三二頁。

39 黒田前掲論説、『浄土教報』第一三三号、六頁。

40 同論説、六頁。

41 同論説、七頁。

42 同論説、六頁。

43 同論説、七頁。

44 黒田真洞「浄土宗の教育を論ず（承前）」『浄土教報』第一三五号（明治二六年二月一五日）五頁。

45 同論説、五頁。

46 同論説、五頁。

47 黒田、『浄土教報』第一三三号、八頁。

明治前半期・真宗大谷派における高等教育制度

一 問題の所在

本稿においては、明治前半期における真宗大谷派の高等教育に焦点を当てながら、この時期の高等教育制度がどのような変遷を経て、どのような教育を行なっていたのかについて詳述することを目的とする。

旧学制下の真宗大谷派においては宗門系の高等教育機関として、大谷大学、真宗専門学校、大谷女子専門学校、光華女子専門学校が存在していた。これらの中で教団内の最高学府として位置づけられていたのが大谷大学である。そのルーツといえば、古くは江戸初期の学寮（高倉魚棚に移転後は、通称として高倉学寮）に求められるが、明治期になると学寮組織自体に様々な改称・改変が施された。筆者は、明治五年に設置された大教院制度が伝統仏教教団における僧侶育成に大きな影響を与えていたのを論じたことがある⁴⁸。明治という新しい時代を迎えた伝統仏教教団は、政府が主導する宗教政策、教育政策に準じながら、教団毎に僧侶育成制度を変革させていったが、その端緒が大教院制度の発足であった。大谷派においてもそれは例外ではなく、大教院制度を発端とし、宗内の僧侶教育を通じて教団全体の改革を試みようとしていたのである。その試みの中において、最上位の改革対象となっていたのが大谷大学であった。

教育法規上の歴史的な事実として、大谷大学が正式に誕生するのは大正一一年であるが、その前史においては大学寮や真宗大学などといった名称を有していた。大谷大学に関しての、いわゆる“正史”としては『大谷大学百年史』（資料編を含む、以下『百年史』と略称）がすでに刊行されており、真宗大谷派高等教育の概略をつかむことが出来る。しかし『百年史』では“正史”としての性格上、その中で学祖として位置づけられている清沢満之およびその弟子たちへ高い評価が与えられる一方、彼らと対立した当時の教団主流派に対しては低い評価が与えられている。ゆえに、全てが学祖に連なるような歴史記述がなされているように感じられる箇所も少なくない。執筆者が考えるに、清沢満之の役割・位置づけは真宗大谷派にとって確かに大きなものであったに違いないが、それを歴史的必然として捉えることはその他の史的事実を捨象しかねない。また、大谷大学（その前史を含む）とは宗門系大学であり真宗大谷派と密接な関係を有している一方で、仏教系の教育・研究そして僧侶養成機関であること鑑みるならば、大学史からのみで捉えられるのではなく、宗教史や教育史、さらには教団史を交叉しながら論じる必要性がある対象といえる。

このような問題関心のもと、本稿では『百年史』を参考にしながらも、宗教史・教育史の視点も導入しながら明治期の大谷大学（正確には、その前史）を論じることとしたい。その際、当時の一次資料である教団機関誌を多く用いることによって、史実としての高等教育制度の変遷と教育に関する実態を詳述したいと考えている。ただし、紙面の都合上、明治前半期（明治二〇年代後半）までを範囲とすることを予め断っておく。

二 護法場という転換点

近世期において真宗大谷派には学寮（通称、高倉学寮）が存在していたが、「学寮之義ハ諸国御末寺之聴講修学之為ニ御起立被為成置候御事」⁴⁹というように、全国の僧侶のために「聴講修学」を主とした教

育機関であった。『百年史』によると、時代が下るごとに、学寮は宗学道場の本拠地としての性格を強めていくのと並行して、教団側の強い管理下に置かれるようになっていく⁵⁰。特に、近世後期においては、伝統宗学を担う組織として宗内における確固たる地位を占めていくこととなった。しかしながら、排仏思想の拡大や儒学者からの批判を受けて、同時に「外学」⁵¹も取り入れられるようになり、神道・儒教に関する教授内容も次第に増えていったとされる。

そのような中、慶應四年八月に護法場開設の演説が行われた後、護法場が新設され、外学に関する専門的な教育・研究が開始されることとなる。表一には護法場の教育内容の一覧を示している。

表一 護法場の学科組織とカリキュラム⁵²

国学	国学全般	天学	天文学全般
	兼諸流神道		兼算術
	和歌和文		推歩
儒学	儒学全般	洋学	洋学全般
	兼詩文		耶蘇
	経済		天主

護法場は、国学、儒学、天学、洋学の四つの学科に別れており、宗門教育（宗乗や余乗など）⁵³を教授していない。先に述べたように、外学を専門とした教育・研究機関であったことが伺える。さて、明治維新直前になると宗内において学寮再建が声高に叫ばれ、慶應二年（一八六六）における「宗学護法の書立」においては、「学寮古来ノ規則・・・御趣意堅相守リ、王法仁義ノ掟ハ勿論宗ノ正意ヲ相弁ヘ護法ノ忠誠ヲ抽ミ」とあり、翌々年に出された「学寮再建計画書立」においても、「当今於何方モ撫育人材増進學術ノ時勢ナレハ、学解ノ正道ヲ以テ王法仏法如輪翼可奉守護」と論じられている。宗門護持と護国仏法のために、当時醜聞となっていた宗門僧侶の「不律不如法ノ振舞イニテ放逸ノ行跡」を改めるとともに、新しい人材を育成していくことが示されているのであった⁵⁴。

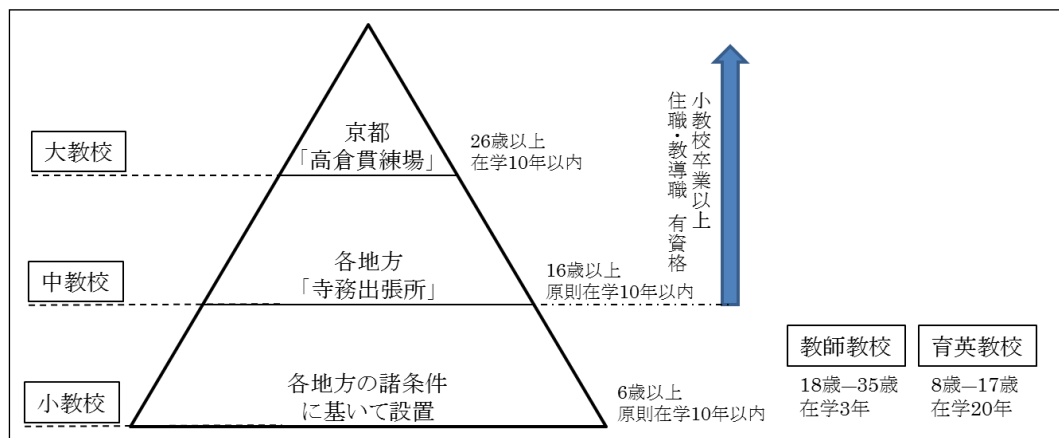
『百年史』においては、近代大谷派の教育制度を俯瞰する際、護法場をひとつのターニングポイントとして捉えている。もともと幕末期において、宗学研究の最高学府であった高倉学寮内では、すでにキリスト教研究の奨励や護法のための修学が盛んに行なわれるようになっていた。護法場が設置された当時の通学生である南條文雄によると、護法場の「目的は高倉の学寮生をはげまして破邪顕正の護法の手段方法を講究」⁵⁵させるものだったと回顧している。宗内最高学府であった高倉学寮の中から更に学生を選別した上で、「破邪顕正の護法」を實踐できる教育・研究機関として護法場は位置づけられていたのであった。

しかしながら、護法場は外部との積極的な交流を持つ先進的な教育・研究機関であるがゆえに、伝統的な教学や既存の宗門体制に疑問を持つようになり、教団主流と激しく対立していく。柏原祐泉によると「護法場自体は、主として宗・余乗以外の広い学問研究を行い、もってキリスト教等の新時代の諸問題に対応する目的で設置されたものであるが、この護法場がもった一面の開明的な学問研究の熱意の中から、やがて宗務機構の改革を求める声が育つ」⁵⁶こととなったのである。特に、教育や研究に対する両者の姿勢には決定的な差異が存在していた。この対立は最終的な解決を見なかったが、明治五年大教院制度発足を迎える頃になると、相反していた両者の姿勢が共通の目的（＝宗門の国益性を追求・発信する）を持つようになった⁵⁷。その後、明治六年八月に学寮は貫練場と改称される。貫練場は、学寮のよう

な性格を持つ教育・研究機関ではなく、僧侶以外の一般人の教育を推進していく機関として期待されていた点が従来との大きな違いであった⁵⁸。一方、教団主流派に対して一定程度の改革を認めさせた護法場は、この改称を機に廃止される。

三 教校制度の発足

大教院が解散した直後の明治八年七月には「大中小三教校条規」が定められ本山事務所長によって布達される。そこで定められた新しい宗内教育制度（＝教校制度）は、その後の大谷派にとって非常に大きな意味を有する制度であった。教校制度とは、それまで系統立てられていなかった僧侶用の教育施設や一般信徒への布教施設を全国規模で組織化しようとする制度であった。そこでは、大教校を頂点に、中教校・小教校という三つの階層のもと全国規模で再編しようという点に大きな特徴があった。この制度構想の背景には、明治五年八月の学制公布、一二月の大教院制度および教導職制度があった。これら三つの制度は、教育（学制）および教化（大教院・教導職）という二つの側面から国民国家の形成に寄与することを目的として設置されたものであるが、両者を下敷きにしながら大谷派においても教校制度という全国規模の教育制度が新たに創られたのである（ただし、その目的はあくまで宗内僧侶の養成）。特に、大教院制度と教導職制度は大谷派にとって大きな変革をもたらす制度であった。明治七年七月には教部省達書第三三三号が公示され、教導職試補以上でなければ寺院住職たりえないことが定められた⁵⁹。真宗各派は明治八年二月に大教院制度からの離脱を許可されたが、教導職制度から脱することはなかった。ゆえに大教院制度が廃止された後も、教部省は教導職制度を通じて伝統教団に介入すること可能であり、かつ教団側は教部省の方針を受け入れながら宗門子弟を育成する必要に迫られていたのである。このような宗教制度的文脈のなか、教校制度は構築されたのであった。図一には、教校制度を図示化している。



図一 明治八年段階における教校制度

図一からも分かるように、教校制度の発足により高倉貫練場は大教校として宗内の最高学府に位置づけられるとともに、各地方には中教校、小教校を創設することが構想された。「地方布教ノ適宜ニ依テ」各地に新設する事務出張所のなかに中教校を設置、また、小教校については「地ノ遠近ト僧徒ノ多寡トヲ視テ之ヲ設立」することが指示されている⁶⁰。小教校卒業後には中教校への進学が、中教校卒業後には大教校進学が義務付けられていることから、この教校制度は宗内教育制度のヒエラルキー化を厳格に図

っていたことが理解できる。また、「小教校学課卒業ノ者ニ非レハ住職及教導職ニ推挙セス」⁶¹というように教校制度と住職・教導職の認可が関連付けられた点も非常に大きな意味がある。これによって、原則として寺院住職（および教導職）をめざす全ての宗門子弟は小教校を卒業せざるを得なくなったのである。ただし、このような制度はその構想・規模ともに大谷派史上初の試みであったことから、実質的な運用には多大な労力と時間を要していた模様である。大教校に関してはすでに高倉貫練場を設置していたが、小教校については京都小教校を初めとしてその後約三年間でようやく二校が開校された程度であった⁶²。中教校に至っては設置そのものが大幅に遅れ、明治一一年六月になっても育英教校内にようやく中教校を併設できる程度であった⁶³。

さて、上記のようなヒエラルキーの枠外に、育英教校、教師教校という二つの教校が設置されることが別途規定されていた点も重要である。前者は、宗内の子弟等の内「俊英拔群ナル者ヲ精選シテ入学セシメ伝灯ノ真教師タラシメンカ為ニ設立」⁶⁴され、後者は「各府県下中小教校へ派出セシムル教師ヲ成立セシメンカ為ニ設」⁶⁵けられた教校であった。前者は宗門を率いる将来の指導者層を、後者は中小教校における教師を養成するというように、共にエリートを育成する機関であった。学制において規定されていた専門学校や当時すでに設置されていた師範学校を想起させるような構想と言える。

表二 教校制度における諸条件⁶⁶

	入学資格	入学試験	定員	在学期間	在学時待遇	卒業特典
小教校	六歳以上	—	—	原則一〇年	—	中教校進学資格 住職・教導職資格
中教校	一六歳以上 小教校卒業	—	—	原則一〇年	—	大教校進学資格
大教校	二六歳以上 中教校卒業	—	—	原則一〇年	月額：二五銭以上 を学費として要納入	—
育英教校	八歳以上一七歳以下 「才気俊英ニシテ三部経 及四書ノ素読ヲ終ル者」	推薦もしくは志願を もとにした「本山ノ特 選」	二五名	二〇年	月額：五円を全員に 賦与 (一名に限り年間五 〇円の手当金あり)	「伝道教師」の称号授与 「連枝」に次ぐ身分保証
教師教校	一八歳以上三五歳以下 「事務所七級以上ノ役員 及学師説教者ヲシテ其器 ニ当ル者」	普通下等第四級程 度の試験	二五名	三年	月額：五円を全員に 賦与	中小教校教師への着任が 義務化

表二には、各教校の諸条件を一覧とした。一般の就学ルートである大中小教校に比べると、育英教校・教師教校は特別な扱いを受けていることが分かる。特に、在学時待遇と卒業特典には大きな差がつけられており、次代の宗門を担うエリート子弟養成に関しては宗門側の財政負担のもと行なわれることが規定されていた。特に育英教校に関しては、出自や身分を問わず能力主義を重視した選抜方法となっており、宗内のエリート育成に関する熱意を垣間見ることが出来る。

さて、日本近代教育史上、明治五年公布の学制がその後幾多もの改変が行なわれたように、大谷派における教校制度も、先に触れたように当初の規定通りには進展しなかった。その証左に、制度発足以降たびたびの修正・改変が行なわれていた。明治一二年六月には貫練場が貫練教校と改称され、その学課カリキュラムも大幅に改変される。普通学は小・中教校において担われることとなり、大教校（貫練教校）は宗余乗を中心とした仏教に関わる専門性の高い教育が行われることとなった。また、小・中教校を経て入学してくる学生を「正則生」とし学費給付待遇として遇し、相当の学識と一定年齢以上の志願

第1部：論文編

者を「変則生」として学費自費をもって入学させることになった。このような部分的な改変を経た後、遂には明治一三年に教校制度そのものが再編されることとなった。同年二月には教師教校を育英教校内に併設⁶⁷、中教校は教導習練場内に移転し⁶⁸、さらに七月には育英教校、教師教校、中教校の三校を合併し、上等普通教校として新たに発足させることとした⁶⁹。上等普通教校は、合併前の三校が有していた役割をそのまま引き継ぐこととなり、この合併によって育英・教師両校は大中小教校制度の中に組み込まれることになった⁷⁰。

その後、明治一四年五月に勸学例が施行され、複雑化していた教校制度の簡素化が試みられる。ここでは、貫練教校（明治一二年六月に貫練場から改称）・上等教校・地方教校の三種に再編されることとなっている。表三には勸学例によって再編された各教校を一覧とした。

表三 勸学例による各教校の諸条件⁷¹

機関名	前身機関	設置目的	目的	入学資格	期間		学課	
貫練教校	貫練教校	末寺ノ僧侶ヲシテ専門一途ノ学ニ就カシメ専ラ宗意ヲ練磨セシムル	末派僧侶ヲシテ宗乗及余乗ノ聖教遺範ニツキ博探深窮シ著実成業ノ域ニ達セシメントヲ要ス	二一歳以上、もしくは、正副住職	夏講：五月一五—七月二六日 秋講：九月二日—一〇月一五日 春講：三月二日—四月一五日		宗乗、余乗	
上等教校	上等普通教校	地方教校ノ学科卒業優等ノ者及才質俊秀ニシテ行ク々成業ノ目途アル者ヲ精選シ入学ヲ得シム	地方教校ノ学科卒業ノ生徒及其他ノ者ニシテ専門ノ学ニ新入セントシ或ハ地方教校ノ教師タラント欲スル者及俊才ニシテ漢英学ヲ修シ以テ専門ニ入ラント欲スル者ヲ撰ヒ併テ陶冶育成スル所ナリ	一〇歳以上一七歳以下、かつ、地方教校卒業以上(上限年齢に例外規定あり)	専門部	一	専門部	宗乗、余乗
					兼学部甲科	三年	兼学部甲科	宗乗、余乗、漢学、付科(洋学、数学)、数学、付科(漢学、理学)、梵学天文学
					兼学部乙科	五年	兼学部乙科	宗乗、余乗、漢学、付科(洋学、数学)、英学、付科(漢学、数学)
地方教校	小教校	普通ノ学科ヲ末寺ノ子弟ニ授クル	—	一〇歳以上二一歳以下(年齢に例外規定あり)	規定なし(学課課程終了時点で卒業)		宗乗、余乗、修身、習字、作文、算術、算図、地理、歴史、物理	

ここでの特徴は、学齢期の短縮と貫練教校の役割変化である。従前の教校制度においては六歳以上の宗門子弟を対象としていたが、勸学例においては「一〇歳以上」と学齢下限が引き上げられている（なお、住職資格を得るには地方教校卒業が必須とされた⁷²）。また、貫練教校は教育内容および開講期間ともに安居としての性格を強く持つこととなり、入学資格において上等教校卒業資格は必要ではなくなった。貫練教校においては「専門一途ノ学」を修学させるのみであり普通学教育は行われず、上等教校兼学部（甲科・乙科）および地方教校において担われることとなった（ただし、そこでの普通学はそれが必修とされていた点も留意すべき点である⁷³）。つまり、貫練教校は近世期の学寮のような役割を有するようになり、常時開設の教育機関ではなくなっていたのである。よって、常設としては上等教校専門部が最上位の教育課程として位置づけられたのであった。なお、明治一六年九月に地方教校規則が定められるが、そこでは地方教校を「住職当撰ノ人材ヲ培養スル所」と定め、卒業資格を住職資格と再び規定している。また、地方教校で用いる教科書は、宗乗・余乗・経史・雑部・素読の五種に区分して定められており、宗内教育で七冊、その他で二〇冊が指定されていた⁷⁴。

さて、その後再び種々の改組や改称が行なわれる。明治一五年一二月には、貫練教校が大学寮と改称され、これによって大学を含称する教育機関が初めて大谷派内に登場することとなった。さらには、上等教校兼学部に設置されていた乙科・甲科が廃止され、同部内には漢学科と数学科が新たに設置された⁷⁵。ただし、両者ともにその教育内容が変更となったわけではなく、この段階においては名称のみの変更で

あった。翌年七月には、大学寮条規が制定され第一章通規として「派内ノ僧侶ヲシテ宗義ヲ研究セシメ着実効成ノ者ヲ培植センタメニ設立スル所ナレハ修行連年半途ニシテ廃セス恭謹勉勵最モ大成ヲ期シ高尚幽玄ノ域ニ達センヲ要ス」⁷⁶（下線、執筆者）が規定された。下線部のように、学生の就学状況まで言及している点は興味深い。

明治一七年一月には、上等教校を大学分寮と改称し大学寮内に併設することとなった。これにより、同校に設置されていた漢学科・数学科が廃止され、新たに兼学科を設置した。この制度改革には二つの意味があり、一つは中教校が事実上無くなったことであり、もう一つは、分寮とはいえ最高学府である大学寮内で普通学が学ばれるようになったことである。大学寮内に大教校・中教校を併設することによって、中等以上の教育を一括管理しやすい体制に改変したと考えられる。ただ、これまでと同様に、その後の大学寮の制度改変は更に目まぐるしくなっていく。

明治一九年六月一二日には大学寮条規が全面改定されるが、そこでは興味深い点が見られる。それは「第一条 本寮ハ派内ノ僧侶ヲシテ宗門高尚ノ學術ヲ考究シ専ラ世間普通ノ学科ヲ兼修セシムル所トス」⁷⁷と大学寮の目的が改定された点である。宗内の最高学府において「世間普通ノ学科」を教授することが条規として明記されたのはこれが初めてであった。これによって普通学の重要性はより高められこととなり、大学寮に常在している学生を専門部と兼学部に分け、専門部を研究科と本科に、兼学部を高等科と初等科に分け教育することとした。無論、これら兼学部は、普通学を兼学させるということを旨として設置されていた。その後、同月二九日、京都教校を大学寮に併合して兼学予備科とし⁷⁸、広島教校も兼学部初等科へ併合するなど⁷⁹、地方所在の教校を大学寮内へ合併する動きがみられた。これらは教団の経済的問題という原因によるものであった。そして八月五日には、兼学部が初等科・高等科の二つに分けられ、初等科は地方教校程度、高等科は地方教校卒業以上の教育内容が教授されることとなった⁸⁰。『本山報告』第二四号附録には、大学寮兼学部初等科・高等科の「学科書目表」（教科書一覧表）が掲載されている。明治一五年の勸学例と比較してみると、初等科（地方教校程度）においては英語が導入されていたり、初等・高等を通じての学課名が一般の公立学校と同じ名称となっていたりしている。このような変化は、明治一〇年代後半に公布された諸学校令の影響があったと予想される。初代文部大臣森有礼は、明治五年学制公布以来、迷走してきた学校制度を体系化すべく帝国大学を頂点とする種々の学校令を公布し、近代教育制度の基礎を固めていた。森によって定められた教育制度および教育内容は主として公立学校に対する法令ではあったものの、それ以外の私立学校に対しては典型的モデルとして捉えられ、私立学校は公立学校を模範としながら学校としての体を整えていく。明治一九年における中教校の教育内容は、中学校令（明治一九年四月）を受けて文部省が発令した省令第一四号（尋常中学校ノ学科及其程度）で規定されていた教育内容とほぼ同程度のものであった⁸¹。大谷派は中教校を中学校と同等の学校として企図していたと考えられる。一方で、中等教育課程を大学寮内に包摂していく動向もあり、明治二〇年三月には東京大谷教校高等科を兼学部へ合併し⁸²、同年七月には大学寮兼学部附属簡易科が設置された⁸³。

四 大学寮への集約

明治二一年二月には更に大きな制度改革が行われる。同月一三日には、それまでの学事を取り扱っていた教学科が廃止され、教学部が設置された。教学部は「布教及ヒ勸学ニ関スル事務ヲ管掌ス」⁸⁴る機関として規定された。そして、同局内には布教掛・勸学掛が置かれ、学事に関する事務は勸学掛が担当す

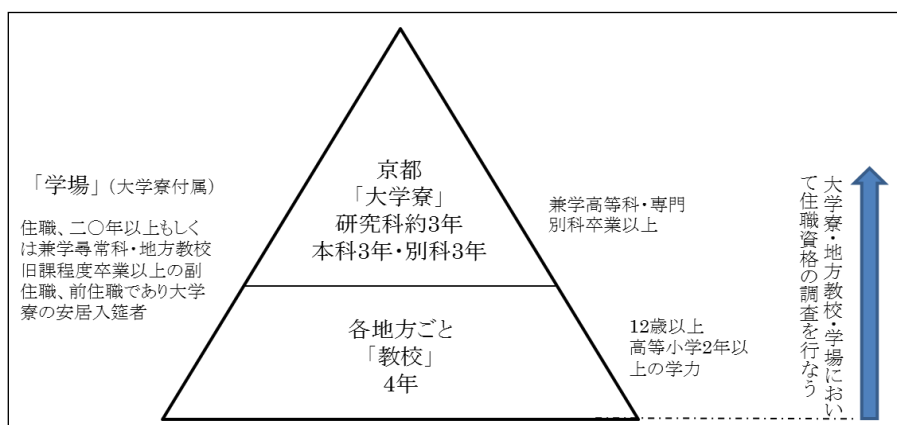
第1部：論文編

ることになった。そして翌日、『真宗大谷派宗制寺法』の第二編第五章が改定され、学規細則が新たに定められた⁸⁵。そこでは明治九年以来の教校制度を根底から改変し、宗内の学校は原則として大学寮・教校・学場の三つに再編されることとなった（表四参照）⁸⁶。

表四 『真宗大谷派宗制寺法』（明治二一年段階）における大学寮・教校・学場の規定⁸⁷

機関	構成	目的	学科	詳細
大学寮	安居	特命ヲ以テ宗義ヲ講説セシム	—	目的 一
				資格 衆徒・住職・兼学尋常科卒業以上
	専門科	「本宗教義ノ蘊奥ヲ考究シ諸宗教理ノ玄底ヲ研尋スルヲ目的トス」	研究科	目的 「宗乘余乗及之ト関係ヲ有スル學術ノ奥義ヲ探求セシム」
				資格 専門本科卒業以上
			期間 約三年	
			学課 「教学部長別ニ定ム」	
			本科	目的 「宗乘及余乗ヲ専攻シ応用ノ為メ哲学ヲ授ク」
				資格 兼学高等科もしくは専門別科卒業以上
			期間 三年	
			学課 宗乘、余乗、哲学	
別科	目的 年齢制限により専門本科に入学が不可能なもののために設置			
	資格 二〇歳以上で所定の入学試験に合格した者			
期間 三年				
学課 宗乘、余乗、漢文、歴史、物理化学、博物生理、哲学、数学、体操				
兼学科	「寺院住持ノ任ニ当リ又ハ高等ノ学科ヲ修メント欲スル者ノ為ニ就学及須要ノ学科ヲ教ク」	高等科	目的 一	
			資格 兼学尋常科卒業以上	
		期間 二年		
		学課 宗乘、余乗、倫理、国語漢文、英語、独逸語、歴史、数学、物理化学、博物生理、哲学、教育学、図画、体操		
尋常科	目的 一			
	資格 一二歳以上			
期間 四年				
学課 宗乘、余乗、倫理、国語漢文、英語、地理、歴史、数学、物理化学、博物生理、図画、体操				
教校	—	「一派ノ僧侶ニシテ寺院住持ノ任ニ当リ又ハ高等ノ学科ヲ修メント欲スル者ノ為メニ宗学及ヒ須要ノ学科ヲ授クル所トス」	—	目的 (兼学尋常科と同程度ノ教育内容を教授) 資格 高等小学校二年以上もしくは満一二歳以上で同等学力を持つ者 期間 四年 学課 宗乘、余乗、倫理、国語漢文、英語、地理、歴史、数学、物理化学、博物生理、習字、図画、体操
学場	(大学寮に付属)	—	—	目的 一 資格 住職、二〇年以上もしくは兼学尋常科・地方教校旧課程卒業以上の副住職、前住職であり大学寮の安居経験者 期間 一回あたり三〇日以上五〇日以下、毎年一回もしくは二回の開催、指定された16地域で開催 学課 宗乘、余乗、倫理、国語、漢文、英語、地理、歴史、数学、物理化学、博物生理、図画、体操

ここで着目されるのは、従来の中教校に値する教校への入学資格が「一派ノ僧侶ニシテ高等小学二年級以上ノ課程ヲ卒へ又ハ満十二年以上ニシテ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノ」⁸⁸（下線、執筆者）と規定されたことである⁸⁹。つまり、初等教育はその他の学校の義務教育課程に任せ、それ以後の宗門子弟を教育することが定められたのであった。これにより、教校制度発足以来の大・中・小教校という三階制のヒエラルキーは消滅し、事実上は大学寮・教校という二階制の教育制度が新しく構築されてゆくこととなった（図二参照）。ちなみに、大学寮は従来の大教校と中教校を合わせた組織に改変された。特に、大教校の系譜を嗣ぐ大学寮専門科においては、別科・本科において普通学が教授されていた。本科で教授されていた哲学には、三年間で哲学史、社会哲学、支那哲学、純正哲学、倫理哲学、宗教哲学、印度哲学という学課が配置されており、当時、人文学界で流行していた哲学を早々に取り入れている点が興味深い。



図二 『真宗大谷派宗制寺法』(明治二一年段階)における教育制度

さて、このとき定められた教校の学課課程には注目すべき点がある。それは、全学課時間中の宗門教育(宗乗・余乗)の時間が非常に限定されていた点である。通信省認可のもと明治二一年七月一五日に公示された「教校課程並書目表」によると、四学年を通じて宗乗・余乗は毎週六～七時間程度、それ以外は二二～二四時間を学習することが定められている⁹⁰。特に英語は四～六時間、数学は五時間が定められており、宗乗・余乗を合わせた時間数にほぼ匹敵している。まさに改定宗制寺法に規定されたように、「普通ノ学科ヲ末寺ノ子弟ニ教授」することが教校の役割なのであった。更に、明治二一年二月には学階条例が定められる⁹¹。第二～第六条において、大学寮専門本科の卒業者に進学号を与えることを筆頭に、宗内教育制度の学歴に応じた学階が授与されることが明記された。第七条には教学部長の特例認可が、第八条には帝国大学分科大学もしくは高等中学校以上の卒業資格を持つものに対する特例認可が規定された。これによって、学歴と学階が密接に結びつく制度が明文化されることとなった。

その後は明治二一年八月に大学寮附属教導講習科が設置されるなど⁹²、大学寮に関する部分的な改定を経て、明治二三年七月の大学寮規則においては再び全面改定が行なわれる。これにより、大学寮は安居、専門科(研究科・本科・別科・付属科)、兼学科の三つを主な構成とし、付属として教導講習科を設置する構成となった(ただし、兼学科は京都府尋常中学校に併設。後に明治二六年三月には尋常中学校を京都府へ返還)⁹³。大学寮は組織内容を大幅に増加させてゆくこととなった。ただし、この頃より白川党を中心とした本山改革運動が表面化し教団主流にとっても見逃すことのできない状況となっていた。

大学寮においても明治二七年七月に更なる全面改定が行なわれる。「大学寮条例改正等に関する垂示」が同月二日に出されているが、そこでは幕末以来の財務整理が一応の決着をみたことによって、ようやく「勸学ノ基礎ヲ定メ以テ布教ノ大本ヲ立ントシ乃チ茲ニ一派ノ学制ヲ更定」⁹⁴することができたことと述べられている。また同日には、執事兼教部部長渥美契縁の名において諭達第七号が出されている。その要点としては、宗内教育制度の再整備、学階制度と学事商議会の再編である。学事商議会とは、この諭達に先立つ六月二八日に定められた学事に関する特務組織のことである⁹⁵。この会は、教部部長監督のもと「学事上必要ト認ムル時」に開会され、教部部長による「特選」によって計一七名が任じられることとなっていた。業務内容としては、宗内教育に関する「画一及振起」、「大中学寮ノ利害消長」、「学階又ハ学職」に関することが合議されていた⁹⁶。これらの業務内容をみると、渥美を始めとする教団側が宗内教育に対して強い管理体制を敷こうとしていることが容易に理解できる。学事商議会が教部部長渥美のも

第1部：論文編

と、単なる宗内教育のみを扱うのではなく教育をめぐる利害調整や学階および学職人事までを取り扱う組織として規定されていることから、混乱を極める宗内教育の現場をいかにして一括管理（「画一」）していくかが教団側の意図であったのだろう。

これらの垂示、諭達が示された同日、告達第七～一五号（学階条例改定、大学寮条例改定、中学寮条例制定、講習会規定制定、大学寮職制改定、中学寮職制、住職副住職任命改定、副住職試験条例改定、勸令使勸令使補任命改定）が示され、「学事」全般の改定が行なわれるとともに、学階や住職・副住職任免に関わる条例も改定された。さらには教学部達一～三号も示され、大学寮所化への学資補助制度や国内留学制度、大学寮安居懸席者の取扱手続きなどが新たに定められた。このように明治二七年七月には渥美の強力な指導のもと、宗内の教育制度が大きく転換されたのであった。表五においては、新しく制定された大学寮条例・中学寮条例に規定されている内容を一覧とした。

表五 大学寮条例・中学寮条例における教育制度⁹⁷

機関	構成	学科	詳細
大学寮 (京都に一校)	宗乗専攻院*	—	目的 「学師中ヨリ特選シテ専ラ宗乗ノ蘊奥ヲ研尋スル所トス」
			入学資格 研究科卒業以上
			期間 三年以上五年以下 学課 講師により決定
	研究科	—	目的 「其修学セル学科ノ中ニ就キ専攻ノ学科又ハ事項ヲ選定シ其蘊奥ヲ研究スル所トス」
			資格 本科第一部、もしくは第二部卒業生 期間 三年以上五年以下 学課 各自が指導教授とともに選定
	本科	第一部	目的 「宗余乗及其他須要ナル学科を教授スル所トス」
入学 中学寮第一部卒業以上、もしくは五年課程を備えた別種中学寮卒業生、もしくは同等学力保有者 資格 者 期間 四年 学課 宗乗、余乗、余乗付科、国文漢文、哲学、教導			
第二部		目的 「宗余乗を教授シ且ツ外国語ニ依リテ哲学及近世科学ノ大綱其他須要ナル学科ヲ教授スル所トス」	
		入学 中学寮第二部卒業生、もしくは同等学力保有者 資格 者 期間 四年 学課 宗乗、余乗、国文漢文、数学、科学、哲学	
安居	—	目的 「安居ハ師資相承ヲ重ズルノ本旨ニモトツキ法主特命ノ講義ヲナシ宗意ヲ受得セシムル所トス」 資格 正副住職、もしくは四〇歳以下の中学寮卒業以上衆徒(ただし学齢の例外規定あり) 期間 毎年五月一六日から七月二六日 学課 詞講二名による宗乗一部の講説、擬講一名による余乗一部の講説	
中学寮 (京都・東京・山形・金沢・久留米の五校)	第一部および予科	—	目的 「専ラ寺院住職タラントスル者又ハ大学寮第一部ニ入り深ク宗余乗ヲ修メントスル者ニ適當ノ教育ヲ施ス所トス」
			入学 高等小学校四学年卒業生もしくは同等の学力保有者は第一学年入学、高等小学校二学年卒業生は予科入学 資格 者 期間 六年(内、予科一年) 学課 宗乗、余乗、国文漢文、地理歴史、数学、科学、哲学、声明教導、習字、図画、体操
	第二部および予科(京都中学寮にのみ設置)	—	目的 「大学寮第二部ニ入りテ宗余乗ヲ修メ兼ネテ外国語ニヨリ哲学及科学ノ大綱ヲ修メントスル者ニ適當ノ教育ヲ施ス所トス」
			入学 高等小学校四学年卒業生もしくは同等の学力保有者は第一学年入学、高等小学校二学年卒業生は予科入学 資格 者 期間 六年(内、予科一年) 学課 宗乗、余乗、国文漢文、外国語、地理歴史、数学、科学、哲学、声明教導、習字、図画、体操

*宗乗専攻院は明治二八年一月の大学寮条例改定の際に設置

大学寮条例によると、大学寮に入学できるのは中学寮の卒業生に限られており、中学寮は全国に五校のみの設置となっている。教校から改称された中学寮では、第一部・第二部の二部制が採用され、原則として第一部卒業生は大学寮第一部へ、第二部卒業生は大学寮第二部へ進学できることが定められた。

これまで中教校の学科が分けられたことは無かったことに比べると大きな改革であり、京都中学寮のみとはいえ「外国語ニヨリ哲学及科学ノ大綱」を兼学させる中等教育課程（中教校程度）に設置したことは画期的であった。一方で、中学寮第一部と第二部の学課内容を比べてみると、宗門教育（宗乗・余乗・声明教導）の学習時間数が大きく異なっている。表六には宗門教育とそれ以外の学課の履修時間数を一覧としている。

表六 中学寮条例（明治二七年）によって規定された学習時間⁹⁸

	予科（一年間）		一～五学年（*）	
	宗門教育	それ以外	宗門教育	それ以外
第一部	四	二六	一一・八	二一・二
第二部	四	二六	七	二五・四

(*) 一～五学年における平均時間を掲載

第一部は宗内教育をより重視し、第二部では普通学教育を重視されていた。興味深いのが、明治二一年段階における教校との比較である。教校においては、全学習時間の五分の一程度が宗門教育に充てられていた。その教育内容は、中学寮条例においては第二部の学課内容にあたる。一方、中学寮第一部では三分の一以上が宗門教育に充てられており宗門教育重視の学課内容となっているのに伴い、普通学の時間数が低下していることが分かる。卒業時における住職資格は中学寮第一部のみに与えられていた点も、宗門教育をより重視した結果であろうと思われる。翌年一二月には「宗乗の蘊奥を研尋する所」として宗乗専攻院が創設され、大学寮に対してより上位の研究機関が設置された。これも、宗門教育重視の改革の一環として捉えることができるであろう。

五 おわりに

本稿においては、宗内の教育制度全体を見据えながら明治前半期における真宗大谷派の高等教育制度の変遷について論じてきた。これまで示してきたように、明治前半期における大谷派の教育制度は度重なる改革の連続であったと言える。明治八年に構想された教校制度は宗史上あまりに画期的かつ壮大であったため、その後は様々な改変が加えられていった。勸学例（明治一五年）や宗制寺法（明治二一年）を経て、当初構想されたような全国規模かつ三〇年修学という壮大さは徐々に縮小されていった。その後、教団の財務状況が好転し始める明治二七年の大学寮・中学寮条例によって、大学寮一校・中学寮五校という現実的な学校数に落ち着くこととなった。また学課内容については、宗門教育に関する学課は全過程を通じて縮小する傾向にあり、その代わり普通学の修学が奨励されるようになっていった。ただし、一方で伝統的な安居の制度は決して消失することはなく、修学期間の短縮はあったものの、高等教育機関の重要な一部門として残り続けていた。さらに、明治二七年七月の制度改革においては、宗門教育重視の傾向が見られた点も興味深かった。それまで普通学導入に対しては積極的であった姿勢が、この時期になると消極的になっており、その分、宗門教育に力を入れるようになっていたのである。

本稿においては触れることができなかったが、明治二九年六月には大学寮条例が廃止され、真宗高倉大学寮条例と真宗大学条例が制定されている。大学寮は二つの組織に分離されたのである。前者は宗門教育を専門とし、後者は普通学を兼学させる教育機関であったが、この分離は後に生じる真宗大学東京

移転の直接的な要因となってゆく。そして、その後は明治四四年になり再び京都に戻り、大正一一年の大谷大学昇格に至る。本稿の後半部分で述べたような宗門教育の復活＝伝統保守の復活が、明治後半期以降にどのような経緯となってゆくのかについては非常に興味深い、それについては別稿を期したい。

48 拙著「明治初期の僧侶育成改革と大教院」『総合佛教研究所年報』第三三号（大正大学総合佛教研究所、二〇一一）を参照。

49 『百年史 資料編』、一四頁。（原資料は『御学寮要録』、享和元年（一八〇一））

50 『百年史』、二五―二六頁。

51 「外学」という語の意味は、宗学の根幹を教授する「宗乗」と仏教一般の知識を養う「余乗」以外の学問のことを指す。ただし、この語はあくまでも各宗派において慣用的に使用されており、かつ時代において変化するため、明確な学問領域として「外学」が存在する訳ではなかった。ちなみに大谷派では、他教団に比べ早い時期に外学を普通学と呼び習わすようになっている。普通学の意味合いとしては、普通学校（公立学校）において教授されている学課・学問のことを指すと考えて良い。

52 「護法場規定并規則」（大谷大学真宗総合研究所編『真宗学事資料叢書六 條規学則集一・二』大谷大学真宗総合研究所、一九九一）六四頁。

53 本稿においては、宗門子弟を僧侶として教育することを目的とした学課を総称して宗門教育と表記する。宗門教育の具体的な学課名には、宗乗や余乗、教導などが相当する。

54 『百年史 資料編』、三三―三四頁。

55 南條文雄『懐旧録―サンスクリット事始め―』（平凡社、一九七九）一七頁。

56 柏原祐泉『近代大谷派の教団―明治以降宗政史―』（東本願寺宗務所出版部、一九八六）二六頁。

57 『百年史』、五五―五六頁。

58 『百年史』、七八頁。

59 内閣官報局『法令全書』明治七年、一一九九頁。

60 大谷大学真宗総合研究所編『真宗学事資料叢書六 條規学則集一・二』（大谷大学真宗総合研究所、一九九一）一〇〇頁。

61 大谷大学真宗総合研究所編『真宗学事資料叢書六 條規学則集一・二』（大谷大学真宗総合研究所、一九九一）一一頁。また、すでに住職・教導職であったとしても三〇歳以下の者は小教校に入学し、一年間の修学及び卒業が義務付けられていた。

62 「告諭」『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（一）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）九二四葉。

63 『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（一）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）九二三葉。

64 大谷大学真宗総合研究所編『真宗学事資料叢書六 條規学則集一・二』（大谷大学真宗総合研究所、一九九一）一〇二頁。

65 大谷大学真宗総合研究所編『真宗学事資料叢書六 條規学則集一・二』（大谷大学真宗総合研究所、一九九一）一〇九頁。

66 大谷大学真宗総合研究所編『真宗学事資料叢書六 條規学則集一・二』（大谷大学真宗総合研究所、一九九一）に掲載の「貫練場略則・習練略則」、「育英教校条規制定」、「教師教校条規制定」、「大中小教校条規制定」より作成。

- 67 『「宗報」等機関誌復刻版二 配紙（二）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）一三二四—一三二五葉。
- 68 教導習練場とは「実著布教の人材を培養する」ために明治九年八月に東本願寺内に設置された布教・説教に特化した教育機関である。『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（一）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）四七〇葉。
- 69 『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（一）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）一四二八葉。
- 70 「上等普通教校条規」によると、上等普通教校では生徒を私費生・給費生に分けていた。給費生は「毎月二円五十銭ノ食費」が給されており、さらに経済状況によっては「相応ノ金額ヲ貸附」するとされていた。また同校では甲部・乙部に分けており、その入学条件を、甲部では小教校卒業資格、または卒業程度の学識かつ試験、乙部では「末寺ノ衆徒ニシテ俊才抜群志操鞏固ノ者ヲ選ヒ試験」かつ一〇～一七歳としていた。このことより、甲部は教師教校を、乙部は育英教校を引き継いだ組織であったことが伺える。『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（一）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）一四四七葉別紙一一三葉。
- 71 「勸学例」・「上等教校兼学部条規」『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（二）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）一五四三葉附録四一六頁・一〇—三九頁、「貫練教校例規」『同書』一五八八—一九四葉、「地方教校規則」『同書』一七一—二葉附録一一〇頁。
- 72 勸学例第三条に規定。
- 73 『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（二）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）一五四三葉附録四の「勸学例第三条」および一五四三葉附録三九葉附録の「上等教校兼学部甲科課業表」、「上等教校兼学部乙科課業表」を参照。特に、地方教校においては「宗乗余乗修身習字作文算術野図地理歴史物理ノ十科トシ十科卒業ノ者ヲ以テ住職当撰ノ器トス」と規定されていたように、外学という位置づけではなく普通学が地方教校卒業の必須学課となっていた。
- 74 『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（二）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）一七一—二葉別冊一頁。尚、履修時間数については残念ながら記載が無かった。
- 75 『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（二）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）一六八五葉、『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（二）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）一六八六葉。
- 76 『「宗報」等機関誌復刻版一 配紙（二）』（真宗大谷派宗務所出版部、一九八九）一七〇八葉附録一。
- 77 『本山報告』第一二号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八六年六月一五日）一一五頁。
- 78 「丁第三十五号」『本山報告』第一三号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八六年七月一五日）六頁。
- 79 「告達第二十四号」『本山報告』第一五号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八六年九月一五日）一頁。
- 80 「告達第二十号」『本山報告』第一四号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八六年八月一五日）三頁。
- 81 文部省編『学制百年史 資料』（帝国地方行政学会、一九七二）一—二八頁。
- 82 「告達第七号」『本山報告』第二二号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八七年四月一五日）一頁。
- 83 「達示第七拾号」『本山報告』第二五号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八七年七月一五日）一頁。

84 「告達第二号」『本山報告』第三二号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八八年二月一五日）二頁。

85 真宗大谷派宗制寺法は明治一九年四月八日に内務大臣山県有朋に申請され、同年八月七日に認可されたものである。管長制がしかれた明治一七年八月以後において、大谷派における初めての近代的な教団法規といえる。「告達第二十九号」『本山報告』第三七号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八六年九月一五日）五頁を参照。

86 学場とは明治一八年一〇月に・・・・・・・・・・「宗教」。また、明治二七年七月に定められた

87 「告達第三号」『本山報告』第三二号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八八年二月一五日）三一七頁、および同号付録一一四頁、『本山報告』第三七号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八八年七月一五日）一一五頁に掲載されていた「宗制寺法第二編宗制第五章学規細則」、「教校規則」、「学場規則」をもとに作成。

88 「教学部達第二号」『本山報告』第三七号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八八年七月一五日）二頁。

89 『本山報告』第一二号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八六年六月一五日）一一五頁。

90 「教校課程並書目表」『本山報告』第三七号附録（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八八年七月一五日）一頁。

91 「告達第十一号」『本山報告』第三三号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八八年三月一五日）二頁。

92 「告達第二十七号」『本山報告』第三八号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八八年八月一五日）二頁。

93 「甲第七号」『本山報告』第九号（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八八六年三月一五日）二頁によると住職資格は以下のように規定されていた。

住職調査法左之通改正候条此段相達候事

但来ル明治二十年五月一日ヨリ実施候ニ付同年四月三十日迄ハ去明治十六年10月甲第一号達ニ準ス
一 二十歳未滿ノ者ハ地方教校上級学科ヲ以テ調査ス故ニ該学科卒業ノ者ハ調査ニ及ハス
一 滿二十歳以上ノ者ハ大学寮三安居入学（地方学場ハ例規第十七条ニ準ス）ノ上四問題ヲ以テ調査ス
但入学三安居ニ滿タサル者ハ地方教校上級学科ヲ以テ代用ス
一 調査合格ノ者ハ更ニ説教一席ヲ調査ス

94 「御門跡垂示」『本山事務報告』号外（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八九五年七月五日）一頁。

95 「御門跡垂示」『本山事務報告』号外（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八九五年七月五日）二一三頁。

96 明治二一年六月に定められた視察職制章程によると、

97 『本山事務報告』第九号号外（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八九五年七月五日）五一一一頁に記載の「大学寮条例」、「中学寮条例」をもとに作成した。

98 「告達第九号」『本山事務報告』第九号号外（真宗大谷派本願寺寺務所文書科、一八九五年七月五日）八一九頁。

明治期浄土宗の高等教育就学に関する実態について

一 はじめに

本稿では、『大正大学年史資料 目録』に収蔵されている資料、および『浄土教報』、『日本帝国文部省年報』に記載されている統計情報を元に、明治期の浄土宗高等教育機関における就学状況を明らかにする¹。なお、本報告で対象としている高等教育機関とは、現在の大正大学・佛教大学の前身である宗教大学や佛教専門学校のことである。ただし表一を参照いただくと分かるように、明治期においてはそれらの教育機関は何度も名称変更が行われている。以下では、煩雑さを避けるため、浄土宗における高等教育機関の総称として「本部校」という語を用いることとする²。

筆者は近代日本における伝統仏教教団と高等教育をテーマとして、教団内の教育制度や規則に焦点を当ていくつかの論考を発表してきた³。本稿はそれらの延長線上に位置するものである。ただし、今回は高等教育を享受する側＝学生に着目し、特にその就学状況に着目したいと考えている。伝統仏教教団においては、明治初期の廃仏毀釈や教団体制の動揺で、一〇年代前半頃までの時期に関する資料の散逸が激しく、それは浄土宗においても例外ではない。特に浄土宗の場合は、明治一一年に東西分裂、その後明治一八年によりやく東西統合を果たしたとはいえ、その間の浄土宗がどのような動向であったのか詳らかとはいえない状況にある。当然のことながら、宗内の僧侶育成に関しても同様であり、先行する研究においては、主に制度や規則などに教団側に焦点を当てた研究が行われてきたといえる⁴（なお、高等教育に絞って考えてみると、研究自体が進んでいない状況にあると言わざるを得ない⁵）。浄土宗がいかなる子弟をどのように育成・教化してきたのかという関心をほとんど有すること無く、宗侶育成という重要課題をあくまで教団側の視点からのみ考えているように見受けられるからである。そこで本稿では、従来のような制度や教団史といった視点ではなく、学生に着目する。従来の研究視点が「僧侶を育成する側」の解明であったのに対し、本稿では「僧侶として育成される側」を解明する点に本稿の特徴があると言えよう。

二 明治期における浄土宗高等教育機関の変遷

本章では明治期における浄土宗高等教育機関の変遷を、中等教育機関からの進学ルートに焦点をあてながら四つの期間に区分して史的整理を行なう。

表一 明治期浄土宗の高等教育変遷

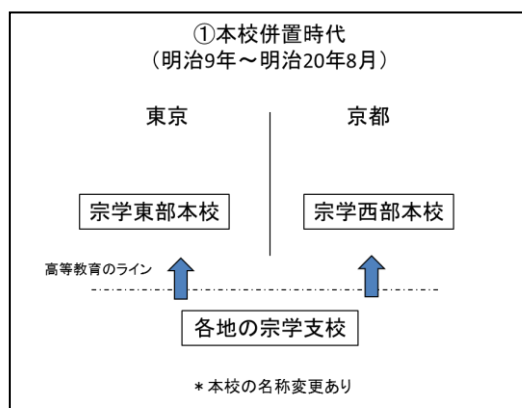
年	東京	京都	関連事項
明治元年	七月 増上寺興学所		
三年	二月頃 勸学所、貫綜学院 四月 幼学所	一月 仮勸学場	
四年		一月 勸学所	
五年			四月 教導職制開始 九月 大教院設置、学制公布

六年	六月 勸学講院		
八年		八月 勸学本場	四月 神仏合同布教禁止 五月 大教院解散
九年	三月 宗学東部本校	三月 宗学西部本校	三月 浄土宗学制公布
一〇年			四月 東京大学が設立
一一年			三月 浄土宗東西分裂
一二年		八月 浄土宗総本山宗学校	
一七年	一二月 東部大学林	一二月 西部大学林	八月 教導職制廃止、管長制度発足
一八年			三月 浄土宗東西合併
一九年			三月 帝国大学令公布
二〇年	九月 宗学本校	(西部大学林を宗学本校に統合)	五月 浄土宗宗制制定 七月 浄土宗学則公布
二四年	六月 宗学本校に高等正科・高等専門科を設置		
三一年	九月 浄土宗高等学院(高等正科)、伝道講習院	九月 浄土宗専門学院(高等専門科)	四月 浄土宗宗制更正
三二年			八月 私立学校令公布
三三年	一二月 浄土宗高等学院(高等正科)が徴兵令第十三条に基づく認定を受ける		
三六年	一〇月 浄土宗高等学院(高等正科)が翌年一月より専門学校として認可されることが決定	一月 浄土宗専門学院が徴兵令第一三条に基づく認定を受ける(?) ⁶	三月 専門学校令公布
三七年	四月 浄土宗大学院と改称 一〇月 浄土宗大学と改称	四月 浄土宗教大学院分校と改称 一〇月 浄土宗大学分校と改称	
四〇年	四月 宗教大学と改称	四月 宗教大学分校と改称	四月 浄土宗新学則実施
四五年		四月 宗教大学から独立し、高等学院と改称	

*太字は宗内における最高学府

一) 本校併置時代

図一 本校併置時代の進学経路

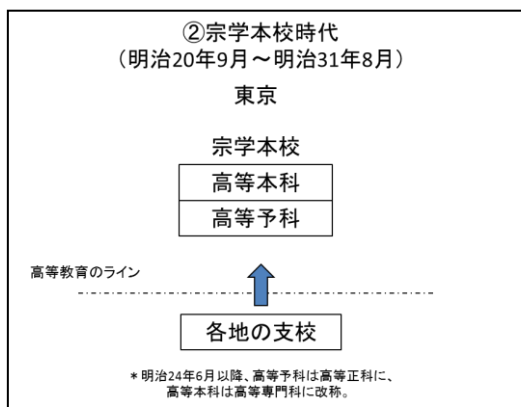


明治元(一八六八)年、東京・増上寺に「興学所」が設置された後、明治三年には「勸学所」と改称、その後「貫綜学院」(外教、一般の学問を専門とする学校)と合併して六年には「勸学講院」が設立されている。一方、京都・知恩院では、明治三年に仮勸学場が設置され、翌年には勸学所に昇格している。東西軌を一にしたこのような教育改革は、明治という新しい時代へ

の危機意識のあらわれとして理解することができ、また、教育を通じた修学僧侶を育成することによって教団を再興しようと試みたのであった⁷。ただし、これらの改革は宗内の中心的な寺院においてのみ行われたのであり、かつ宗内僧侶全体を対象とした制度ではなくあくまで有志僧侶を対象とし設置された教育施設であった。それが劇的に変化を遂げるのが、明治五年九月の大教院制度の発足である。これによって政府主導の新しい宗教制度が実施されることとなり、それに応じるかたちで各仏教教団において僧侶育成改革が行われた⁸。大教院が既存の仏教教団に大きな影響を与えたことは間違いないが、目指した国民教化の実態は様々な弊害も多く明治八年五月に解散することとなり、各宗大教院時代となる。翌年三月には浄土宗学制が制定され、明治一〇年には「宗学校東部本校」、「宗学校西部本校」が増上寺・知恩院内に開校している。寺院単位ではなく宗単位によってこの両者が設立されたという意味において、これらは現在の大正大学・佛教大学の原型といえることができる。しかしながら明治一一年、浄土宗は東西分裂の時代に突入する。翌年、宗学校西部本校は「浄土宗総本山宗学校」と改称され知恩院が経費を負担するように制度的にも変更が行われるなど、東と西ではそれぞれ独自の僧侶育成方針が取られるようになる。明治一七年には「東部大学林」、「西部大学林」として呼称が統一されるが、運営方針や教育内容については統一されたわけではなかった。

二) 宗学本校時代

図二 宗学本校時代の進学経路

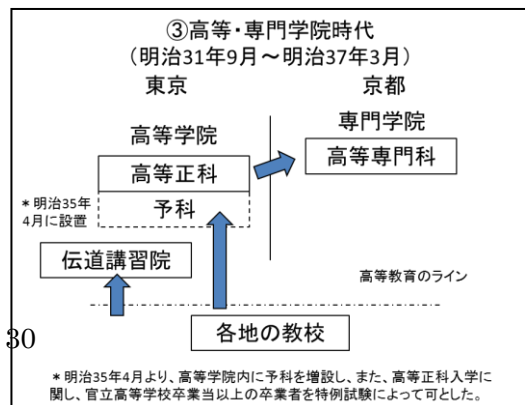


東西統合が果たされた同一九年から浄土宗の宗制、寺法を制定すべく宗内で議論が行われ、紆余曲折を経てようやく翌年九月に浄土宗宗制が制定された。宗制内では浄土宗学制も制定され、京都の西部大学林は中等教育機関（京都支校）に格下げされる一方、「宗学本校」が東京に新しく設置され、宗内唯一の高等教育機関となった。宗学本校では高等予科・高等本科（明治二四年に「高等正科」・「高等専門科」に改称）の二科が設置された（現在でいうと、予科は高等学校および

大学を兼ねた教育程度、本科は大学院における教育程度）。浄土宗の教育機関・制度は、明治二〇年までは揺籃期であったが、それ以降は確立期・拡充期と言えるように徐々に安定化していった模様である⁹。

三) 高等・専門学院時代

図三 高等・専門学院時代の進学経路



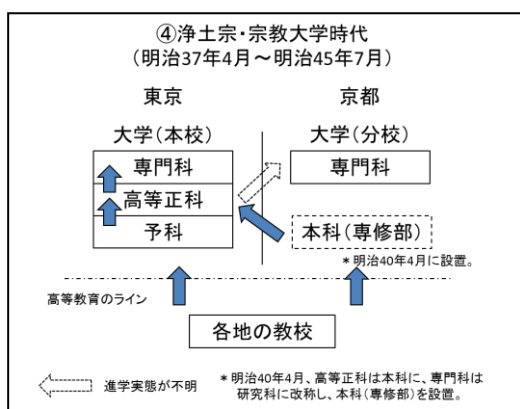
明治三一年四月に浄土宗宗制が改定される。これによって東京に統一されていた高等教育機関は二つに分けられ、高等正科を「浄土宗高等学院」として東京に、高等専門科を「浄土宗専門学院」として京都に分置することになった。前者は普通科目を多く引き受けた教育機関、後者は宗・余乗および仏教学に特化した教育

機関として開校されることとなった。高等学院を卒業した後に専門学院に進学できることが規定されていたことから、後者が宗内の最高学府として位置づけられていたことが理解できる。また東京には中等教育に値する教校の就学を終えた者に対して、布教・教化活動のより高度な教育を施すため伝道講習院が設置された。伝道講習院を高等教育機関として位置づけたのは、この組織が後に設置される浄土宗大学内の一学部として再編されるからである。

明治三二年八月三日には私立学校令が勅令として交付されるが、その約一月前には徴兵猶予・文官任用令の特典に関する文部省令第三四号が公布されている。そこでは「官立府県立中学校と同等以上」の認可を受けるためには、同省令に規定された教育内容や施設を整備することを求められている¹⁰。一般教養科目を多く設置していた高等学院は、文部省告示第二三五号をもって明治三三年一二月に専門学校等位に認定される¹¹。その後、明治三六年一〇月には専門学校令に基づく専門学校として認可を受ける。これによって、浄土宗の高等教育機関は公式な教育機関として初めて認定されたことになる。また、三六年度から年間学期が四月からの開始となった。これは従来の八月―七月だと徴兵猶予の特典を予科生が受けることができないために変更となったとされる¹²。

四) 浄土宗・宗教大学時代

図四 浄土宗・宗教大学時代



明治三七年四月には再び改組が行われ、高等専門学校は浄土宗教大学院と改称された。同年一〇月には浄土宗大学と改称、明治四〇年四月には宗教大学として改称していった。一方、専門学院は三七年五月に浄土宗教大学院の分校となり、伝道講習院は分校扱いとしながらも正科伝道部に編入されることが決定され、文部大臣によって認可されている¹³。これによって、それまで最高学府であった京都の専門学院は、その座を東京・浄土宗教大学院に譲ることとなったのであった。

その後、本体校の改称に伴って京都の分校も校名を改称していくが、分校としての位置づけは変わらなかった。しかし、京都における本部校の独立気運は常に存在し、明治四五年四月には宗教大学から独立し、高等学院を名乗るようになった。

表二 教育機関ごとの入学資格と教育目的

高等教育機関名	明治	入学資格	教育目的
宗学校本部	明治九年三月	宗学校卒業優秀者	浄土宗学制 該当なし
宗学本校	明治二〇年七月	[高等予科] 宗学支校卒業優秀者 [高等予科] 高等予科卒業	浄土宗学則第十条「本校ハ仏教ノ蘊奥ヲ攻究シ、及ヒ伝道必須ノ學術ヲ教授スルヲ目的トスル」 ¹⁴

浄土宗高等学院・専門学院	明治三一年四月	[高等正科] 教校卒業、尋常教師検定合格、宗外の高等教育機関入学者は特例試験 [高等専門科] 高等正科卒業	浄土宗学則第五条「高等専門科及高等正科ハ解行高潔、教学堪能ノ教師ヲ育成スルノ目的」 ¹⁵ とある。
	明治三五年四月	[高等予科] 教校卒業 [高等正科] 予科卒業、官立高等学校同等以上卒業者は特例試験 [高等専門科] 高等正科卒業	
浄土宗教大学院（浄土宗大学）	明治三七年五月	[予科] 教校卒業 [高等正科] 予科卒業、中学校卒業、専門学校入学者検定合格、同検定指定学校卒業 [専門科] 高等正科卒業	浄土宗教大学院学則第二条「専門科ハ高等正科ノ業ヲ卒へ更ニ學術ノ蘊奥ヲ究メント欲スル者ノ為ニ専門教育ヲ授ケ、高等正科ノ伝道部ハ布教伝道ニ須要ノ學術ヲ授ケ、専攻部ハ宗学考究ニ須要ノ學術ヲ授ケ、教育部ハ教育ニ従フ者ニ須要ノ学科ヲ授ケ」 ¹⁶ とされている。
宗教大学	明治四〇年三月	[予科・本科専修部] 中学校卒業、専門学校入学者検定合格、同検定指定学校卒業 [本科宗教部] 予科卒業、予科入学資格及び予科卒業者と同等の学力を有し入学試験合格 [研究科] 本科宗教部卒業	浄土宗大学改正学則第一条「浄土宗ノ僧侶及一般志望者ノ為ニ仏教高等ノ専門教育ヲ施ス所トス」 ¹⁷

表二には、宗内の高等教育機関ごとの入学資格と教育目的を一覧とした。明治九年の浄土宗学制においては該当条文が無いが、入学資格を「凡ソ徒弟タル者、拾四五歳ニ至ラハ、必ス入校、或ハ通学」と定めていたことから、寺院子弟を対象にした教育機関であったことは明白である。これ以来、宗内の教育機関における教育目的は僧侶養成を主としているが、入学資格では明治三年の学則から宗外の教育機関を念頭に置いた入学規定が行われるようになっていくことが特徴的である。宗内の教育内容は時代が下るごとに宗乗・余乗を

そのような傾向を受けて、明治四〇年・宗教大学の段階になると教育目的の中に「一般志望者」という文言が見受けられるようになっていく。

三 対象とした資料について

第二章では、本稿で目的とする学生の就学実態を解明するために用いた一次資料に関して説明する。各資料には所収情報の特徴があるため、その点について整理をしておきたい。

一) 『大正大学年史資料 目録』

大正大学に所蔵されている明治期の学籍簿を主要な一次資料として用いている。明治期の浄土宗は表一に示したような教育機関を有していたわけであるが、『大正大学年史資料 目録』（大正

大学、一九八六。以下、『目録』と略記する)には宗学東部本校、宗学本校、高等学院、浄土宗大学、宗教大学に在籍した学生の学籍簿が所収されている。本稿ではそこでの学籍簿から、明治期に限定した学籍簿を調査の対象とした。その一覧を表三に掲載する。

表三 調査対象とした学籍簿に関する資料一覧¹⁸

資料 No	分類	標題	年号	所収されている期間
1	学1 1	学生入籍一覧	明治一八・一 *	明治八年一〇月～二〇年五月
2	学1 2	入学生在籍帳（第一帳）	明治二〇～二四	明治二〇年九月～二四年九月
3	学1 3	入学生在籍帳（第二帳）	明治二四～二六	明治二四年九月～二六年九月
4	学1 5	入学生在籍帳（第三帳）	明治二六・八～明治二九・九	明治二六年八月～二九年九月
5	学1 7	入学生在籍帳（第四帳）	明治三〇・九～明治三一・一一	明治三〇年九月～三一年一一月
6	学1 9	入学生在籍帳（第五帳）	明治三二～三三	明治三二年八月～三三年八月
7	学1 14	学籍簿（第二）	明治三四	明治三四年九月～一〇月
8	学1 18	学籍名簿	明治三五～三八	明治三五九月～三九年四月
9	学1 28	学籍名簿（本科生）	明治三七～三九	明治三二年七月～三九年四月
10	学1 36	学籍原簿（研究科生）	明治四〇・四	明治三八年四月～明治四四年四月
11	学1 39	学籍名簿	明治四〇～四四	明治四〇年四月～大正二年四月
12	学1 45	学籍簿	明治四三	明治四二年四月～四三年四月
13	学1 47	学籍簿	明治四四	明治四二年四月～四五年四月
14	学1 49	入学生在籍帳	明治四五・四	明治四五年四月～大正四年四月

表三に掲載している資料は、全て学生原簿の形態をとっており、入学した時点で学生一人ごとに原簿を作成し、その後の進級状況や賞罰などについて記載が行われている。記載情報としては、「氏名」、「入学」、「退学」、「生所」、「師僧」、「法類」、「学業」、「褒賞」、「拔擢」、「受罰」などがある。ただし、明治期を通して書式が何度も変更されており、今挙げた記載情報を記載する欄がない場合もある。また記載欄があったとしても、氏名のみが記載されているだけであったり、出身地や生年月日、卒業年月などが未記入であったりと、原簿そのものは作成されているものの内容が不明な場合も多かった。さらには、同一人物の原簿が二重に作成されている場合もあった。ただし、入学年月および氏名に関してはほぼ全ての原簿にも記載があったため、今回の調査にあたっては、その二つの情報をもとに学生原簿の整理を行い、就学実態の統計把握を目指した。

二) 『浄土教報』

『浄土教報』（以下『教報』と略記する）は、明治二二年一月二五日に浄土教報社から創刊され、

明治中期から昭和前期の浄土宗における主要な機関誌・情報誌であった。浄土宗の本部校では年度末に試験を行っていたが、その結果が成績表として『教報』に掲載されている。当時の学生動向を知りうる上で、非常に貴重な資料である。参照した『教報』の各資料の一覧は表四に掲載する。

表四 『浄土教報』掲載の成績一覧

No	『浄土教報』号数	収録年度（年度開始月および終了月）	収録されている教育機関名称
1	四三	明治二二年度（九月～翌年六月）	宗学本校
2	七八	明治二三年度（不明）	〃
3	一二〇	明治二四年度（九月～翌年七月）	〃
4	一五九	明治二五年度（八月～翌年七月）	〃
5	一八六	明治二六年度（八月～翌年六月）	〃
6	二二二、二二九	明治二七年度（八月～翌年七月）	〃
7	二五八、二六六	明治二八年度（八月～翌年七月）	〃
	不明	明治二九年度	
8	三〇〇	明治三〇年度（八月～翌年七月）	〃
9	三六六	明治三一年度（八月～翌年七月）	浄土宗専門学院、浄土宗高等学院、伝道講習院
10	四〇二	明治三二年度（九月～翌年七月）	〃
11	四四四	明治三三年度（九月～翌年六月）	〃
12	四九七	明治三四年度（九月～翌年六月）	〃
13	五四八	明治三五年度（九月～翌年七月）	〃
	不明	明治三六年度	
	不明	明治三七年度	
14	六九三	明治三八年度（四月～翌年三月）	浄土宗大学、浄土宗大学分校
15	七四六	明治三九年度（四月～翌年三月）	〃
16	八五一	明治四一年度（四月～翌年三月）	宗教大学
	不明	明治四二年度	
	不明	明治四三年度	
17	一〇〇九	明治四四年度（四月～翌年三月）	〃

『教報』に本部校在学生の成績一覧が掲載されるのは、明治二三年七月刊行の『教報』四三号であった。翌年度以降、成績表は年度末月の誌面に掲載されていたが、現存する『教報』の誌面を確認する限りでは明治期分は表四に掲載している一七年度分であり、それ以外の年度については存在を確認できなかった¹⁹。成績表上における掲載内容としては、学生自身の基本情報と評価情報に大きく分けられる。基本情報としては、学生氏名、生年月日、所属教区、師僧などがあり、評価情報としては、各科目や品行の点数（満点を百として評価）、総合点に基づく学年内順位、及落の是非などがあった。

三) 『日本帝国文部省年報』

『日本帝国文部省年報』とは、文部省が明治六年以降毎年発行していた日本および植民地における教育・文化財・宗教などに関する状況報告や統計情報をまとめた機関誌である。明治六年を第一冊（号）としてそれ以降は連番が付されているが、第一冊から一七冊までの書名は『文部省年報』（明治六～二二年）、第一八冊から二四冊までの書名は『大日本帝国文部省年報』（明治二三～二九年）、第二五冊以降が『日本帝国文部省年報』（明治三〇年～）と二度の改名が行われている。（以下では、表記の煩雑さをさけるため、『年報』と略記する）

今回対象とする明治期は大学令公布（大正七年）以前であるため、浄土宗がその時期に有していた高等教育機関とは教育行政の区分上、各種学校、私立学校および専門学校という扱いであった。専門学校に関する記述は『第二年報』（明治七年）以降であり、私立の専門学校が掲載されるのは『第三十年報』（明治三五年度）からである²⁰。本稿で対象とするのは、大正大学および佛教大学の前身であった教育機関である。

なお、『年報』には「名称」、「位置」、「学科」、「教員」、「生徒」など各教育機関ごとの統計情報が記載されていた。浄土宗の高等教育機関が所収されている時期は明治三五年度以降と他の史料に比べ遅いが、書式が統一されており経年での統計をとりやすく、公的機関が発行していた史料として信頼度もある程度は確保されていると考えることができるため取り上げることとした。

四 各資料からみる就学実態

一) 『大正大学年史資料 目録』

①本校併置時代（明治九年から明治二〇年八月）

表五 入学者数

入学年	入学者数	累計
9年	2	2
10年	0	2
11年	0	2
12年	1	3
13年	3	6
14年	2	8
15年	3	11
16年	12	23
17年	9	32
18年	24	56
19年	12	68
20年	12	80
不明	2	82
合計	82	

表六 出生地・所属寺院

地域	出身地	所属地	地域	出身地	所属地
東京府	14	17	秋田県	3	2
長野県	6	6	神奈川県	3	4
千葉県	5	5	熊本県	3	3
大阪府	4	4	新潟県	3	3
埼玉県	4	4	不明	8	2
静岡県	4	4	その他	18	22
山形県	4	3	合計	82	82
愛知県	3	3			

ここでは、明治九年から明治二〇年八月における集計を行っている。この区分については、浄土宗宗制が明治二〇年五月に公布され、それに基づく新しい高等教育機関（宗学本校）が開校さ

れたのが明治二〇年九月であったことから、それ以前と以後に分けたことに起因する。先にも述べたように、宗制公布以前は教育制度や教育実態がそれ以後と比較し非常に不安定であるため、ここでの統計情報は不正確である可能性が非常に高い²¹。以下では、それを前提に考察を進めていく。

表四では入学者数を表にしたが、明治九年から二〇年八月における入学者数合計は八二名であった。なお、元史料では旧暦と新暦が混在しているため全て新暦に換算した上で計算してみると、入学時年齢の最年少が一歳九ヶ月、最年長が三二歳二ヶ月であり、平均入学年齢は一八歳一ヶ月であった²²。最年少が当時の義務教育年齢であったことを鑑みると誤植の可能性を疑いうるが、一五歳未満の入学者は合計五名いた。

表五では、学生の出生地および所属寺院を一覧にした。出生地で最も多いのが東京府であり、その後に長野県、千葉県、山形県と続いている。所属寺院に関しても、出生地にほぼ準じるような順番になっていることが分かる。年度別入学者において最も多かったのが、明治18年であった。

なおこの期間では、入学年月の記載はあったが、退学もしくは卒業年月は記載されていなかったため、中途退学などの教育欠損や在学期間のデータは計算することができなかった。

②宗学本校時代（明治二〇年九月から明治三〇八月）

表七 入学者数

入学年	入学者数	累計
20年	38	38
21年	22	60
22年	18	78
23年	10	88
24年	45	133
25年	39	172
26年	33	205
27年	26	231
28年	32	263
29年	33	296
30年	38	334
合計	334	

表八 出生地・所属寺院

都道府県	出生地	所属寺院	都道府県	出生地	所属寺院
愛知県	57	37	三重県	9	12
山口県	19	21	広島県	8	5
東京府	17	53	大阪府	7	20
福岡県	16	17	岐阜県	7	1
福井県	15	11	滋賀県	7	10
京都府	12	23	兵庫県	7	6
島根県	11	14	その他	55	74
長野県	11	9	不明	57	11
山形県	10	7	合計	334	334
長崎県	9	4			

明治二〇年に定められた宗制において、宗内の高等教育は東京に一元化され、この時期は、東京のみに高等教育機関が設置された時期である。表七では、明治二〇年九月から三〇年八月における入学者数を表にしている。資料No. 2～7に基づく当該期間の入学者数合計は三三四名である。一年あたりの平均は三〇・四名であった。入学時年齢の最年少が一四歳九ヶ月、最年長が三〇歳三ヶ月であり、平均入学年齢は二〇歳一〇ヶ月であり、平均入学年齢が約二歳上昇していた。

表七では、学生の出生地および所属寺院を一覧にした。出生地で最も多いのが、愛知県であったことには注目すべきであり、前章で一位であった東京府は三位となり、愛知県の三分の一の人

数であった。ちなみに表にはしていないが、出生地が愛知県である入学生は明治二〇年から明治二三年まで存在せず、明治二四年八月以降になって入学者数が激増する。それ以外で出生地が一〇名を超えているのが、山口県、福岡県、福井県、京都府、島根県、長野県であった。山口県は講学所が設置されたことが大きな影響を与えていると考えられる²³。また、所属寺院と出生地を比較して興味深いのが、東京府や京都府、大阪府などの大都市にある寺院を所属寺院としている学生が、出生地数に比べ多い点である。特に、東京府は出生地が一七名であったのに対し、所属寺院数が五三名と約三倍になっている。近代化が進展する当時の日本において都市に人口が集中する傾向が強まる中、浄土宗僧侶であってもそれは例外ではなかったようである²⁴。また、明治二〇年代における浄土宗の最高学府は宗学本校であったため、一〇年代と異なり全国各地から学生が集まるようになっていた様子が伺える。

次に、入学後の進級・在学の状況について述べてゆく。宗学本校時代において、卒業資格を得ずに退学（休学や除名、死亡を含む）した学生数は一八七名であった。退学事情の詳細は不明であるが、退学者のうちその在学月数は、最短で二ヶ月、最長で一ヶ月であり、平均は三〇ヶ月であった。また、学生のうち八割以上が浄土宗からのなんらかの奨学金（授業料の免除や減額、食費補助、生活費補助などを含む）を受けていた、いわゆる「苦学生」であったことを鑑みると経済的な問題は当時の学生にとって小さからぬ問題であったと考えられる。

一方で、卒業資格を得た学生数は一三一名であり、その内訳として予科（明治二四年以降に高等正科と改称）のみを卒業したのが八四名で、本科（同じく高等専門科）まで卒業したのは四七名であった。上位の教育課程には約四割程度の学生が進学をしている。また、その内修学期間が分かっている学生を対象に在学平均を計算してみると、前者で五七ヶ月（四年九ヶ月）、後者で七九ヶ月（六年七ヶ月）であった。ただし、前者の教育課程においては明治二〇年の段階においては六年課程（明治二四年に五年に短縮）であることを鑑みると、制度的に定められた就学期間より短い期間で卒業していることが分かる。また、後者の教育課程はずっと二年課程であったため、前者を含めると八年（明治二四年以降は七年）を卒業まで有する制度であった。しかしながら、先程と同様に平均在学期間はそれより短い。これは、教育制度と就学実態の差異があったことを示すデータとして着目すべき点であろう。

③高等・専門学院時代（明治三一年九月～明治三七年三月）

表九 入学者数

入学年	入学者数	累計
31年	56	56
32年	49	105
33年	51	156
34年	25	181
35年	39	220
36年	51	271
合計	271	

表一〇 出生地・所属寺院

所属寺院	出生地	所属地	所属寺院	出生地	所属地
愛知県	51	21	滋賀県	7	6
東京府	20	40	茨城県	6	5
福岡県	20	13	佐賀県	6	5
山口県	14	8	長崎県	6	5
長野県	13	11	三重県	6	9
大阪府	12	21	山形県	6	5
兵庫県	12	11	不明	4	22
福井県	12	9	その他	58	56
京都府	10	16	合計	271	271
奈良県	8	8			

明治三十一年四月、浄土宗宗制の大幅な改定が行われ教育制度が大きく変革されることとなった。それまで宗内の教育・布教に関する事案は、宗学本校内に設置された教育会に諮詢されていたが、改定を機に新たに創設された教学院に諮詢されることとなった。教学院の役割は「布教宗学及学階ニ関スル規則ヲ協賛シ并ニ教学事項ニ付管長ノ諮詢ニ応答ス」ることを主たる役割と明記されている²⁵。この教学院の協賛を経て同年八月には宗内教育制度の改革を行うべく、新しい学則を制定する。先に掲載した図三に示されているように、宗内の高等教育機関を浄土宗高等学院・浄土宗専門学院として分置したが、これは宗学本校時代の高等正科を前者に、高等本科を後者に継承させたものであった。また正規の教育制度の外に、伝道講習院を創設したことも新しい点である。この機関は「宗内の教師をして専ら布教の方法を研習せしむる」²⁶ために「教師補」以上の資格を有していた者を育成する教育機関として設置されてた²⁷。『目録』には伝道講習院の学籍簿が収録されていないため、以下では、高等学院の入学者のみの集計を行っている。

表八には、高等学院への入学者数を一覧としている。入学者の合計二七一名、一年あたりの平均は四五・〇人、最年少は一五歳三ヶ月、最年長は三六歳二ヶ月であり、平均入学年齢は二〇歳一ヶ月であった。正科以上の卒業生合計は八九名であった²⁸。正科のみの卒業に要した期間は平均四二ヶ月（三年六ヶ月）であった。正科の卒業は五年（明治三五年四月以降は四年）を要していた点を鑑みると、この時期も制度と就学実態の相違を見ることができる。

出生地は、前節と同様愛知県が最も多く、次いで東京府、福岡県、山口県という順位となっている。また、所属寺院については東京府が一位。次いで愛知県と大阪府が同位で並び、その次が福岡県であった。

④浄土宗・宗教大学時代（明治三十七年四月～明治四五年七月）

表一一 入学者数

入学年	入学者数	累計
37年	58	58
38年	43	101
39年	18	119
40年	30	149
41年	34	183
42年	30	213
43年	35	248
44年	32	280
45年	35	315
合計	315	

表一二 出生地・所属寺院

地域	出生地	所属地	地域	出生地	所属地
愛知県	50	27	京都府	8	17
東京府	34	48	佐賀県	8	6
大阪府	21	24	山口県	8	9
長野県	16	13	茨城県	7	4
滋賀県	13	15	神奈川県	7	5
福岡県	13	9	青森県	6	4
岐阜県	11	8	福島県	6	6
三重県	11	11	その他	81	68
奈良県	9	8	合計	315	315
山形県	9	6			

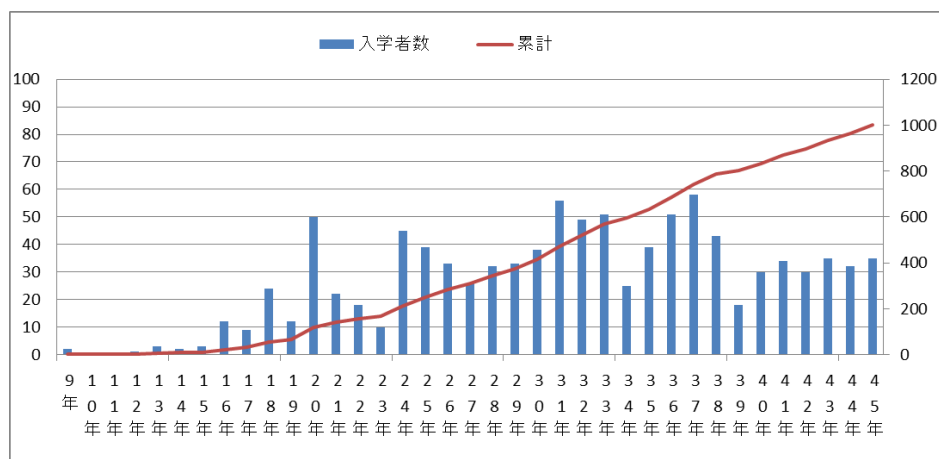
浄土宗・宗教大学時代においては、前時代と異なり、最高学府が東京を主としている点に特徴がある。明治三十七年五月に浄土宗教大学院が開校、同年一〇月には浄土宗大学と改称すると同時に、京都に設置されていた浄土宗専門学院を廃止し、浄土宗大学の分校として位置づけられることとなった。

浄土宗・宗教大学時代における入学者数の合計は三一五名であり、年度あたりの平均は三三・

四人であった。最年少入学者は一五歳九ヶ月、最年長は二七歳七ヶ月で、平均入学年齢は二〇歳二ヶ月であった。また、明治三七年に入学者が最多となっている。出生地最多は愛知県が一。次いで東京府、福岡県、山口県となっており、所属寺院は東京府が一位、次いで愛知県、大阪府、京都府の順番であった。

⑤明治期全体

図五 明治期全体における入学者数動向



表一三 明治期全体における入学者の出生地

地域	出生地	所属地	地域	出生地	所属地
愛知県	104	51	三重県	18	21
東京府	68	105	奈良県	17	16
大阪府	37	49	兵庫県	17	17
長野県	35	30	福井県	17	12
福岡県	33	22	茨城県	15	11
山口県	22	17	岐阜県	15	10
滋賀県	21	22	埼玉県	14	13
山形県	19	14	佐賀県	14	11
京都府	18	34			

これまで明治期を四つの時期に区分した上で、特に東京の高等教育機関に入学した学生数の統計的把握を試みてきた。以下では、明治期を通しての考察を行ないたい。図五で示しているように、年度ごとの入学者数にはばらつきがあるものの、明治二〇年以降の平均は三五・八人であった。また、今回把握できた入学者数の合計は、一、〇三三名（内、入学年不明者は三三名）であり、正科（もしくは本科）以上の卒業者は二八五名（二七・六％）であったことから、明治期においては、高等教育の正規過程を卒業するのは少数派であったことが伺える。退学理由は、病気、徴兵、死亡、除名（素行不良）など様々であるが、退学理由が明記されていたものは少数であり、大部分の退学者はその理由が不明であった。また、表一二には入学者の出生地が一覧となっている。愛知県出生者が明治期を通して大きな割合を占めており、それは一割にも及んでいた。しかしながら所属地をみると、東京、大阪、京都などに変更する傾向があり、特に愛知県は、出生地の約半数が所属地を変更していたことも明らかになった。

二) 『浄土教報』

表一三 年度末試験の受験者数

	明治	22	23	24	25	26	27	28	29	30
宗学本校 時代	東京	58	59	84	113	86	57	124		123
	落第	11	5	12	28	10	10	30		7
	明治	31	32	33	34	35	36			
高等・専門 学院時代	東京	119	110	128	139	111				
	落第	19	9	16	14	4				
	京都	39	35	30	33	40				
	落第	2	1	0	0	2				
	明治	37	38	39	40	41	42	43	44	45
浄土宗・宗教 大学時代	東京		139	144		111			115	
	落第		12	8		7			0	
	京都					65				
	落第					2				

*空欄は資料が資料が欠落しており、学生人数が確認できなかったことを意味する。

*浄土宗・宗教大学時代には、伝道講習院の学生数が東京に加算されている。

*明治四一年度は資料の一部が欠損していたため実際の受験者数より少ない。

表一三には、『浄土教報』に掲載されていた成績一覧表から年度末試験の受験者数と落第者数を一覧にした。一次資料とした『浄土教報』では試験受験者数を一覧としていたため、年度途中退学者は一覧表には掲載されていない。ゆえに、正確には年度別在籍者数の一覧ではない。また表内の空欄は、資料の欠損部分であり、特に浄土宗・宗教大学時代に多くなっている。これは、成績一覧表が『浄土教報』の本文内ではなく附録に掲載されるようになったためであり、残念ながら附録までは現存していないからである。

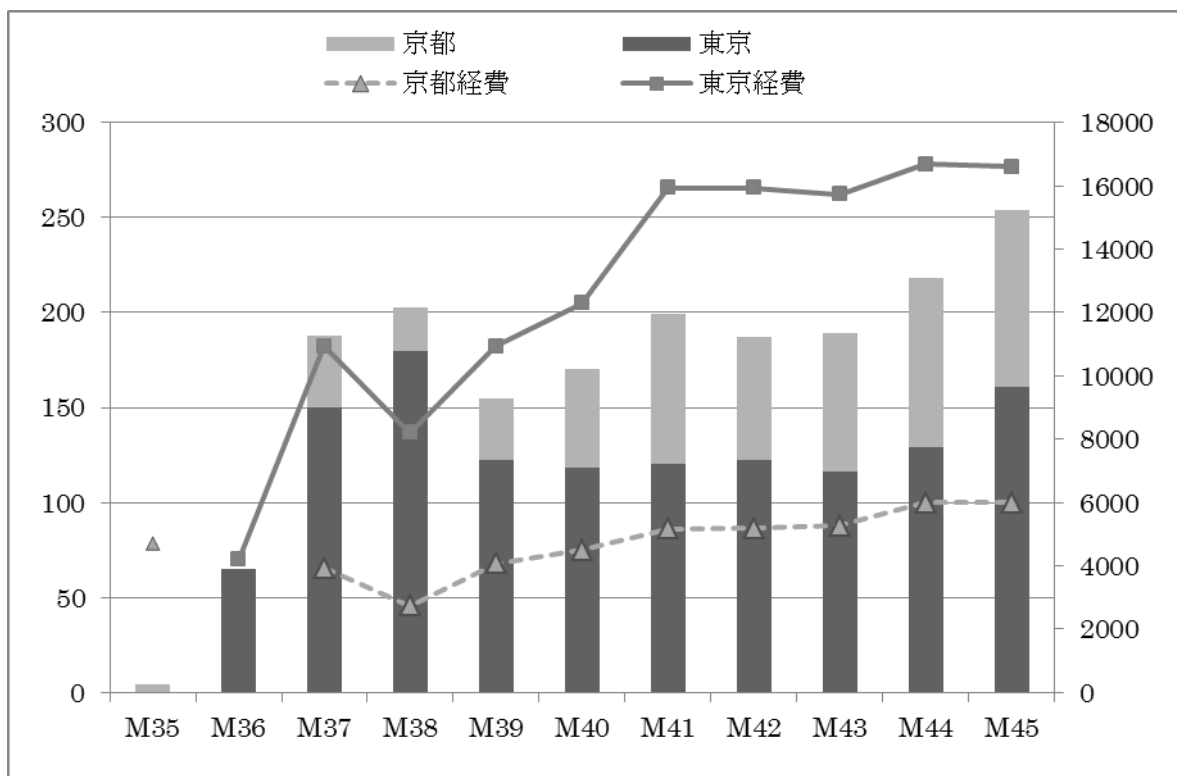
『浄土教報』によると、明治二五年度に初めて一〇〇名の受験者数を超えており、それ以後明治二六、二七年を除いて常に一〇〇名を超えている。また、高等・専門学院時代においては、京都の専門学院が最高学府であったが、東京の約三分の一から四分の一の学生規模であったことが伺える。落第率は年度ごとにまちまちであるが、平均は一一・六%であった。

三) 『日本帝国文部省年報』

表一四 『日本帝国文部省年報』に記載されていた浄土宗高等教育機関の統計

年度	名称	学科	修業年限	学級数	教員	生徒	卒業者	授業料	経費総額・経常費	経費総額・臨時費	
明治35年度	私立浄土宗専門学院	仏教学	三年						〇円	四七〇七円	-
明治36年度	記載なし										
明治37年度	私立浄土宗大学専門科	仏学	三年	三名	六名	二九名	九名	〇円	三九二〇円	欄なし	
明治38年度	私立浄土宗大学専門科	仏学・本科 仏学・別科	仏学・本科 三年 仏学・別科 一年		五名	仏学・本科 二名 仏学・別科 二名	仏学・本科 七名 仏学・別科 〇名	〇円	二七三三円	欄なし	
明治39年度	私立宗教大学分校	仏学・本科 仏学・別科	仏学・本科 三年 仏学・別科 一年		六名	仏学・本科 二八名 仏学・別科 五名	仏学・本科 一三名 仏学・別科 〇名	〇円	四〇七〇円	欄なし	
明治40年度	私立宗教大学分校	仏学・専修部・本科 仏学・専修部・別科 仏学・研究科・本科 仏学・研究科・別科	仏学・専修部・本科 三年 仏学・専修部・別科 三年 仏学・研究科・本科 一～三年 仏学・研究科・別科 一～三年		一〇名	仏学・専修部・本科 二名 仏学・専修部・別科 七名 仏学・研究科・本科 一八名 仏学・研究科・別科 五名	仏学・専修部・本科 〇名 仏学・専修部・別科 〇名 仏学・研究科・本科 一名 仏学・研究科・別科 一名	〇円	四四八八円	欄なし	
明治41年度	私立宗教大学分校	仏学・専修部・本科 仏学・専修部・別科 仏学・研究科・本科 仏学・研究科・別科	仏学・専修部・本科 三年 仏学・専修部・別科 三年 仏学・研究科・本科 一～三年 仏学・研究科・別科 一～三年		一名	仏学・専修部・本科 四八名 仏学・専修部・別科 一名 仏学・研究科・本科 一六名 仏学・研究科・別科 四名	仏学・専修部・本科 〇名 仏学・専修部・別科 〇名 仏学・研究科・本科 一四名 仏学・研究科・別科 四名	〇円	五一六〇円	欄なし	
明治42年度	私立宗教大学分校	仏学・専修部・本科 仏学・専修部・別科	仏学・専修部・本科 三年 仏学・専修部・別科 三年		一名	仏学・専修部・本科 五五名 仏学・専修部・別科 一〇名	仏学・専修部・本科 一六名 仏学・専修部・別科 二名	〇円	五一九〇円	欄なし	
明治43年度	私立宗教大学分校	仏学・専修部・本科 仏学・専修部・別科	仏学・専修部・本科 三年 仏学・専修部・別科 三年		一名	仏学・専修部・本科 六二名 仏学・専修部・別科 一名	仏学・専修部・本科 一八名 仏学・専修部・別科 四名	〇円	五二六二円	欄なし	
明治44年度	私立宗教大学分校	仏学・専修部・本科 仏学・専修部・別科 仏学・研究科	仏学・専修部・本科 三年 仏学・専修部・別科 三年 仏学・研究科 三年		一名	仏学・専修部・本科 七〇名 仏学・専修部・別科 一〇名 仏学・研究科 六名	仏学・専修部・本科 一七名 仏学・専修部・別科 四名 仏学・研究科 〇名	〇円	五九九五円	〇円	
明治45年度	私立高等学院	仏学・本科 仏学・別科	仏学・本科 三年 仏学・別科 三年		一四名	仏学・本科 八四名 仏学・別科 九名	仏学・本科 二四名 仏学・別科 二名	〇円	六〇〇〇円	〇円	
年度	名称	学科	修業年限	学級数	教員	生徒	卒業者	授業料	経費総額・経常費	経費総額・臨時費	
明治35年度	記載なし										
明治36年度	私立浄土宗高等学院	仏学	三年						〇円	四二〇五円	-
明治37年度	私立浄土宗大学	仏学	本科五年 予科一年	本科 四 予科 一	二七名	本科 一五名 予科 三五名	-	〇円	一〇九三九円	欄なし	
明治38年度	私立浄土宗大学	仏学・伝道部・本科 仏学・伝道部・別科 仏学・専攻部・本科 仏学・専攻部・別科 予科	仏学・伝道部・本科 四年 仏学・伝道部・別科 一年 仏学・専攻部・本科 四年 仏学・専攻部・別科 一年 予科 一年		二三名	仏学・伝道部・本科 八名 仏学・伝道部・別科 四六名 仏学・専攻部・本科 八四名 仏学・専攻部・別科 一名 予科 四名	仏学・伝道部・本科 二名 仏学・伝道部・別科 八名 仏学・専攻部・本科 一八名 仏学・専攻部・別科 〇名 予科 二名	〇円	八二〇二円	欄なし	
明治39年度	私立宗教大学	仏学・伝道部・本科 仏学・伝道部・別科 仏学・専攻部・本科	仏学・伝道部・本科 四年 仏学・伝道部・別科 一年 仏学・専攻部・本科 四年		二三名	仏学・伝道部・本科 一三名 仏学・伝道部・別科 二七名 仏学・専攻部・本科 八二名	仏学・伝道部・本科 六名 仏学・伝道部・別科 一名 仏学・専攻部・本科 一四名	〇円	一〇九三九円	欄なし	
明治40年度	私立宗教大学	仏学・旧正科・本科 仏学・旧正科・別科 仏学・予科・本科 仏学・予科・別科 仏学・研究科・本科	仏学・旧正科・本科 三年 仏学・旧正科・別科 三年 仏学・予科・本科 二年 仏学・予科・別科 二年 仏学・研究科・本科 三年		二二名	仏学・旧正科・本科 六五名 仏学・旧正科・別科 二名 仏学・予科・本科 一六名 仏学・予科・別科 八名 仏学・研究科・本科 六名	仏学・旧正科・本科 一四名 仏学・旧正科・別科 一名 仏学・予科・本科 〇名 仏学・予科・別科 〇名 仏学・研究科・本科 〇名	〇円	一二二四四円	欄なし	
明治41年度	私立宗教大学	仏学・正科・本科 仏学・正科・別科 仏学・予科・本科 仏学・予科・別科 仏学・研究科	仏学・正科・本科 四年 仏学・正科・別科 四年 仏学・予科・本科 二年 仏学・予科・別科 二年 仏学・研究科 二年		二五名	仏学・正科・本科 四四名 仏学・正科・別科 四名 仏学・予科・本科 二名 仏学・予科・別科 八名 仏学・研究科 二名	仏学・正科・本科 一五名 仏学・正科・別科 七名 仏学・予科・本科 七名 仏学・予科・別科 四名 仏学・研究科 六名	〇円	一五九三一元	欄なし	
明治42年度	私立宗教大学	仏学・宗教部・本科 仏学・宗教部・別科 仏学・旧高等正科・本科 仏学・旧高等正科・別科 仏学・予科・本科 仏学・予科・別科 仏学・研究科	仏学・宗教部・本科 三年 仏学・宗教部・別科 三年 仏学・旧高等正科・本科 四年 仏学・旧高等正科・別科 四年 仏学・予科・本科 二年 仏学・予科・別科 二年 仏学・研究科 二年		二六名	仏学・宗教部・本科 七名 仏学・宗教部・別科 四名 仏学・旧高等正科・本科 二九名 仏学・旧高等正科・別科 七名 仏学・予科・本科 五三名 仏学・予科・別科 八二名 仏学・研究科 一六名	仏学・宗教部・本科 〇名 仏学・宗教部・別科 〇名 仏学・旧高等正科・本科 二八名 仏学・旧高等正科・別科 七名 仏学・予科・本科 一八名 仏学・予科・別科 〇名 仏学・研究科 五名	〇円	一五九三一元	欄なし	
明治43年度	私立宗教大学	仏学・宗教部・本科 仏学・宗教部・別科 仏学・予科・本科 仏学・予科・別科 仏学・研究科	仏学・宗教部・本科 二年 仏学・宗教部・別科 二年 仏学・予科・本科 二年 仏学・予科・別科 二年 仏学・研究科 三年		二七名	仏学・宗教部・本科 二三名 仏学・宗教部・別科 四名 仏学・予科・本科 五六名 仏学・予科・別科 二五名	仏学・宗教部・本科 〇名 仏学・宗教部・別科 一名 仏学・予科・本科 一〇名 仏学・予科・別科 〇名 仏学・研究科 一〇名	二八八〇円	一五七三二円	欄なし	
明治44年度	私立宗教大学	仏学・宗教部・本科 仏学・宗教部・別科 仏学・予科・本科 仏学・予科・別科 仏学・研究科	仏学・宗教部・本科 二年 仏学・宗教部・別科 二年 仏学・予科・本科 二年 仏学・予科・別科 二年 仏学・研究科 二～三年		三一名	仏学・宗教部・本科 四〇名 仏学・宗教部・別科 八名 仏学・予科・本科 六五名 仏学・予科・別科 五名 仏学・研究科 一一名	仏学・宗教部・本科 五名 仏学・宗教部・別科 三名 仏学・予科・本科 二五名 仏学・予科・別科 四名 仏学・研究科 一名	〇円	一六六八三円	四〇〇円	
明治45年度	私立宗教大学	仏学・宗教部・本科 仏学・宗教部・別科 仏学・予科・本科 仏学・予科・別科 仏学・研究科・本科 仏学・研究科・別科	仏学・宗教部・本科 三年 仏学・宗教部・別科 三年 仏学・予科・本科 二年 仏学・予科・別科 二年 仏学・研究科・本科 二～三年 仏学・研究科・別科 二～三年		三六名	仏学・宗教部・本科 五七名 仏学・宗教部・別科 八名 仏学・予科・本科 八三名 仏学・予科・別科 一名 仏学・研究科・本科 二名 仏学・研究科・別科 〇名	仏学・宗教部・本科 一三名 仏学・宗教部・別科 一名 仏学・予科・本科 八四名 仏学・予科・別科 一名 仏学・研究科・本科 五名 仏学・研究科・別科 一名	〇円	一六六〇〇円	〇円	

図六 『日本帝国文部省年報』をもとにした東京・京都の在学学生数および年間経費



『年報』においては明治三五年に京都が、明治三六年に東京がそれぞれ記載されており、明治三七年以降、両者の教育機関が併記されている。もともと『年報』には東京帝国大学を中心とした官立もしくは公立の高等教育機関に関する詳細しか掲載されていなかったが、明治三五年度になると私立の教育機関の詳細も記載するようになった。これは明治三六年三月に専門学校令が公布されたことを契としたものと思われる。専門学校令は、近代日本の教育制度の中に私立の高等教育機関を初めて公式に認可した法令であるが、おそらくそれを根拠に『年報』に私立学校を掲載することになったと考えられる²⁹。

さて、表一四をもとに東京・京都の学生数・年間経費を抽出しグラフ化したのが図六である。明治三七年以降の学生数を見てみると、明治四〇年四月以降に京都の学生数が増えていることが分かる。これは、京都の分校において専修部が設置されたことに起因する。明治四〇年一月に実施された学則によると、専修部は分校（京都）の本科内に置かれたものの、同じく本校（東京）の本科内に置かれた宗教部とは異なり、予科を卒業して入学する必要がない課程であった³⁰。浄土宗は、当時、専門学校の認可を受けていた浄土宗大学と教校（＝宗内の中等教育機関）の間に確固たる進学ルートを確認するため、各地の教校に対し浄土宗大学（宗教大学）への無試験入学資格を付与させるべく文部省に申請し、明治三九年から四三年にかけて順次その指定を受けていた³¹。これにより、教校出身者が容易に宗内の大学に進学することが可能となった。これは同時に、国家の教育制度上においても、教校⇒浄土宗大学（宗教大学）という進学ルートが公式に認められたことになる一方、当然のことながら世俗の教育行政の影響を受け入れざるを得なくなったことも意味する。

明治四〇年以降に京都に在籍する学生が増加するのは、無試験で入学できるという利点と予科を卒業する必要が無かったため在学必要年数が短かったという利点があったためとではないかと思われる。一方、年間経費については明治三八年度以降、京都に比べて東京が大幅に増加していることが分かる。これは専門学校令および大学にふさわしい教育機関として認可されるための投資が行われた結果であった。特に宗内の人員や設備では賄い切れない「一般学」教授のための人件費や校舎の整備、図書館の設置などに対して、大きな投資が行なわれたのであった。

五 結語—三つの資料より明らかになったこと—

①『大正大学年史資料 目録』

学籍名簿の調査により、愛知県出身者が非常に多いことが明らかになった。特に、明治二四年以降に急増していた。一方、進学する際には、地方出身者は都市部（東京、大阪、京都など）に所属寺院を変更して通学していたことも明らかになった。また、明治期を通して東京の本部校に入学した人数は判明した限りで一、〇三三名であり、正規の卒業である本科（もしくは正科）以上の卒業生二八五名（二七・六％）であった。

資料の欠損が激しい宗制制定以前を除いた期間、つまり明治二〇年九月以降の入学者は九五二名であり、その期間の年度平均の入学人数は三三・八名であった。

②『浄土教報』

『目録』において対象とした学生原簿は入学に関する情報を調査することができたが、年度別の在籍者数については原簿内での記載がない場合が多く調査不能であった。しかし、『浄土教報』においては年度末の試業成績一覧が掲載されており、そこから年度別の在籍者数を東京および京都共にある程度は把握可能であった。

『浄土教報』によると、東京と京野の在籍生数の比率は、三：一、もしくは四：一程度であり、東京のほうが多くの学生数を擁していたことが明らかになった。これは、宗内教育制度の構造から生じる現象であり、決して東京のほうが支持を得ていたということをもそのまま意味するものではない。

③『日本帝国文部省年報』

東京および京都の統計が掲載されるのは明治三七年以降であり、上記の①、②に比べてその期間が短いのは否めない。しかしながら、現状において京都・佛教大学での資料が公開されていないことから、それに関する情報が得られるのは現段階において『年報』しか無い。

『年報』によると、明治四〇年以降に京都の在籍生数が急激に増えている。これは前述したように、宗教大学への改組とともに、宗教大学分校であった京都には本科専修部が設置されたからであった。また、明治三八年以降には東京の本部校に対して急激な増資が行われている。これは世俗が推し進める近代的な教育制度に沿っていくための人件費・設備費などへの投資が教団を背景にしながらいなわれたからであった。

以上、対象とした三つの資料群にもとづき明治期浄土宗の高等教育就学状況、特に学生数に関する実態解明を行ってきた。特に、『目録』に収録されていた情報は学生一人一人に焦点を当て

ることができたため、他の二つに比べ詳細な情報を得ることができた。むろん、東京と京都の学生数との比較や学校運営経費など、『目録』では知りえない情報が後者の二つには掲載されていたのは貴重であった。

ただし、宗団事情や社会事情が就学者にいかなる影響を及ぼしていたのか、また、就学者のいかなる学課カリキュラムもの育成されていたのかなど、より学生側に焦点を当てることができなかったのは今後の課題として残されていることは痛感している。近代浄土宗の僧侶育成の実態解明のためにも、今後とも研究を進めていきたいと考えている。

1 明治前半期における就学状況については、拙著「明治前半期における浄土宗の高等教育就学状況—在籍名簿を中心として—」（浄土宗総合研究所編『浄土宗総合研究所八百年遠忌記念論文集』山喜房佛書林、二〇一二）においてまとめており、本稿はその成果を踏まえた内容となっている。

2 なお「本部校」という語が指す意味としては、図一～図四で記載している高等教育ラインの上に位置する学校群のことを指すこととする。

3 拙著「明治初期の僧侶育成改革と大教院」（『総合佛教研究所年報』第三三号、二〇一一 a）、齋藤知明との共著「明治期浄土宗における宗侶養成」（『教化研究』第二〇号、二〇一一 b）、拙著「明治期浄土宗における僧侶育成と高等教育制度—明治初期から二〇年代を中心に—」（『三康文化研究所年報』第四三号、二〇一二）などを参照。

4 近代浄土宗の僧侶育成に関しては、以下の様な研究がある。伊藤唯真「明治仏教徒の危機意識と学問—福田行誠上人をめぐる—」（伊藤唯真『伊藤唯真著作集 第四巻 浄土宗史の研究』法蔵館、1996 [初出：1954]）、伊藤唯真「浄土宗教団の近代化—特に明治十年前後の教育制度の成立過程を通して見たる—」第12・13 合集（東山学園学芸研究所、1967）、宇高良哲「浄土宗の僧侶養成制度の歴史」『教化研究』第12号（浄土宗総合研究所、2001）、佐藤良文「近代における僧侶養成の変遷—明治二、三十年代を中心に—」『教化研究』第12号（浄土宗総合研究所、2001）、武田道生「明治前期の仏教教育の目指したもの—僧侶養成教育と一般女子教育—」『宗教と教育—日本の宗教教育の歴史と現状—』（國學院大學日本文化研究所編・井上順孝責任編集、1997）、多那瀬顕良「変革期における浄土宗の学僧について」『東山学園研究紀要』第12・13 合集（東山学園学芸研究所、1967）、中井良宏「宗門学校教育制度の近代化過程—明治期における浄土宗僧侶養成教育を中心として—」『藤原弘道先生古稀記念史学仏教学論集』坤（藤原弘道先生古稀記念会、1973）、野田秀雄「近代における浄土宗教団の研究—宗立普通教育制度創設前史—」『日本私学教育研究所紀要』第18(2)（財団法人日本私学教育研究所、1982）、藤原弘道「変革期における浄土宗教団の教育史的総観」『東山学園研究紀要』第12・13 合集（東山学園学芸研究所、1967）、福島愷雄「鎮西中学校創立事情」『熊本県教育史』中巻（熊本県教育会、1931）、牧達雄「変革期浄土宗団のその社会教化活動」『東山学園研究紀要』第12・13 合集（東山学園学芸研究所、1967）。また近年では、袖山栄眞「通称「坊主学校」盛衰記—焼けた坊主学校の謎解き—」（『市誌研究ながの』第一九号、二〇一二）において、長野市内に設置されていた第三教区宗学教校の史的整理が行われている点において従来にはなかった成果といえよう。

5 基礎資料としては、大正大学五十年史編纂委員会編『大正大学五十年略史』（大正大学五十年史

編纂委員会、一九七八)、佛教専門学校編『佛教専門学校三十年史』(佛教専門学校、一九四二)、伊藤真徹『佛教大學沿革史』(佛教大学、一九六四)、『佛教大学史』(仏教大学史編纂委員会、一九七二)などがある。明治期における高等教育に関して比較的長い期間を対象としたものとして、中井良宏「宗門学校教育制度の近代化課程—明治期における浄土宗僧侶養成教育を中心として—」(『藤原弘道先生古稀記念 史学仏教学論集』藤原弘道先生古稀記念会、一九七三)があるが、ここでは制度や規則などに焦点が当てられている。また、『東山学園研究紀要』第一二・一三合集(東山学園学芸研究所、一九六七)では明治初期に焦点を当てた僧侶育成改革を、『教化研究』第二一号(浄土宗総合研究所、二〇〇一)では僧侶養成の課題について論じられている。

6 明治三六年一月に浄土宗専門学院が徴兵令一三条に基づく認可を受けたことは、『大正大学五十年略史』四三頁、『佛教大学史』九六頁に記載があるが、『法令全書 告示』(明治三六年)においてそのような文部省告示を確認することはできなかった。なお、『佛教大学沿革史』(佛教大学、一九六四)一七頁にも徴兵令認可についての記載があるが、千葉眞順編『仏教専門学校三十年史』(鵜飼光順、一九四二)にはその記載がないことを付しておく。

7 伊藤唯真「明治仏教徒の危機意識と学問—福田行誠上人をめぐる—」(伊藤唯真『伊藤唯真著作集 第四巻 浄土宗史の研究』法蔵館、一九九六 [初出：一九五四])を参照。

8 前掲拙著、二〇一一 a を参照。

9 前掲拙著、二〇一二、第三章を参照。

10 「文部省令第三十四条」『法令全書』(明治三二年、詳細書誌情報不明、六七冊)四一六一—四一九頁。

11 『法令全書』(明治三三年、書誌情報詳細不明、七四冊)九一九頁。

12 「高等学院の学年変更と学生募集」『浄土教報』(第五三〇号、明治三六年三月一五日)七頁。

13 『法令全書』(明治三七年、詳細書誌情報不明、九四冊)一〇〇五頁。

14 『大正大学五十年略史』二三頁。

15 中村周愍編『浄土宗制規類聚 全』(浄土教報社、一八九八)一五八頁。また明治三四年八月の改定学則には「第三条 本宗僧侶ヲ教育養成スル目的トシテ宗学校ヲ置ク」とより明確に明記されている(不染信翁編『浄土宗高等学院専門学院要覧』(不染信翁、一九〇二)一五頁)。

16 『大正大学五十年略史』四五頁。

17 『浄土教報』第七四〇号(明治四〇年三月二五日)五頁。

18 以下では、表一における項目について補足する。「分類」は、『目録』作成時において付与された各資料への番号であり、『目録』に準じて表一に記載した。「標題」も『目録』に準じた記載である(『目録』では各資料の表紙もしくは一ページ目に記載されている文字をそのまま「標題」として掲載している)。「年号」も『目録』に準じている。『目録』は原則として「標題」と同じ掲載方法を採用しているが、各資料の表紙もしくは一ページ目に該当する年号がない場合は、学籍簿の実際の内容をみて

19 『教報』の誌面上における成績表の扱いについて付言しておく。『教報』においては浄土宗内の人事や規則、統計情報などを別冊の附録に掲載していた。成績表については、明治二二から二八年度分は本文内に組み込むかたちで掲載されていたが、明治三〇年度分以降は別冊附録内に掲

載されるようになっていた。『教報』の全号は佛教大学図書館にて確認することはできたが、それに付されていたであろう別冊付録については欠落している場合も多かった。尚、表二においては明治二九年度分から「不明」と表記されているが、これは当該年度の成績表が『教報』の本文内に掲載されておらず、おそらく欠落してしまったであろう別冊付録に掲載されていたと推察される。従ってそれ以降の年度で「不明」と表記されているのは、別冊付録の確認が取れなかった場合を意味している。

²⁰ 『文部省第三十年報』（文部省官房文書課、一九〇四）六六七頁。もともと『年報』には私立の専門学校に関する個別の情報は掲載されておらず、私立学校全体の統計情報しか掲載されていなかった。しかし、専門学校令公布（明治三六年）を機に、それまでの掲載方法が変更され『第三十年報』（明治三五年度）以降は、個別の私立専門学校に関する情報（「名称」、「位置」、「学科」、「教員」、「生徒」など）が掲載されるようになった。

²¹ 表五、図六は資料No. 1に基づいて作成されているが、このNo. 1の資料の表紙には「明治十八^ニ稔一月新調之 監督寮 学生入籍一覧」とある。明治一七年一二月に東部大学林が設置されたことを受けて作成された学生簿と推測される。したがってそれ以前の学生の就学情報については毎年定期的に記載されていたわけではなく、明治一八年一月段階において大学林側の分かっている範囲において記載がなされたのであろう。

²² 資料①においては、生年月日記入欄に年のみが記載されていたり、年月のみであったり、全く記載されていなかったりというような不統一が見られた。よって平均年齢を計算するにあたっては、年月までが明記されている場合のみを抽出した。

²³ 講学所については、野田秀雄

²⁴ ただし、今回の調査ではいつの時期に所属したのかは不明である。つまり、大学入学時に所属を変更したのか、もしくは大都市寺院に移住・移転して得度や修行をしたのち、高等教育機関に進学してきたのかは現状ではわかっていない。今回の資料では、あくまで入学時における所属寺院が記載してあるだけであった。

²⁵ 中村周愷編『浄土宗制規類聚』（浄土教報社、一八九八）一四三頁。

²⁶ 中村周愷編『浄土宗制規類聚』（浄土教報社、一八九八）一七九頁。

²⁷ 伝道講習院は正規の教育制度の外に置かれた教育機関であるため正式な高等教育機関とは言うことができない。しかしながら、「教師補」は各地の教校に設置された宗学尋常科を卒業することによって授与される資格であり、その資格がなければ伝道講習院に入学することはできないとされていた。さらに、浄土宗大学が明治四〇年に創設されるにあたって、同学の分校となり高等教育に正規に組み込まれることとなる。したがって今回の集計では伝道講習院創設期より高等教育機関として扱うこととした。

²⁸ 資料No. 1において、専門学院へ進学したことが判明したのは四名であった。しかしながら、この数は一年あたり一人も専門学院に進学していない計算となり、これは第三章で取り上げる『浄土教報』で明らかになった就学実態と大きく異なる。ゆえに進学四名は学籍簿上の不備として理解してもよい。

²⁹ ただし、専門学校令による認可を得ていない教育機関も掲載されており、当時における専門学校に対する認識の曖昧さが窺い知れる。

³⁰ 明治四〇年の学則改定においては、予科および専修部への入学者を次のように規定していた。『浄土教報』第七四〇号（明治四〇年三月二五日）五一六頁。

第十五条 予科第一年級、又は専修部第一年級に入学するを得る者は、左の各号の一に該当する者に限る

一、中学校を卒業したる者

二、官立公立の中学校に於て専門学校入学者検定試験に合格したる者

三、明治三十六年文部省令第十四号専門学校入学者検定規程第八条に依り指定せられた者

³¹ 明治三九年三月から四月にかけて、第一教区教校、第六第七教区連合教校、第五教区教校の卒業生（別科を除く）は、私立浄土宗大学への無試験入学が文部省より認可されている。なお翌年三月には第四教区、明治四三年八月には、第二第三教区連合の教校が同様の認可を受けている。

近代日本の高等教育における教育と教化

一 問題の設定

本章では、近代日本の大学及び高等教育の基礎が固まる明治期を対象として、高等教育制度上において宗教が教化の対象ではなく、研究の対象となっていく過程を明らかにしていく。

人文社会学系と言われる各学問分野において、自らが拠って立つ学問的立場を歴史化し、相対化する手法はもはや常套手段といっても良い。筆者が専門とする宗教学においてもそれは同様であり、この二〇年ほどで様々な議論が重ねられてきた。それら一連の研究群は、宗教概念批判もしくは宗教概念研究といった括りがなされているように、宗教という概念の近代的生成に焦点をあてる研究であったと言える。日本の場合を例とすれば、幕末以降に条約締結文書内に登場した Religion の訳語として宗教という語が当てられたことを契機に、仏教やキリスト教、ヒンドゥー教などの諸宗教を包括する類概念としての宗教概念が浸透していった。ただし、その過程は決して単線的でも一様でもなく雑多な議論や主張が織り交ぜられる中から徐々に共通理解としての宗教概念が形成されていった、というのが通説となっている¹。

本稿は上記のような研究前史の上に位置づけられるものである。しかし筆者が考えるに、一連の宗教概念研究に欠落しがちであったのが、宗教を教育・研究する制度への視点、つまり高等教育機関への着眼である。近代日本の官立大学における研究は近年見られるようになってきているが、それについてもまだ端緒についたばかりでしかない²。私立については個別の大学史や個々の大学に関する研究はそれなりの積み重ねがあるものの、それらは大学ごと・学問分野ごとでの縦割り状態であるのが実態である。宗教概念研究がそれなりの積み重ねを迎えてきた現在、今後は、宗教概念を発信するにあたって大きな役割を担った高等教育機関に着目することは大きな意義があるものと考えられる。宗教学のみならず、神道学・仏教学、キリスト教学、イスラム学などの宗教研究全般が官立・私立を含めた高等教育機関においてどのように受容、変遷、そして排除されていたのか、実態の解明を要する時期を迎えていることと思う。ここで付言しておきたいが、筆者は従来行われてきたような宗教教育研究に主な関心を置かない。筆者の関心は、宗教に関する研究の制度的面の実態であり、また、私立の高等教育機関においては宗教者の育成・養成に関する解明なのである。したがって本稿においても、高等教育機関という制度に着目しながら、宗教の位置づけについて論じていくことしたい。

二 「大学」をめぐる対立と宗教系学校の創始

一) 大学における教育と教化の分離

日本の高等教育に関する近代的な法規としては、明治三年二月に示された「大学規則」（太政官第一六四号）が嚆矢であった³。そこでは大学の学科として、教科・法科・理科・医科・文科の五つが規定されており、教科には神教学、修身学の二科目が設定されていた。現在でいう、神学や道徳に相当する科目である。教科が規定されていたのには二つの理由が考えられる。まずは、幕末に形成された実学主義儒学者らの影響である⁴。彼らは、教科を国家統治や人間形成のための徳育に関する学問として認識していた。つまり、単なる専門技術だけではなく徳育に関する学問及び教育が必要と考えていたのである。二つ目は、当時の大学とは教育機関と教育行政の二役を担う組織であったという点である。教科とは単な

る教育・研究のみならず、国民教化の役割も担うことが期待されていたのである。

ただし、実際のところ大学規則内の教科はすでに風前の灯火というべき学科であった。大学規則より七ヶ月ほど遡った明治二年六月には、大学校設立のみならず初等・中等諸学校までを射程に入れた学校規則なるものが存在している。その前文には「皇国ノ目的学者ノ先務ト謂フ可シ」⁵という文言が盛り込まれているが、これには矢野玄道や玉松操ら国学者の強い意向が働いていたとされる⁶。しかしながら、その後は大学校の教育理念をめぐって、国学派・漢学派・洋学派による三竦みの対立があり、結果的に洋学派が実権を握る。このような権力闘争を経て制定されたのが先の大学規則であった。制定の中心的役割を担ったとされる加藤弘之ら洋学者達は⁷、中国学制の影響を多少残したものの、西洋の、特にドイツの大学を強く意識した大学編成を行ったのである⁸。大学規則公示の一〇ヶ月後にあたる明治三年一二月、岩倉具綱（岩倉具視の長男）による「海外留学生規則案」には、留学生が学ぶべき科目には法学や理学、工学、医学など実用的な学問のみが設定されており、教科に設置されていたような形而上的な学問は留学生の学習対象とされていなかった⁹。

大学において実用的な学問を重視する傾向はその後も強くなり、教科という学科構想は消え去ることとなる。明治五年八月に公布された学制においては、大学は理学・化学・法学・数理学によって編成され¹⁰、明治一二年九月公布の教育令においても、「大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所」¹¹と規定された。教科はその後も大学組織内に復活することはなかった。寺崎昌男は、学制以降の高等教育に教科が採用されなかった理由について、①専門技術に関する学問を優先して大学編成が行われた、②国民教化の役割は中等以下の諸学校に担わせようとした、という二点を指摘している。国学派としては国民統治のための徳に関する学問＝「倫理修身ニ係ル学科」を大学に設置することを主張したが、先の加藤に加えて伊藤博文・井上毅ら啓蒙主義者の観点からはそれは受け入れがたいことであり、大学は「工芸技術百科ノ学」のみを教授する機関として決定されたのである¹²。ただし筆者が考えるに、当時における政府機構の整備という点も教科消滅に大きな影響を与えていた。明治四年頃になると政府内における教育・教化の未分離状態を解消すべく、明治四年七月に文部省を、翌年三月には教部省を設置している。これによって、国民教育と国民教化に関する行政官庁が制度上分離することになった。その後、前者は学制公布を、後者は大教院設置を行い、制度としても教育と教化が独立して展開してゆくこととなる。このように、教化という役割は大学から制度的にも理念的にも排除され、専門技術を優先して教育する機関として歩んでいくこととなる。つまりそれは、公的な高等教育の中に教化、ひいては教化のための宗教は生き残れなかったことを意味するのであった。

二) 宗教系学校の草創

明治に入って高等教育機関たる大学から早々と教化が排除されたとはいえ、宗教が消滅したわけではない。教育制度の上ではこの時期宗教系の高等教育機関は存在してはいなかったが、新しい時代に対応すべく全国各地で様々な取り組みが行われており、後に大学昇格を目指す宗教系の私立学校は明治初期の段階で胎動を始めていた。以下では、仏教、キリスト教に分けてこの時期における動向を記述してゆく¹³。

【仏教】

旧学制下における仏教系高等教育機関は、そのほとんどが設立背景に伝統仏教教団を擁する宗門系と

いわれる学校である。政治権力の交替と廃仏毀釈運動、キリスト教の流入などに端を発する仏教者の危機意識は、自身の反省を促すと共に自己改善のための僧侶教育改革を強いることとなる。従来からの伝統的な学問：宗乗余乗の整備のみならず、当時「外学」と言われた仏教以外の学問の重要性も認識せざるを得ない状況であった。真宗大谷派は、明治元年八月、近代科学やキリスト教を研究するための護法場を設置しており、宗乗余乗以外の「外学」を僧侶に学ばせている¹⁴。浄土真宗本願寺派でも同時期に、学林（近世以来の僧侶育成機関）に兼学四科（暦学・国学・儒学・破邪学）を設置するなど様々な改革を行っている¹⁵。このような僧侶教育に関する改革の気運はすでに幕末において燻っていたが、明治維新を契機に顕在化したと言える。廃仏毀釈にいち早く反応し伝統仏教界の反省と改革を叫んだ人物に福田行誠がいる。明治元年一二月、仏教護持とキリスト教排斥のために結成された諸宗同徳会盟の一員であった彼は、護法扶宗を学問復興に求め、僧侶の勧学を促した¹⁶。ただし、ここで求められている学問とは、護法や護国、破邪といった仏教側の理屈に立った学問観に根ざしたものであったことは言うまでもない。また、上記で取り挙げたような事例は実際のところ仏教界全体としては一握りのものにしか過ぎず、大勢は新しい流れに対して如何に応じるか迷走していたのが実態であった。

仏教界全体の僧侶教育が劇的に変化するのは大教院の存在によってである。大教院とは、神道・仏教合同による国民教化の開始に伴い、仏教側の教師育成・教義考究のため設けられ、のちに教化政策全体の統括本部となった政府直轄機関のことである¹⁷。明治六年一月に紀州藩邸内で開院式が行われ、六月には増上寺に移転し本格的に始動した。この大教院制度は、各地に支部としての中教院・小教院を擁することで全国規模の国民教化を企図した制度であった。この制度は、伝統仏教の教団組織にも大きな影響を与え、後の管長制度を思わせる中央集権型の組織形態の萌芽となる。ただし二年後の明治八年五月、大教院は仏教界の大きな反発を受けて解体されることとなる。解体後は教団毎に大教院を設置し、ある程度の教団自治が認められるようになった各宗大教院時代ともいえるべき時代を迎えるが、それに伴い各教団ともに僧侶育成制度の改革を試みている¹⁸。改革の時期や内容に関しては教団毎に違いがあるが、総ての教団が近代教育制度に準じるかたちで僧侶育成機関を再編し、各地に教団立の学校を設置していった。しかし、仏教教団が設置していく学校はほんの一部の例を覗いてあくまでも宗侶養成を目的としていた¹⁹。つまり、一般社会に開かれた学校ではなく、学校を利用した布教・伝道活動は全く構想されていなかったのである。

【キリスト教】

キリスト教の学校は、古くは戦国時代まで遡ることができる。イエズス会宣教師フランシスコ・ザビエルが日本に到着したのは一五四九年のことである。その後、イエズス会宣教師らによって西日本を中心に行われた布教活動に伴い各地に教会が設置された。それとともに、学校を設立しキリスト教的な人文主義教育を行っていた²⁰。しかし、江戸幕府の禁教政策によってそれらはことごとく廃止されることとなった。

時代は下り、キリスト教が日本に再来するのは、日米修好通商条約（安政五年、一八五八）を契機とする。条約内の第八条において、在日アメリカ人の信教の自由が保証されていたためである。翌年には神奈川、長崎、箱館（函館）が開港され、フルベッキやヘボンらアメリカ系プロテスタントの宣教師らが活動を始める。ただし、まだ禁教下であったキリスト教はあくまでも居留地内ではしか活動が許されていなかった。とはいえ、そこでの活動は布教・宣教活動のみならず、英学を中心とした語学教育も行わ

れていた。宣教師たちは、西洋文明の担い手としての自負を抱くとともに、キリスト教精神に基づく教育を施すことによって間接的な伝道を企図していた²¹。現代日本におけるキリスト教学校の出発点はここに求められる。

明治期になると、教会と密接なつながりを持ちつつも、教会内教育から学校教育という形態へと徐々に変化をしていくようになる。明治三年には、A六番女学院（後の女子学院）、ミス・キダーの女学校（後のフェリス女学院）などが創立されている。東京、横浜、長崎、神戸、やや遅れて函館というように居留地を中心とした地域に学校が設立され、その後は地方都市に拡大していく。ただし、学校といってもこの時期多くの場合は私塾といった形態をとっており、特に女子教育を中心としていた。伝道者教育、高等教育に取り組むようになるのは明治六年以降である。明治六年にキリスト教禁教政策が廃止されると、日本における教会、宣教師の数が増加していく²²。それに伴い、後に有力な高等教育機関として成長していく学校が創設されていく。立教学校（東京、明治七年）、同志社（京都、明治八年）、ヘボン塾（東京、明治一〇年、後の明治学院）、耕教学舎（東京、明治一一年、後の青山学院の源流の一つ）などがそれにあたる。これらの学校では、外国語や神学・聖書学のほか、普通学なども教授されていた。ただし、札幌農学校初代教頭W・S・クラークと開拓使長官黒田清隆の間による聖書問題に代表されるように²³、学校で聖書やキリスト教を教授することには多くの困難が待ち受けていた。特に宗教と教育の問題、また、人文主義教育と伝道者教育の狭間において、キリスト教界は大きく揺れ動くことになっていく。

三 同志社をめぐる宗教系高等教育機関創設の気運

明治一二年九月に公布された教育令は同五年の学制を大きく改訂した内容であったことはよく知られ、別名「自由教育令」とも称されるように文部大輔・田中不仁磨の自由主義的な発想が多く盛り込まれていた。第八条には「何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ」と規定され、私立学校の設置を認可するとともに、廃止方法や学校規則などについては「府知事県令ニ開申」²⁴するのみとされた点は画期的であった。このような私立学校緩和の姿勢は高等教育にも及んでおり、教育令公布当時の文部省官僚であった辻常民は、高等教育における私立学校の自主性、高等教育の自発的発展を構想しており、田中も同じ立場であった²⁵。田中や辻を中心とした高等教育に対する自治自由の構想は、明治一〇年四月に設置された東京大学に対しても同様であった。当時の東京大学とは、自治自由を念頭においた高等教育空間の中の一つのモデルでしかなく、後に自発的発展をしていくであろうと目論まれた私立の大学群の先駆けとして位置づけられていたのである。

しかし、高等教育の自治自由構想は長くは共有されなかった。それどころか、文部卿福岡孝弟（在任：明治一四年四月～一六年一二月）は私立学校出身者を政府敵対者としてみなす傾向にあるなど²⁶、教育令公布から二年ほど経過すると、大学をめぐる政府管理は強まる傾向にあった。このような流れのなか、明治一九年三月二日に勅令第三号として帝国大学令が公布され、翌月一日より施行される。第一条には、かの有名な「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」²⁷という条文が据えられた。前節で触れた学校規則と比べてみると、大学からは教化に関する機能が分化されたものの、「国家ノ須要ニ応」じるという部分は継承されていることが分かる。この勅令は、東京大学のみを唯一の大学と認定するため作成されたにも関わらず、後々には日本の大学制度のみならず大学“文化”に対しても多大なる影響を与える法令となっていく。勅令制定に深く関与した一人である初代文部大臣森有礼は「帝国大学ニ於テ教務ヲ挙クル學術ノ為メト国家ノ為メト関スルコトアラハ、国家ノ

為メトノコトヲ最モ先ニシ最モ重セサル可ラサル如シ」²⁸というように学術の国家への従属を強いていた。ただしこの場合の国家とは、単なる国家権力のことではなく、国民の「公利的志操」に支えられ維持されているという国家観に根ざした国家のことを意味する。言葉を変えれば、日本国民全体の利益になる学術こそが最も優先されると森は考えていた。とは言うものの、帝国大学は官立大学としての性格をより強めてゆき、その後の大学界に君臨していく。科学史家の中山茂は、(東京)帝国大学のことを「学校体系の頂点に立ち、その出身者が学界のみならず官界、実業界をも支配した東京(帝国)大学、およびそこから生まれた学閥」として、近代日本を支配した強圧的組織であったと表現している²⁹。

さて、このような組織の誕生に、宗教界はいかなる反応を示したのだろうか。東京大学時代(明治一二年～)から大学運営を担ってきたのは加藤弘之、外山正一、浜尾新などのいわゆる洋学者であり、彼らは欧米の大学制度を念頭に置きながら日本における大学構想を実現にこぎつけた。民間(私立学校)側がこれに応ずるためには、そもそも大学が何たるものかを知っていなければならない。日本古来の大学ではなく、欧米からもたらされた新しい教育制度としての大学に敏感に反応できたのは、それを熟知していたキリスト教界であったことは必然である。

特にその中でも、高等教育機関設置に精力的であったのは新島襄である。新島といえば、京都市内にキリスト教主義の教育機関：同志社を創設したことで知られている。ただし新島は、当時の宣教師たちが大きな期待を寄せていた伝道者養成学校として同志社を構想していたわけではなかった点には留意しておいて良いだろう³⁰。後に義兄となる山本覚馬、そしてアメリカン・ボードの宣教師J・デイヴィスとともに、新島は明治八年一月に同志社英学校を設立する。その際、京都府知事・榎村正直は、学課科目「聖教」の名称を「修身学」と変更し、聖書を教授するのであれば学校外で行うよう要請した。新島はその要請をやむなく受諾することによって創設の正式認可を受けた(以降は校外での課外授業として聖書を取り扱うという苦肉の策を採用することとなった)。また、同月定められた「同志社仮規則」内においても「我等同志の者我国に於て文学の隆盛せん事を望み…米国宣教師ジェーデーデビスを招き普通学科を教授せしめ」³¹(傍点筆者)ることが掲げられていることから、同志社が伝道者養成のみに特化した教育機関ではなかったことを伺い得る。

その後、多くの苦難を抱えながらも同志社は高等教育機関たる大学への昇格を目指した。明治一五年一月に新島は「同志社大学設立ノ骨案」を作成、そこでは神学、文学、法律、政治、経済、理化学、医学などの学部を想定した総合大学を構想していた³²。ただし、大学昇格への道筋はさらなる困難の連続であり、新島への協力者は少なからずいたものの設置費用が大きな壁となっていた。それを乗り越えるべく明治二一年四月二日には京都・知恩院において有志六〇〇名を招いて講演会を開催したり、一月には「同志社大学設立の主意」と題した主意書を二〇以上の新聞、雑誌に掲載したりした³³。新都・東京ではなく伝統ある古都・京都に大学設立を、という呼びかけは全国各地から多くの共感者を呼び、大学設置運動と言えるような高まりを見せた。

新島の行動に触発される形で、仏教界においても大学設置を願う声が上がっていた。明治二一年四月一八日付の『読売新聞』では、「京都の仏教各宗の本山が協力して日本宗教大学創設の計画ありし」³⁴と報じている。経費の面で一旦中止となったこの計画は、各本山から合計百万円を集めて本格的な大学設置に動き出すこととなった、と続けている。仏教界における大学設置計画の再燃は、先に開催された新島による知恩院での講演会に触発されてのものだと推定し得る。また、同紙面において「集会故障の結局」³⁵という題で、この講演会に対する仏教側の動向が報じられている。記事によると、講演会が開催される

前段階において、講演会がなぜ知恩院で催されたのかの経緯について知恩院執事と信徒総代の間で「烈しき議論」が何度か交わされた。その後、経緯を質するため京都府知事私邸を執事・信徒総代が訪問したが、府知事は不在であった。ゆえに至った結論としては、今回だけは開催を許可するが講演会において「耶蘇に関する言は一語も発せしめず」といった姿勢で臨んだという。講演会は無事に終わったが、私邸へ訪問した際に信徒総代が「学校の周旋は人民の為実に其厚意を謝す府知事の身を以て耶蘇教の周旋は仏徒深く之を悪む我輩長くお怨みます」と伝言していた、と記事は結んでいる。ここには仏教側のキリスト教に対する先天的な危機意識を垣間見ることができる。新島の動向に対しては単なる触発を受けただけではなく、危機意識をもって大学設置に動き出したというのも仏教界の一面であったと言える。

新島が全国の紙面に大学設置の呼びかけを行った約二ヶ月後、浄土宗系の機関誌であった『浄土教報』第一号において「私立大学ニツイテ」³⁶という記事が掲載されている。その主旨は「私立大学ノ吾国ニ設立セラレンコトヲ冀望」むというように、私立大学創設を切望する主張がなされている。そこでは、官立大学の弊害が述べられた後、新島による同志社大学創設が触れられている。そして、記者（無記名のため詳細不明、おそらくは当時主筆の渡辺海旭）は、同志社に対して読者（主に僧侶）が抱いているであろう危機感を代弁する。要約すると、同志社大学創設がキリスト教拡張のためではないと表明して募金を集めながらも実際には「コヂツケ」であると君たち読者は考えている、君たちにとっては同志社大学創設とは、キリスト教による侵略、ひいては国の教育権力を握るための端緒だと不快に思っていることだろう、と述べている。記者が推察しているように当時の仏教界は同志社の動向をキリスト教の勢力拡大を見なして危機感を抱いていたことは、先の知恩院の事例からも容易に想定しうる。しかし、この記者はそのような心情を一喝し、「何ソ奮テ又第二ノ私立大学ヲ我仏教社会ヨリ造り出サハルヤ」と仏教界による私立大学創設を喚起するのであった。さらに付け加えるに、記者が構想する私立大学は宗門系大学ではなかった。「社会ノ実益ヲ謀ル」ため、「今日民間ノ欠乏ヲ満足」させる私立大学創設を呼びかけていたのであった。伝道者養成に特化しない新島構想と同じ方向を向いていたのである。

このように同志社による大学設置運動は、仏教側の危機意識を強めると共に、大学への関心も高めていたと言える。欧化の風潮が高まりキリスト教に追い風が吹いていた明治二〇年前後の時期、面目躍如のために仏教界をあげての大学創設が主張されることは、当然のことであったと言える。ただし、結果的にそれは実現することはなかった。宗派を単位とする近世以来の教育機関はそれぞれの歴史や伝統を背負っており、各宗派にとっても最重要科目：宗乗（宗派の根本教義）を中心としたカリキュラム編成がなされていたためである。廃仏毀釈や上知令による打撃を受けたとはいえ、キリスト教よりも大きな経済基盤を有していた伝統仏教界はあくまでも宗派毎の宗侶養成を重視したのであった。ゆえに、記者が主張した「民間ノ欠乏ヲ満足」させる開かれた私立大学どころか、超宗派の仏教系大学設置構想も具体性を見ることなく、小規模ながら宗派毎に高等教育機関の設置を目指していくのである。

四 明治三〇年代の転換—徴兵令と専門学校令—

一) 徴兵令と宗教系私立学校

文部省が編纂した『学制百年史』によると、明治一十九年から大正五年を「近代教育制度の確立と整備」と区分している³⁷。ただし、これは官立を中心とした区分であり、私立学校群が近代教育制度上に正式に位置づけられ、かつ徐々に整備されていくのは明治三〇年以降のことである。文部省直轄の官立学校は、

文部省直轄諸学校官制（明治二三年一〇月公布）をはじめとする三つの勅令によって基本的な形態を規定されていたが、依るべき統一的な法制を持たない私立学校の管理機構は各学校の主体性に一任されていたからである。天野郁夫は当時の専門学校群を設立背景別に

- (一) 大きな社会的威信・権力をもつ創設者あるいはその周囲に集まる協力者集団表（慶應義塾・同志社・東京専門学校等）
- (二) 複数個人の同志的結合（明治法律学校・専修学校・英吉利法律学校等）
- (三) 宗教団体（仏教・神道・キリスト教系の諸学校）
- (四) 世俗の団体・協会（東京仏学校・独逸学協会学校等）

の四つに分類している³⁸。(三)に分類された宗教系の諸学校においてもその内実は実に多様であった。近代教育制度に精通していたキリスト教であったとしても、キリスト教主義学校と宣教師養成学校では教育に関する方針や実態が大きく異なっていたし、近世期の学寮や檀林を起源とする宗門系学校では教団毎に高等教育機関を設置するものの近代と伝統の狭間で大きく揺れ動いていた。また、神道系専門学校では令旨が創設起源となっているなど、キリスト教・仏教とは別の意味で異なる性格を有していた。

さて、明治三〇年代に入ると条約改正という外交動向に伴って、宗教系の私立学校をめぐる状況が一変する。明治六年二月の切支丹禁制高札撤去以後、法律上では明確な規定をされず黙認状態であったキリスト教が、明治三二年七月一七日の改正条約実施以降に公認されることとなった。それに伴い、七月には内務省令第四一号「神仏道以外ノ宗教宣布並堂宇会堂等ニ関スル規定」が公示される。この規定によって、キリスト教は日本国内での活動を初めて公的に認可されることとなった³⁹。この省令に対しキリスト教界は概ね歓迎の賛意を示したが、翌月に公布された私立学校令と文部省訓令一二号については大きく反発した。それまで各種学校としての法的根拠しか持たなかった私立学校を文部省公認の学校として認可（私立学校令）し特典を付与していく一方で、公認学校内においては宗教教育および宗教儀式を禁止（訓令一二号）したからである。

この結果、学校をキリスト教主義教育や宣教活動の一端と位置づけていたキリスト教界は大きな岐路に立たされることとなった。近代教育制度の中に入るか、それから出て宗教教育（キリスト教教育）を継続するか、学校の存続をかけた議論がなされた。青山学院や明治学院の対応としては、一旦は尋常中学認可を返上したが、それに伴い徴兵猶予特典と上級学校への進学条件を喪失した。その結果、多くの退学者・転校者を生んでしまった⁴⁰。東洋英和学校（男子）では一旦閉校した後、キリスト教との直接的な関わりを断った上で麻布中学として再出発をした⁴¹。また当時、尋常中等学校の認可を持たなかった東北学院ですら入学者が激減、在学者の転出も相次いだため、明治三〇年段階の在学者数二三八名に対し、同三三年には一六一名という状況であり、喫緊の対応を迫られていた⁴²。

キリスト教系学校が訓令一二号に対して苦難の対応を迫られるなか、宗門系学校はどうであったのだろうか。先述したように宗門系では学校を布教・伝道の場として構想しておらず、宗侶を育成することに重きを置いていた。そもそも条約改正交渉に伴い外国人内地雑居が不可避となり国内各地にキリスト教学校が創設されていく可能性が浮上したことによって、学校における宗教教育・宗教儀式の禁止事項が私立学校令の条文案に盛り込まれたのである⁴³。文部省と外務省、そして内務省の駆け引きを経て、最終的には禁止事項を文部省訓令において公布することで決着をみたのである。最初からキリスト教系の諸学校が訓令適用の対象なのであった。したがって宗門系学校側の動揺はほとんど無かったといえる。宗侶教育の根幹である宗乗、さらには僧侶としての素養を養う余乗という、現在の感覚でいえば仏教系

の宗教教育科目をカリキュラム内の最重要科目に位置づけることに何の変化もなかったからである。たとえば天台宗の場合においては、当時の高等教育機関であった東部大学齋では、明治三五年四月に高等科を設置し普通学をより重点的に学ばせることで「文部省訓令にある程度対応する姿勢を取った」⁴⁴程度であった。また曹洞宗においては、私立学校令公布を期に宗内で定めていた曹洞宗教育令を改定し、高等中学林の科目改訂を行っている。ただしそれを見てみると、宗乗・余乗が最重要科目として相変わらず位置づけられており、用いられる教科書も宗乗では『坐禅儀』、『伝光録』、余乗では『各宗要綱』、『起信論義記』といった仏教専門書であった⁴⁵。また、在学生数の減少という事態もおこっていなかった。このような状況は、他の宗門系学校でも同様であり、私立学校令や訓令一二号に対して何らかの反意を示すことは無く、国家より提示される教育制度に準じることかたちで学校組織および教育内容を定めていった。その際、宗門系学校が重視したのは徴兵猶予の問題であった。

久木が検証したように、訓令一二号に対してはキリスト教界および民間の有力新聞紙などから様々な反論が行われ、公布直後より訓令の実質的な効力に対しては修正が加えられていった。ただし結局のところ、徴兵猶予特典を得るためには文部省による「中等以上の学校」認定が必要であったため、原則として同省の指針に従うほかはなかった。

表一 宗教系私立学校への徴兵猶予認定⁴⁶

明治	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	合計	
宗教系私立	キリスト教										4		2	1	2		4	1	3	2	3	2				1	25
	仏教				1								5	1	2	2	5	6	3	2	4	3	4			3	41
	神道										1			1			1										3
	新宗教																	1					1				2

表一は、『法令全書』に掲載されている文部省告示を網羅的に調査し、徴兵猶予認定を受けた宗教系私立学校を一覧としたものである。徴兵令は、明治二二年一月に全面改定が行われ官立以外の学校への猶予認定が認められ、五月に文部省訓令第一号で認定基準が定められたことによって、最初は公立を中心に、後に私立への認定数が増加していった。宗教系私立学校においては、明治二五年の大谷尋常中学校が嚆矢であった。ただし、この中学校は翌年には公立学校となっていることから公立化が前提になって認定された可能性が考えられる。その後約五年間は認定がなかったが、明治三一年になって同志社内の四校と神宮皇学館が猶予認定を受けている⁴⁷。同志社においては明治二〇年代から徴兵猶予特典の欠如によって退学者が増加していたため、学課科目上の「聖書」を「倫理」に変更、同志社綱領を改定するなどして猶予特典を得ることができた（なお、この綱領改定に関しては同志社内において紛糾が起こり元の綱領に再改定している）⁴⁸。

その後、明治三三年以降に認定校の増加が本格化していくが、その前年に私立学校令が公布されたことが大きな要因である。仏教系・キリスト教系を中心に多くの学校が認定をうけていった。ただし、仏教側がほとんど葛藤なく特典申請を行なっていったのと異なり、キリスト教では先の同志社と動揺に激しい議論が交わされていた。訓令一二号に最も強硬な姿勢をみせた明治学院では、当初、訓令撤回や適用延期を文部省へ要求していたが、徴兵猶予と上級学校への進学資格に関して不安を感じた学生の転校・退学が相次いだため、学院維持のため訓令一二号を受け入れ、猶予特典を得るに至った⁴⁹。また、関西学院では猶予認定をめぐる約二年半もの対立を経て後、最終的に認定申請を行っている⁵⁰。このよ

うに訓令一・二号問題は徴兵猶予という本質的には教育行政と関わりがない事柄によって各学校に受け入れられていくのであった。

さて時期を少し戻すが、明治二七年六月に公布された高等学校令は、従来の高等中学校を高等学校と改め、それへの入学を尋常中学卒業者のみに限っていた。高等教育への通過点としては尋常中学校の認定が必要とされたのである。これは、それまで多くの私立学校卒業者が行っていた高等中学校予科への進学→高等中学校→大学という進学ルートを消失させた。明治三二年二月には全面改定し公布された中学校令によって近代教育法制度上に中学校が確固として位置づけられ、またそこでの教育課程も明確化された。上級学校進学および徴兵猶予という特典を得るには、近代教育制度の中に入る以外選択肢はなくなっていたのが明治三〇年代の状況であった。本項では、表一によって明治三〇年代以降において宗教系私立学校が徴兵猶予認定を受けていったことが明らかになったが、それは同時に近代公教育制度の中に組み込まれていく過程でもあった。そして、それに伴いキリスト教系学校が有していた伝道という側面は削ぎ落とされてゆき、あくまでも国家が定める教育内容を擁した中等教育機関としての側面を重視せざるを得なくなったのである。

二) 専門学校令と宗教系高等教育機関

表二においては、専門学校令公布以後の明治後期において同令の認可を受けた宗教系専門学校を一覧とした。同令は明治三六年四月より施行され公私立学校に高等教育機関への道を開くこととなった。高等教育機関としての正式認可を求める宗教系私立学校はこぞって文部省へ認可申請を提出したことが表二より見て取れる。『日本帝国文部省年報』（以下、『年報』と略記）によると、明治四五（大正元）年度において正式認可を受けた私立専門学校は五八校あり、そのうち宗教系私立学校は三四校、宗教系学科については神学一一校、仏学一三校であった⁵¹。この時点において私立専門学校数の約六割が宗教系であり、約四割が宗教系学科課程を有していたことには留意しておいて良いだろう（ただし在籍生徒数については、私立専門学校総生徒数の七%程度）。

表二 専門学校令認可を受けた宗教系学校（明治年間）⁵²

明治	キリスト教		仏教		神道	
	キリスト教	認可校数	仏教	認可校数	神道	認可校数
36年	□明治学院 ◎	1	哲学館大学 ◎ △浄土宗高等学院 ◎	2	☆神宮皇学館 ◎	1
37年	□青山学院 ◎ 日本女子大専校 ◎ □東北学院 □同志社 ◎ □大阪三一神学校 女子英学塾 ○ 青山女学院 ○ □東京三一神学校	8	△曹洞宗大学林 ◎ △真宗勸学院 △天台宗大学 ◎ △日蓮宗大学林 ◎ △真宗大学 ◎	5	国学院 ◎	1
38年	東京学院 ◎ □聖教社神学校	2	△古義真言宗聯合高等中学 △仏教大学 ◎	2		
39年						
40年	立教学院立教大学 ◎	1	△高倉大学寮 ◎	1		
41年	□関西学院神学校 ◎	1	△花園学院 △豊山大学 ◎	2		
42年	□神戸女学院 ○	1	△真言宗聯合高野大学 ◎	1		
43年						
44年	□東京女子神学専門学校 ○ □東京神学社神学専門学校 ◎	2				
45年	同志社女子専門学校 ○	1	△高等学院 △真宗学院	2		
	合計	17	合計	15	合計	2
	□:神学課程が認定		△:仏学課程が認定		☆:皇学課程が認定	
	○:女子校		◎:後に大学令認可を受ける学校			

* 『法令全書』を元に作成。学校名は認可を受けた時点を採用

表三 神学科・仏学科の動向

	明治	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度
神学	認可校		1	3	6	7	7	8	9	9	11	11
	教員数		9	22	54	63	67	65	73	107	80	93
	生徒数		16	53	90	111	130	138	163	207	185	211
仏学	認可校		6	4	9	9	9	10	12	13	13	12
	教員数		42	51	132	123	165	170	195	225	202	229
	生徒数		234	160	851	672	730	782	921	1063	987	1312

(『日本帝国文部省年報』をもとに作成した)

官立の神宮皇学館は九月に認可を受けているが、宗教系私立で最も早く認可されたのは哲学館大学（一〇月一日）であり、その後、浄土宗高等学院、明治学院が続いている。明治年間においては合計三四校が認可を受けており、宗教別内訳としてはキリスト教系が一七校、仏教系が一五校、神道系が二校であった。すでに天野郁夫が指摘しているように専門学校令とは、大学に準じるような教育内容・教育施設を擁する学校群に対し正式な高等教育機関としての追認を行うものであり、帝国大学令のように予め法令によって学校機構や教育内容が決定されるという性格の法令ではなかった⁵³。筆者が考えるに、天野によるこの指摘は、宗教系専門学校に関して最もよく当てはまると言える。宗教系といっても、神道系・仏教系・キリスト教系があり、この三者はそれぞれ設立経緯を異にする。また、宗教系学校のほとんどが設立母体としての宗教教団と関係を有していたが、学校ごとに教育方針・運営方法に関して教団との親密度はまちまちであった。

さて、表二に戻ることとする。キリスト教系では女子高等教育機関が認可を受けているのが特徴的である。青山女学院や神戸女学院などは明治初期から宣教師によって行われていた女子教育が基盤となっている。また、明治学院や青山学院、同志社、東北学院は神学課程以外にも文学などの学科が認可されており、それらは神学科より大きな規模を有していた。当然のことながら、英学を中心とした外国語教育カリキュラムは仏教系や神道系より充実していた。仏教系では大正期になってようやく女子高等教育機関を創設できる程度であった⁵⁴。また哲学館大学以外の仏教系専門学校は宗門系高等教育機関であり、仏学のみを有する単一学科の専門学校であった⁵⁵。つまり、明治後期になっても仏教系の教育方針はあくまで宗門子弟の育成であり、特に宗侶の教育・養成が中心であったといえよう⁵⁶。

表三では、『年報』に掲載されていた宗教系学科の動向を一覧としている。『年報』では第三十年報（明治三五年度分）より各私立専門学校の統計情報が掲載されるようになるが、そこでは各学校が備えている学科も記載されている。宗教系の学科としては、神学・仏学・皇学が相当する⁵⁷。皇学に関しては単年度のみの記載であったため、経年動向が分かる神学と仏学を対象とした。両者の比較だけを行えば、仏学の規模が大きかったといえる。ただし仏学を擁する専門学校は、先述したように近世以来の僧侶養成機関を背景にした組織であるため、歴史的にみても規模が大きかったのは当然である。歴史的な文脈を持たないキリスト教系が、明治四五年度段階で神学科設置認可を一一校受けている点は活目に値しよう。キリスト教側が小規模ながらも続々と専門学校認可を申請した背景には、神父・牧師養成学校を社会的に認知させる点にあった⁵⁸。

さて、専門学校令に話を戻したい。同令の第一条においては「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」⁵⁹を専門学校とすることが規定されている。この条文によって、明治五年の学制公布以来その内実について曖昧であった専門学校がようやく規定された。先述したように、宗教系学校は続々と申請認可を受けていった。ただし、主に宗教系の課目を教授する学校にとって「高等ノ學術技芸」を教授する専門学校への昇格は、結果的に宗教に対する知的・学問的な理解を優先させることとなっていった点を見逃してはならない。専門学校令第五条および同日に公布された文部省省令第一四号「専門学校入学者検定規定」においては、専門学校に入学するための資格基準を「中学校若シクハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ同等ノ学力ヲ有スル者」と定めている。また同じく同日に公布された文部省省令第一三号「公立私立専門学校規程」によると、専門学校の教員は原則として、①学位号保持者、②帝国大学卒業生、③官立学校卒業かつ学士号保持者と定められた。例外として、文部大臣が指定・認可した者とい

う条文は付加されていたが、その際は上記①～③に準じて指定・認可することは明らかであった。要するに、専門学校で学ぶためには国家が定めた中等教育課程を修める必要があり、さらには教授する側の教員は学歴もしくはある程度の学識を有していなければならなかったのである。当然のことながら、ここでの学歴・学識とは国家の定める教育制度が基準となっている。従って、宗教系の専門学校であったとしても、そこで学び、教授される内容は近代的な知的・学問的な宗教知が中心となり、身体的な宗教知では無くなってしまふ。それは学課科目にも表れており、当然のことかもしれないが、各宗教系専門学校では宗乗、余乗、聖書学、教会学といった、いわゆる座学を中心とした内容が設定されていたのである。このように考えると、高等教育機関化する過程において、宗教は「高等ノ學術技芸」の対象、つまり研究の対象として認識せざるを得なくなっていくと捉えてよいだろう。明治後期から大正期頃になると、この問題は“伝統 v s 近代”というかたちで特に宗門系専門学校で表面化してくる。学寮や檀林といった近世の組織文化を継承する宗門系専門学校においては、近代的な教育課程を経た青年層たちが前時代的雰囲気の色濃く残す教団との相克・対立を引き起こしていく⁶⁰。青年層達の多くは、新しい視点や感覚で仏教を学び学問的仏教知を獲得した高等教育出身者であった。

五 おわりに

本章では、まず明治初期の大学構想をおってゆくことで、官立の高等教育機関（大学）においては教育と教化が早々と分離され、教化は大学において教授の対象ではなくなってしまったことを論じた。とはいうものの宗教系の私立学校では、上記のような大学構想と関係なく宗教者教育および養成を目的として学校運営がなされていた。なかんずくキリスト教系学校では布教・伝道といった側面も学校教育の中に盛り込まれていた。明治二〇年前後になると、私立学校の大学昇格認可の気運と歩調を合わせるかたちで、宗教系高等教育機関の設置についても構想されるようになっていく。

三〇年代に入ると訓令一二号と徴兵猶予問題が各学校に大きな変革を迫ることとなる。特に、前者についてはキリスト教系の学校が対応に迫られることとなり、井上哲次郎による明治二〇年代の“教育と宗教の衝突”論争以来の「第二次宗教教育論争」が⁶¹勃発することとなった。一方、仏教系の対応は全くといってよいほど無かった点は逆に興味深い。本稿では詳しく論じることができなかったが、当時の仏教界においては、自らを宗教という類概念の下位分類として位置づけてはおらず「教育と宗教の衝突」論争の時と同じように、訓令一二号問題を対岸の火事とししか認識していなかったと考えられる。さて、訓令一二号の適用については事実上の修正を文部省が認めるなか、近代教育制度の枠内に収まっていく際の強力な圧力となったのが徴兵猶予問題であった。明治一六年に福沢諭吉が「私学廃すべからず」⁶²と官尊民卑の徴兵制度を批判して以来、徴兵猶予特典は入学志望動機の大きな部分を占めていた。公的補助金を受け取っていた官公立とは異なり、学生からの授業料が学校経営の大部分を占めていた私立学校にとって、学生の大きな関心事である猶予特典の有無は、宗教系のみならず私立学校全体にとって組織存続を左右する重大事項だった。宗門系・キリスト教系でも認定申請を行っていくが、その過程でキリスト教系学校が企図していたキリスト教伝道もしくはキリスト教主義教育という側面は徐々に欠落していかざるを得なかった。一方、宗門系学校では普通学の導入は徐々に行われるものの、仏教色が強い学課は常に中心に位置づけられていた。これは宗門系学校が閉じた空間であり、キリスト教系のように学校における布教・伝道を想定していないことによってもたらされた結果ではないかと筆者は考えている。もし宗門系学校が仏教伝道・仏教的国民教化といった運営方針を前面に押し出していたのであれば、国

家による規制の対象となっていたであろう。また第四節第二項において述べたように、正式に高等教育機関として認可される専門学校令を契機に宗教系であったとしても高等教育機関である以上、宗教は研究されるべきものという極めて近代的な発想が醸造されていく。それは後々に伝統と近代という対立図式を生むこととなり、特に宗門系高等教育機関において大きく問題化していく。それがより強まっていくターニングポイントは、大正七年の大学令であると筆者は推定しているが、それについては別稿を期したい。

1 島藺進・鶴岡賀雄編『〈宗教〉概念 再考』（ペリかん社、二〇〇三）、星野靖二『近代日本の宗教概念—宗教者の言葉と近代—』（有志舎、二〇一二）などを参照。なお、研究史を整理したものとしては磯前順一「〈日本の宗教学〉再考」（『季刊日本思想史』第七二号、ペリかん社、二〇〇八）、同「〈日本宗教史〉を脱臼させる—研究史読解の一試論」（『宗教研究』第三五七号、日本宗教学会、二〇〇八）を参照。

2 遠藤潤「文学部神道講座の変遷」（『東京大学史紀要』第一三号、東京大学史史料室、一九九五）、磯前順一『近代日本の知識人と宗教—姉崎正治の軌跡—』（岩波書店、二〇〇二）、藤田大誠「第五章 近代国文学と高等教育機関—東京大学文学部附属古典講習科の設置と展開—」（『近代国文学の研究』弘文堂、二〇〇七）、高橋原「東京大学宗教学科の歴史—戦前を中心に—」（『季刊日本思想史』第七二号、ペリかん社、二〇〇八）、岩田文昭「京都学派の宗教哲学と宗教思想」（同書）などを参照。

3 大学規則には二種の別本が存在しているが、本稿では『法令全書 明治三年』に依った。別本に関しては、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第一巻・教育政策一（教育研究振興会、一九七四）三八—三八二頁に詳しい。

4 寺崎昌男「日本の大学における欧米モデルの選択過程」『大学史研究通信』第八号（評論社、一九七四）二〇頁。

5 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 通史一』（東京大学、一九八六）一四〇頁。

6 海後宗臣『海後宗臣著作集 第七巻 日本教育史研究 I』（東京書籍株式会社、一九八〇〔初出：一九四〇〕）一〇六頁。

7 大久保利謙『日本の大学』（玉川大学出版部、一九九七〔初出：一九四三〕）一九七頁。

8 中山茂『帝国大学の誕生—国際比較の中での東大—』（中公新書、一九七八）四一頁。

9 日本科学史学会編『日本科学技術史体系 第七巻 国際』（第一法規、一九六八）三六頁。

10 文部省編『学制百年史 資料編』（株式会社帝国地方行政学会、一九六七）一五頁。

11 文部省辺『学制百年史 資料編』（株式会社帝国地方行政学会、一九六七）二九頁

12 寺崎昌男「日本の大学における欧米モデルの選択過程」『大学史研究通信』第八号（評論社、一九七四）二〇—二一頁。

13 明治維新以降、宗教側が施設を設置し教育活動を行っていた事例は数多くあるが、残念ながら現段階においてはその全体像は明らかになっていない。故に本稿では、旧学制下において専門学校以上の認可を受けた教育施設（その前史を含む）を主な対象とする。また神道系の諸学校についても本来ならば記述すべきところであるが、明治期においては、いわゆる「宗教」という扱いを神道は受けておらず、仏教やキリスト教とは一線を画していた。それに伴い神道系高等教育機関は「宗教」を教授する機関として目されていなかったため、本稿においては簡単に触れる程度とし、主に仏教系とキリスト教系の諸学校を対象とした。

14 大谷大学百年史編集委員会編『大谷大学百年史』（大谷大学、二〇〇一）三六頁。

- 15 龍谷大学三百五十年史編集委員会編『龍谷大学三百五十年史 通史編上巻』（龍谷大学、二〇〇〇）三六三頁。
- 16 伊藤唯真「明治仏教徒の危機意識と学問—福田行誠上人をめぐる—」『浄土宗史の研究 伊藤唯真著作集 第四巻』（法藏館、一九九六〔初出：一九五四〕）を参照。
- 17 小河原正道『大教院の研究—明治初期宗教行政の展開と挫折—』（慶應義塾大学出版会、二〇〇四）i 頁。
- 18 江島尚俊「明治初期の僧侶育成改革と大教院」『大正大学総合佛教研究所年報』第三三号（大正大学総合仏教研究所、二〇一一）二九六頁の表一を参照。
- 19 宗侶と僧侶の違いについて付記しておく。宗侶とは特定の教団に属する僧侶のことを指し、僧侶とは出家者一般のことを指す。ゆえに宗侶という場合には、たとえば日蓮宗や曹洞宗などの宗派に所属する僧侶という意味合いを強くする。現在でもそうであるが、この当時の宗門系教育機関は僧侶ではなく宗侶を養成することに重きをおいているのが実際である。
- 20 桑原直己「キリシタン時代における日本のイエズス会学校教育」（『哲学・思想論集』第三四号、筑波大学哲学・思想学系）一三一（一四）頁。
- 21 関西学院百年史編纂事業委員会編『関西学院百年史 通史編一』（学校法人関西学院、一九九七）二二—一二三頁。
- 22 明治五年段階においては教会七、在日宣教師二八名であったが、一〇年には教会一四、宣教師九六名となっていた。久山康『日本キリスト教教育史 思潮篇』（創文社、一九九三）三四頁。
- 23 「〈クラークの札幌農学校伝道〉 キリスト教はいかにして初めて札幌に伝えられしや」『内村鑑三信仰著作全集 一七』（教文館、一九六二）一七七—一七九頁。
- 24 文部省編『学制百年史 資料編』（株式会社帝国地方行政学会、一九六七）三〇頁。
- 25 明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記 前期 第六巻』（元老院会議筆記刊行会、一九六三）一〇三—一一三頁。
- 26 寺崎昌男『増補版 日本における大学自治制度の成立』（評論社、二〇〇〇）三三一—三五頁。
- 27 文部省編『学制百年史 資料編』（株式会社帝国地方行政学会、一九六七）一五二頁。
- 28 大久保利謙編『森有礼全集』第一巻（宣文堂書店、一九七二）六六三頁。
- 29 中山茂『帝国大学の誕生—国際比較の中での東大一』（中公新書、一九七八）三頁。
- 30 新島は明治八年三月に、アメリカ在住の際に支援を受けていたハーディ夫妻に対して手紙送っているが、その中には「宣教団はあの基金を（伝道者）養成所のみにも用いたいという意向なのです。…ただ、神学と聖書のみを教えているだけですと、最良の学生たちは私たちの許を去って行くだけのことです。彼らは現代の学問をも欲しているのですから」と記している。（上野直蔵『同志社大学 通史編 一』（学校法人同志社、一九七九）七三頁。
- 31 上野直蔵『同志社百年史 資料編一』（学校法人同志社、一九七九）九頁。
- 32 上野直蔵『同志社百年史 資料編一』（学校法人同志社、一九七九）一五五—一六一頁。
- 33 上野直蔵『同志社百年史 資料編二』（学校法人同志社、一九七九）年表五一—六頁。
- 34 『読売新聞』朝刊（明治二一年四月一八日）三頁。
- 35 『読売新聞』朝刊（明治二一年四月一八日）三頁。
- 36 『浄土教報』第一号（明治二二年一月二五日）一四頁。

- 37 文部省『学制百年史』（帝国地方行政学会、一九七二）二頁。
- 38 天野郁夫『近代日本高等教育研究』（玉川大学出版部、一九八九）一六三頁。
- 39 高木一雄『明治カトリック教会史 二』（教文館、二〇〇八）一五九—一六二頁。
- 40 青山学院編『青山学院九十年史』（青山学院、一九六五）二九一頁、二九九頁。関西学院百年史編纂事業委員会編『関西学院百年史 通史編一』（学校法人関西学院、一九九七）二一四頁。
- 41 なお訓令一二号の実質的な運用については文部省側が譲歩するかたちで柔軟な対応が取られることとなり、訓令内で規定された宗教教育・儀式の禁止は公示当初のような厳密さを以て適用されることはなかった。これに関しては、久木幸男「訓令十二号の思想と現実（三）」『横浜国立大学教育紀要』（横浜国立大学、一九七六）を参照。
- 42 東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史 通史編』（学校法人東北学院、一九八九）四〇二頁。
- 43 佐伯友弘「明治三二年私立学校令の成立過程」（『日本の教育私学』第二八集、一九八五）を参照。
- 44 大正大学五十年史編纂委員会編『大正大学五十年略史』（大正大学五十年史編纂委員会、一九七八）一一八頁。
- 45 駒沢大学百年史編纂委員会編『駒沢大学百年史 上巻』（学校法人駒沢大学、一九八三）二一五—二一八頁。
- 46 表一で作成した徴兵猶予認定の学校数について補足しておく。例えば、私立國學院は徴兵猶予の認定を明治三四年に受けているが、三年後の明治三七年にも同様の認定を受けている。これは、私立國學院が同年に専門学校令の認可を受けて正式に専門学校に昇格したがゆえに、再度、猶予認定を受けていたというケースであった。このようなケースは他にも存在していたが表一作成に際しては、文部省告示において徴兵猶予認定が告示されたケースを一として計算を行うこととした。
- 47 明治三年に認定された同志社内の学校は、尋常中学校・高等学部文科学校・政法学校・波理須理科学校の四校であった。
- 48 上野直蔵編『同志社百年史』（学校法人同志社、一九七九）五二二—五二四頁。
- 49 金井信一郎編『明治学院百年史』（学校法人明治学院、一九七七）二〇九—二一四頁。
- 50 『関西学院百年史 通史編一』二〇一—二一四頁。
- 51 仏学表記に関する注記を。
- 52 神宮皇学館に関しては明治三六年九月に「神宮皇學館官制」が施行され、内務省管轄の官立専門学校に移行している。ゆえに正確には専門学校令に依らない専門学校であった。なお、同令によって専門学校令として認可されるのは、大正一〇年九月の事である。なお、哲学館大学・女子英学塾・日本女子大学校については、各校の創設者が真宗大谷派所属の井上円了、フィラデルフィアの独立教会で洗礼を受けた津田梅子、プロテスタント牧師の成瀬仁蔵であったことから宗教に関わりの深い私立学校として掲載した。ただし、これら三校は特定の教団や宗派を背景としながら運営されていたわけではなかった。
- 53 天野郁夫『近代日本高等教育研究』（玉川大学出版部、一九八九）一八一—一九頁。
- 54 最初に認可された仏教系女子専門学校は、京都女子高等専門学校（大正九年）であった。
- 55 仏学に所属しない学生を有していたのは日蓮宗大学林（明治三八年度～）の予修科・中等科であったが、その多くは宗門子弟であった。
- 56 仏教系私立学校が専門学校令によって認可された後、同令に準拠するように学校規則を定めている。そこで定められている学校目的をみると

真宗大学学則 : 本学ハ大谷派本山達令真宗大学条例ニ基キ宗門ノ須要ニ応スル学科ヲ教授シ及ヒ其蘊奥ヲ研究セシムルヲ以テ目的トス

曹洞宗大学林規則 : 本林ハ宗内僧侶ニ、宗乗、余乗、及枢要ナル高等ノ学科ヲ教授ス

高等学院学則 : 本学院ハ浄土宗僧侶ニシテ教師タラントスル者ニ須要ナル高等教育ヲ施ス所トス
 というように、あくまで宗侶養成を前提とした学校規則が定められていることが分かる。

57 『文部省帝国第三十年報』(明治三五年度分) のみに神宮皇学館・皇学科の統計情報が記載されていた。そこでは、教員数一二人、生徒数一〇八人が所属していた。ただし、翌年度からは神宮皇学館の情報は掲載されなくなっていたため、表三への記載は見送った(なお、國學院は皇学科ではなく「文学科」として専門学校令に認可を受けている)。また同年報内では「仏教学」という学科表記になっていたが、その表記は同誌のみであり、翌年度からは「仏学」となっていたため、本論稿では後者で統一している。

58 『関西学院百年史 通史編一』三二三頁。

59 『学制百年史 資料編』一五四頁。

60 青年仏教者層に着眼した研究成果としては、大谷栄一『近代仏教という視座—戦争・アジア・社会主義—』(ペリカン社、2012)を参照。

61 久木幸男・鈴木英一・今野喜清編『日本教育論争史録 第一巻近代編』(第一法規出版、一九八〇)一九二頁。

62 菊池邦作『徴兵忌避の研究』(立風書房、一九七八)一九一—一九四頁。

第 2 部：資料編

資料 1 旧学制下における宗教系高等教育機関一覧	66
資料 2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧	74

専門学校認可 名称	専門学校令 認可日	名称変遷(認可日、開校)	大学令認可	1947年3月31日段階 (教育基本法施行時名称)	宗教	後継の現学校名
青山学院(高等科)	1904年2月1日	青山学院専門部(S04.05.01改称認可)		青山学院専門部	キリスト教	青山学院大学
青山学院(神学部)	1904年3月9日	青山学院専門部(S04.05.01改称認可)→日本東部神学校(S18.03.31開校認可, S18.04より開校)→日本基督教神学専門学校(S19.03.20改称認可, S19.04.01改称)		日本基督教神学専門学校	キリスト教	青山学院大学
青山学院工業専門学校	1944年3月1日	青山学院専門学校(S21.01.19改称認可, S21.04より改称)		青山学院専門学校	キリスト教	青山学院大学
青山学院女子専門部	1933年1月6日	青山学院女子専門学校(S21.03.01改称認可, S21.04.01改称)		青山学院女子専門学校	キリスト教	青山学院大学
青山女学院(英文専門科)	1904年3月26日	青山女学院英文専門科廃止(T09.01.21)→青山学院高等女学部第一部・第二部(S02.08.17改称認可)→青山学院高等除学部第二部(S04.01.24廃止認可、S04.03に廃止)		青山学院女子専門部	キリスト教	青山学院女子短期大学
大阪三一神学校	1904年3月18日	大阪三一神学校(S104.09.13告示, T.04.07限り廃止, 聖公会神学院へ合併)→日本東部神学校(S18.03.31開校認可, S18.04より開校)→日本基督教神学専門学校(S19.03.20認可, S19.04.01開校)		廃止	キリスト教	東京神学大学
大谷女子専門学校	1930年4月2日			大谷女子専門学校	仏教	大阪大谷大学
岡山清心女子専門学校	1944年2月15日			岡山清心女子専門学校	キリスト教 /C	ノートルダム清心女子大学
活水女子専門学校	1919年3月14日			活水女子専門学校	キリスト教	活水女子大学

専門学校認可 名称	専門学校令 認可日	名称変遷(認可日、開校)	大学令認可	1947年3月31日段階 (教育基本法施行時名称)	宗教	後継の現学校名
関西学院神学校	1908年9月4日	関西学院(M45.03.05改称認可)→日本西 部神学校(S18.03.31開校認可、S18.04より 開校)→日本基督教神学専門学校 (S19.03.20認可、S19.04.01開校)	1932年3月8日	関西学院大学	キリスト教	関西学院大学
関西学院高等商業学校	1925年3月30日	関西学院高等商業学校(S19.03.30廃止認 可、S19.03限り廃止)		関西学院高等商業学校	キリスト教	関西学院大学
関東学院経済専門学校	1946年3月30日			関東学院経済専門学校	キリスト教	関西学院大学
関東学院航空工業専門 学校	1944年3月10日	関東学院工業専門学校(S21.10.19改称認 可)		関東学院工業専門学校	キリスト教	関西学院大学
関東学院女子専門学校	1946年3月30日			関東学院女子専門学校	キリスト教	関東学院大学
九州学院(神学部)	1916年5月13日	日本ルーテル神学専門学校(T15.03.31改 称認可、S18.03.31廃止認可、S18.03.31廃 止)→日本東部神学校(S18.03.31開校認 可、S18.04より開校)→日本基督教神学専 門学校(S19.03.20認可、S19.04.01開校)		日本基督教神学専門学校	キリスト教	東京神学大学
京都女子高等専門学校	1920年3月31日	京都女子専門学校(S19.03.20改称認可、 S19.04.20改称)		京都女子専門学校	仏教	京都女子大学
金城女学校専門部	1927年3月10日	金城女子専門学校(S02.09.05改称認可)		金城女子専門学校	キリスト教	金城学院大学
恵泉女子農芸専門学校	1945年3月3日	恵泉学園専門学校(S22.03.13改称認可、 S22.04.01改称)		恵泉女学園専門学校	キリスト教	恵泉女学園大学
光華女子専門学校	1944年3月11日			光華女子専門学校	仏教	京都光華女子大学
高等学院	1912年5月13日	仏教専門学校(T02.04.07改称認可)		仏教専門学校	仏教	佛敎大学

専門学校認可 名称	専門学校令 認可日	名称変遷(認可日、開校)	大学令認可	1947年3月31日段階 (教育基本法施行時名称)	宗教	後継の現学校名
神戸女学院専門部	1909年10月8日	神戸女学院大学部(T08.02.17)→神戸女学院専門部(S03.02.29改称認可)→神戸女学院専門学校(S12.09.15改称認可, S12.10.01改称)		神戸女学院専門学校	キリスト教	神戸女学院大学
古義真言宗連合高等学校	1905年1月7日	真言宗聯合大学(M40.11.13公布, M40.11.12改称)→真言宗聯合大学(T03.04.15改称認可)→真言宗京都大学(T06.02.27改称認可)→京都専門学校(S04.03.28認可)		京都専門学校	仏教	種智院大学
国学院	1904年4月23日	国学院大学(M39.06.12改称認可)→国学院大学(T09.04.15大学設置認可)	1920年4月15日	国学院大学	神道	国学院大学
国学院大学附属神職部	1927年3月10日	国学院大学附属神道部(S04.02.18改称認可)→国学院大学附属神道部(S19.03.31廃止認可, S19.03.31限りの廃止)		廃止	神道	国学院大学
小林女子学院専門学校	1946年7月13日			小林聖心女子学院専門学校	キリスト教 /C	聖心女子大学
淑徳女子農芸専門学校	1946年4月22日			淑徳女子農芸専門学校	仏教	淑徳短期大学
純心女子専門学校	1947年3月31日			純心女子専門学校	キリスト教 /C	長崎純心大学
松蔭女子専門学校	1947年3月31日			松蔭女子専門学校	キリスト教	神戸松蔭女子学院大学
上智大学	1913年3月29日	上智大学(S03.05.10廃止認可, S06.03限りの廃止, S03.05.10大学設置認可)	1928年5月10日	上智大学	キリスト教 /C	上智大学
上智大学専門部	1931年1月22日	上智大学専門部(S06.06.17開校期日変更認可, S07.04より開校)		上智大学専門部	キリスト教 /C	上智大学
上智大学専門部	1931年1月22日	上智大学専門部(S06.06.17開校期日変更認可, S07.04より開校)		上智大学専門部	キリスト教 /C	上智大学
浄土宗高等学院(高等正科一部)	1903年10月1日	浄土宗高等学院(M37.05.04改称認可)→宗教大学(M37.10.15改称認可, T15.9.10廃止認可, T18.03限りの廃止)→大正大学(T15.04.04大学設置認可)	1926年4月4日	大正大学	仏教	大正大学

専門学校認可 名称	専門学校令 認可日	名称変遷(認可日、開校)	大学令認可	1947年3月31日段階 (教育基本法施行時名称)	宗教	後継の現学校名
女子英学塾	1904年3月18日	津田英学塾(S08.07.5改称認可、 S08.07.05改称)→津田塾専門学校 (S18.01.30改称認可)		津田塾専門学校	キリスト教	津田塾大学
白百合女子専門学校	1946年3月30日	智山専門学校(S04.04.15改称認可、 S19.04.19廃止認可、S19.09廃止)→大正 大学へ合流(S18)		白百合女子専門学校 大正大学	キリスト教 /C	白百合女子大学 大正大学
新義真言宗智山派私立 大学智山勸学院	1914年3月26日	神宮皇学館大学(S15.4.23設置公布)→廃 止(S21.03.14)	1903年9月1日	廃止	神道	皇學館大学
神宮皇学館	1903年8月29日	真言宗高野山大学(T05.03.16改称認可、 S03.03.30廃止認可、S04.03限り廃止)	1926年4月2日	高野山大学	仏教	高野山大学
真言宗連合高野大学	1909年4月12日	高野山大学(T15.04.02大学設置認可)				
真宗学院	1912年7月18日	真宗学院(T03.06.25廃止認可、T03.06.25 廃止)		廃止	仏教	
真宗勸学院(高等科)	1904年3月23日	高田専門学校(S08.12.27改称認可、 S09.01.01改称)		高田専門学校	仏教	高田短期大学
真宗専門学校	1921年6月15日			真宗専門学校	仏教	同朋大学
真宗大学	1904年5月4日	真宗大谷大学(M44.10.02改称認可)→大 谷大学(T11.05.20大学設置認可) 聖公会神学院(M44.07.29改称認可)→日 本東部神学校(S18.03.31開校認可、 S18.04より開校)→日本基督教神学専門学 校(S19.03.20認可、S19.04.01開校)	1922年5月20日	大谷大学	仏教	大谷大学
聖教社神学校	1905年6月28日			日本基督教神学専門学校	キリスト教	聖公会神学校
西山専門学校	1920年3月9日			西山専門学校	仏教	京都西山短期大学.
聖心女子学院高等専門 学校	1915年3月11日	聖心女子学院専門学校(S19.02.29改称認 可、S19.04.01改称)		聖心女子学院専門学校	キリスト教 /C	聖心女子大学

専門学校認可 名称	専門学校令 認可日	名称変遷(認可日、開校)	大学令認可	1947年3月31日段階 (教育基本法施行時名称)	宗教	後継の現学校名
西南学院(高等学部)	1921年2月18日	西南学院経済専門学校(S19.03.28改称認可)→西南学院専門学校(S21.03.31改称認可, S21.04より改称)		西南学院専門学校	キリスト教	西南学院大学
西南女学院専門学校	1946年3月30日	興健女子専門学校(S16.07.31改称認可, S16.08.01改称)→聖路加女子専門学校(S20.12.20改称認可, S20.12.20改称)		西南女学院専門学校	キリスト教	西南女学院大学
聖路加女子専門学校	1927年11月24日			聖路加女子専門学校	キリスト教	聖路加看護大学
相愛女子専門学校	1928年4月5日			相愛女子専門学校	仏教	相愛大学
曹洞宗大学林	1904年3月12日	曹洞宗大学(M38.01.01改称認可, M38.01.01改称)→駒沢大学専門部(T14.04.27改称認可)	1925年3月30日	駒沢大学	仏教	駒澤大学
大正大学専門部	1926年9月10日			大正大学専門部	仏教	大正大学
高倉大学寮	1907年8月1日	高倉大学寮(M44.09限り廃止)→真宗大谷大学に合併		大谷大学	仏教	大谷大学
鎮西女子専門学校	1947年2月28日			鎮西女子専門学校	仏教	敬愛中学校・敬愛高等学校
哲学館大学	1903年10月2日	東洋大学(M39.06.09改称認可)→東洋大学専門部(S03.06.20改称認可)	1928年4月2日	東洋大学	仏教	東洋大学
天台宗大学	1904年3月29日	天台宗大学(T15.09.10廃止認可, T17.03限り廃止)→大正大学(T15.04.04大学設置認可)	1926年4月4日	大正大学	仏教	大正大学
天理外国語学校	1927年12月9日	天理語学専門学校(S19.03.14改称認可, S19.04.01改称)		天理語学専門学校	天理教	天理大学
天理女子専門学校	1940年3月15日	天理女子語学専門学校(S19.03.31改称認可, S19.04改称)		天理女子語学専門学校	天理教	天理大学

専門学校認可 名称	専門学校令 認可日	名称変遷(認可日、開校)	大学令認可	1947年3月31日段階 (教育基本法施行時名称)	宗教	後継の現学校名
東京学院(高等科)	1905年4月20日	東京学院高等部(T04.03.6改称認可)→関 東学院(S2.03.31改称認可)→日本東部神 学校(S18.03.11開校認可, S18.03.31開 校)→日本基督教神学専門学校 (S19.03.20改称認可, S19.04.01改称)		日本基督教神学専門学校	キリスト教	関東学院大学
東京三一神学校	1904年6月30	私立専門学校東京三一神学校(M39.08.22 改称認可)→専門学校東京三一神学校 (T10.03.15廃止認可, 聖公会神学院へ合 併)→日本東部神学校(S18.03.31開校認 可, S18.04より開校)→日本基督教神学専 門学校(S19.03.20認可, S19.04.01開校)		日本基督教神学専門学校	キリスト教	東京神学大学
東京女子神学専門学校	1911年7月10日	東京女子神学専門学校(T07.05.25廃止認 可)			キリスト教	
東京女子大学	1918年3月23日			東京女子大学	キリスト教	東京女子大学
東京神学社神学専門学 校	1911年7月10日	東京神学社神学校(T07.11.21改称認可) →日本神学校(S5.02.20改称認可、 S18.04.28廃止認可, S18.03.31廃止)→日 本東部神学校(S18.03.31開校認可, S18.04より開校)→日本基督教神学専門学 校(S19.03.20認可, S19.04.01開校)			キリスト教	東京神学大学
同志社女子学校専門部	1912年2月15日	同志社女子専門学校(S09.06.06改称認可)		同志社女子専門学校	キリスト教	同志社女子大学
同志社神学校	1904年3月17日	M45.03(に廃止)→同志社大学(M45.02.15 改称認可)→同志社大学(T09.4.15大学設 置認可)	1920年4月15日	同志社大学	キリスト教	同志社大学
同志社専門学校	1904年3月11日	同志社大学(M45.02.15改称認可)→同志 社大学(T09.4.15大学設置認可)	1920年4月15日	同志社大学 同志社外事専門学校	キリスト教	同志社大学

専門学校認可 名称	専門学校令 認可日	名称変遷(認可日、開校)	大学令認可	1947年3月31日段階 (教育基本法施行時名称)	宗教	後継の現学校名
東北学院(専門科)	1904年2月29日	東北学院(S04.09.09改称認可) 東北学院神学部→日本神学校 (S12.03.23)→日本東部神学校 (S18.03.31開校認可, S18.04より開校)→ 日本基督教神学専門学校(S19.03.20改称 認可, S19.04.01改称)		東北学院専門学校	キリスト教	東北学院大学
東北学院航空工業専門 学校	1944年3月15日	東北学院(S21.03.30廃止認可、S21.03.31 廃止)→東北学院専門学校(S21.03.30開 校認可、S21.04より開校) 東北学院工業専門学校(S20.12.04改称認 可, S20.12.04改称)		東北学院工業専門学校	キリスト教	東北学院大学
南山外国語専門学校	1946年3月28日			名古屋外国語専門学校	キリスト教 /C	南山大学
日蓮宗大学林	1904年4月1日	日蓮宗大学(M40.04.02改称認可、 M40.04.01改称)→立正大学専門部 (T14.01.28改称認可) 立正大学(T13.05.27大学設置認可)	1924年5月27日	立正大学	仏教	立正大学
日蓮宗大学林高等科第 一部/教場	1904年4月1日	私立日蓮宗大学林高等科第一部/教場 (M39.03.31廃止認可、M39.03.31廃止)		廃止	仏教	
日本女子神学校	1943年3月31日	日本基督教女子神学専門学校(S19.03.20 改称認可, S19.04より改称)		日本基督教女子神学専門学校	キリスト教	
日本女子大学	1904年2月27日			日本女子大学	キリスト教	日本女子大学
日本東部神学校	1943年3月31日	日本基督教神学専門学校(S19.03.20改称 認可, S19.04.01改称)		日本基督教神学専門学校	キリスト教	東京神学大学
梅花女子専門学校	1922年3月17日			梅花女子専門学校	キリスト教	梅花女子大学
花園学院(高等部)	1908年2月10日	臨済宗大学(M44.09.28改称認可)→臨済 学院専門学校(S09.02.20改称認可、 S09.04.01改称)		臨済学院専門学校	仏教	花園大学

専門学校認可 名称	専門学校令 認可日	名称変遷(認可日、開校)	大学令認可	1947年3月31日段階 (教育基本法施行時名称)	宗教	後継の現学校名
広島女学院専門学校	1932年2月10日			広島女学院専門学校	キリスト教	広島女学院大学
豊山大学	1908年8月17日	豊山大学(T15.09.10廃止認可, T17.09限り 廃止)	1926年4月4日	大正大学	仏教	大正大学
藤女子専門学校	1947年3月31日			藤女子専門学校	キリスト教 /C	藤女子大学
仏教大学	1905年1月16日	龍谷大学(T11.05.20大学設置認可)	1922年5月20日	龍谷大学	仏教	龍谷大学
身延山専門学校	1941年4月1日			身延山専門学校	仏教	身延山大学
宮城学院女子専門学校	1946年6月29日			宮城学院女子専門学校	キリスト教	宮城学院女子大学
明治学院(高等部)	1903年11月28日	明治学院(S03.02.23)→明治学院専門学 校(S19.03.30認可, S19.04より開校)		明治学院専門学校	キリスト教	明治学院大学
明治学院(神学部)	1903年11月28日	明治学院(S03.02.23)→日本神学校 (S5.02.20改称認可, S18.04.28廃止認可、 S18.03.31廃止)→日本東部神学校 (S18.03.31開校認可, S18.04より開校)→ 日本基督教神学専門学校(S19.03.20改称 認可, S19.04.01改称)		日本基督教神学専門学校	キリスト教	明治学院大学
横浜山手女学院専門学 校	1947年3月31日			横浜山手女学院専門学校	キリスト教	フェリス女学院大学
立教学院立教大学	1907年8月1日	立教大学(T11.05.25大学設置認可)	1922年5月25日	立教大学	キリスト教	立教大学
立教理科専門学校	1944年3月1日	立教工業理科専門学校(S20.03.31改称認 可, S20.04.01改称)		立教工業理科専門学校	キリスト教	立教大学
和歌山女子専門学校	1947年3月31日			和歌山女子専門学校	キリスト教 /C	和歌山信愛女子短期大学

備考

C:カトリックを意味する

・専門学校令(明治36年公布)によって認可された教育機関を一覧掲載の対象とした。

・一覧を作成するにあたって、主に『法令全書』『官報』に掲載の文部省告示を一次資料とし、不足する部分については各学校史を参照した。

・一覧に掲載する基準としては専門学校設立に際し、①設立母体が宗教団体、もしくは特定宗教に深く関与している場合、②創設者が特定宗教に所属する宗教者もしくは信者の場合、
③教育理念において宗教的精神を表明している場合、の3つを設定した。

第2部:資料編

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
青山大学	青山学院五十年史編纂委員会編	『青山學院五十年史』	青山学院	1932	
青山大学	青山学院編	『青山学院八十五年史』	青山学院	1959	
青山大学	青山学院編	『青山学院九十年史』	青山学院	1965	
青山大学	青山学院校友会女子短期大学部会	『青山女学院史』	青山さゆり会	1973	
青山大学	青山学院編	『青山学院100年—1874-1974—』	青山学院	1975	
青山大学	『青山学院120年』編集委員会編	『青山学院120年—1874-1994—』	青山学院	1996	
青山大学	校友会史編集委員会編	『校友会史—生まれ変わった校友会 最近10年のあゆみ: history 2000-2009—』	青山学院校友会	2010	
大阪大谷大学	創立六十年記念誌出版部会編	『尋源—大谷学園六十年—』	大谷学園	1969	
大阪大谷大学	校祖資料編集委員会編	『校祖左藤了秀』	大谷学園	1975	
大阪大谷大学	大谷学園企画・製作	『大谷の流れ』	大谷学園	1994	
大阪大谷大学	創立九十周年記念誌編集委員会編	『尋源—大谷学園九十周年記念—』	大谷学園	1999	
大阪大谷大学	札幌大谷学園編	『札幌大谷学園百周年記念誌』	札幌大谷学園	2006	
大阪大谷大学	大谷学園編	『尋源—大谷学園100周年記念誌—』	大谷学園	2008	
大谷大学	安井廣度編集主任	『續眞宗大系』第20巻	眞宗典籍刊行會	1936	再録
大谷大学	曾我量深述	『大谷大学のあゆみ』	無盡燈社	1964	
大谷大学	大谷中高等学校編	『大谷中高等学校九十年史』	大谷中高等学校	1964	
大谷大学	大谷大学広報委員会編	『大谷大学—三二〇年史の語るもの—』	大谷大学	1987	
大谷大学	大谷大学図書館編	『大谷大学歴代学長の声』	大谷大学	1987	
大谷大学	大谷大学編・編集協力:大谷大学眞宗総合研究所大学史編纂研究室	『大谷大学近代100年のあゆみ』	大谷大学	1997	
大谷大学	大谷大学百年史編集委員会編	『大谷大学百年史』通史編・資料編	大谷大学	2001	2冊本
活水大学	活水女学校編	『活水五十年史』	活水女学校	1929	
活水大学	活水学院編	『活水75年の歩み』	活水学院	1954	
活水大学	活水学院編	『活水学院創立100周年記念 総合プログラム』	活水学院	1979	
活水大学	活水学院百年史編集委員会編	『活水学院百年史』	活水学院	1980	
活水大学	活水同窓会編	『活水同窓会の歩み』	秋永嘩子	1987	
活水大学	活水同窓会関西支部編	『活水同窓会関西支部八十五周年記念誌—関西支部に寄せるメッセージ・関西支部の歩みと思い出のアルバム—』	活水同窓会関西支部	2005	
関西学院大学	(私製)	『開校四十年記念関西学院史』	(私製)	(私製)	
関西学院大学	関西学院史編纂委員会編	『関西学院四十年記念 関西学院史』	関西学院五十年史編纂委員	1929	
関西学院大学	関西学院高等商業学部編纂	『関西学院高等商業学部二〇年史』	関西学院高等商業学部	1931	
関西学院大学	文学部編集部編	『文学部回顧』	関西学院文学部	1931	
関西学院大学	関西学院高等商業学部編	『関西学院高等商業学部二十年史』	関西学院高等商業学部	1931	
関西学院大学	文学部編集部編	『文学部回顧』	関西学院文学部文学部	1934	

資料2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
関西学院大学	内海義之編	『文学部創立回顧』	関西学院文学会	1934	
関西学院大学	内海義之編	『文学部創立回顧』	関西学院文学部文学会	1934	
関西学院大学	植村一男編纂	『関西学院学生会二十五年抄史』	関西学院学生会	1937	
関西学院大学	関西学院五十年史編纂委員編	『関西学院五十年史』	関西学院五十年史編纂委員	1940	
関西学院大学	関西学院六十年史編纂委員会編	『関西学院六十年史』	関西学院	1949	
関西学院大学	関西学院六十年史編纂委員会編	『関西学院図書館略史』	(私製)	1954	(私製)
関西学院大学	関西学院70年写真史編集委員会編	『関西学院一目で見る七十年史』	関西学院	1958	
関西学院大学	関西学院七十年史編集委員会編	『関西学院七十年史』	関西学院七十周年記念事業中央委員会	1959	
関西学院大学	関西学院宗教活動委員会編	『学院を語る』	新教出版社	1965	
関西学院大学	編著代表・長久清	『関西学院教会五十年史』	関西学院教会	1966	
関西学院大学	関西学院広報委員会編	『私学財政と学院の歩み』	関西学院	1975	
関西学院大学	関西学院大学理学部？	『関西学院大学理学部20年史』	関西学院大学理学部	1981	
関西学院大学	毎日新聞阪神支局編	『新月ここに—関西学院九十年史』	毎日新聞社	1983	
関西学院大学	関西学院大学経済学部五十年史編集委員会編	『関西学院大学経済学部五十年史』	関西学院大学経済学部	1984	
関西学院大学	米田満	『児玉国之進先生卒寿記念 関西学院とともに』	関西学院大学体育会OB倶楽部	1986	
関西学院大学	創立100周年記念事業委員会記念出版専門委員会編	『関西学院の100年』	関西学院	1989	
関西学院大学	関西学院高等部百年史編纂委員会編	『関西学院高中部百年史』	関西学院高中部	1989	
関西学院大学	関西学院大学図書館編	『関西学院大学図書館小史 1889-1987』	関西学院大学図書館	1990	
関西学院大学	文学部史編集委員会編	『関西学院大学文学部60年史 (1934-1994)』	関西学院大学文学部	1994	
関西学院大学	関西学院百年史編纂事業委員会編	『関西学院百年史：1889-1989』資料編・通史編索引	関西学院	1994	全4巻
関西学院大学	関西学院大学産業研究所編	『関西学院大学産業研究所六十年の回顧と展望』	八千代出版	1995	
関西学院大学	関西学院大学社会学部三十年史編集委員会編	『関西学院大学社会学部三十年史』	関西学院大学社	1995	
関西学院大学	関西学院百年史編纂事業委員会	『関西学院百年史』	学校法人関西学院	1997	全4巻
関西学院大学	日本基督教団関西学院教会編	『関西学院教会80年史』	関西学院教会	2000	
関西学院大学	関西学院大学法学部五十年史編集委員会編	『関西学院大学法学部五十年史』	関西学院大学法学部	2000	
関西学院大学	関西学院事典編集委員会編	『関西学院事典』	関西学院	2001	
関西学院大学	関西学院大学経済学部七十年史編集委員会編	『関西学院大学経済学部七十年史』	関西学院大学経済学部	2005	
関西学院大学	関西学院大学産業研究所75年史編集委員会編	『関西学院大学産業研究所七五年の回顧と展望』	関西学院大学出	2011	

第2部:資料編

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
関西学院大学	関西学院大学心理学研究室80年史編集委員会編	『関西学院大学心理学研究室80年史—1923～2003:今田恵の定礎に立って—』	関西学院大学心理学研究室	2012	
関東学院大学	山本太郎編	『関東学院小史—創立三十五周年記念—』	関東学院	1954	
関東学院大学	関東学院史料編集委員会編	『関東学院—歴史と現況—』	関東学院	1961	1965年までに改訂3版刊行
関東学院大学	関東学院大学日本プロテスタント史研究所編	『関東学院史資料』	関東学院大学日本プロテスタント史研究所	1971	
関東学院大学	関東学院大学日本プロテスタント史研究所編	『関東学院史資料』	関東学院大学日本プロテスタント史研究所	1973	
関東学院大学	関東学院商工高等学校編?	『三緑—関東学院商工高等学校三十三年の歩み—』	関東学院商工高等学校	1973	
関東学院大学	関東学院大学工学部機械工学科編	『二十五周年記念誌』	関東学院大学工学部機械工学科	1974	
関東学院大学	関東学院史編集室編	『関東学院史年表』	関東学院史編集室	1976	
関東学院大学	関東学院史編集室編	『関東学院史資料』第1-8集	関東学院史編集室	1976.11-1982.6	
関東学院大学	関東学院史編集室編	『関東学院史資料』1-8	関東学院史編集室	1976-1982	
関東学院大学	関東学院教会編集委員会編	『関東学院教会の三十年』	関東学院教会	1978	
関東学院大学	関東学院六浦小学校編集委員会編	『関東学院六浦小学校創立三十周年記念誌』	関東学院六浦小学校	1979	
関東学院大学	創立六十周年記念誌編集委員会編	『関東学院宗教教育小史—創立から昭和18年まで』	関東学院中学・高等学校	1980	
関東学院大学	経済学部30年史編集委員会編	『関東学院大学経済学部三十年史』	関東学院大学経済学部経済学会	1980	
関東学院大学	経済学部30年史編集委員会編	『関東学院大学経済学部三十年史』	関東学院大学経済学部経済学会	1980	
関東学院大学	「三十年の歩み」編集委員会編	『関東学院大学三十年の歩み』	関東学院大学	1980	
関東学院大学	関東学院大学工学部電気工学科編	『三十周年記念誌』	関東学院大学工学部電気工学科	1980	
関東学院大学	関東学院	『関東学院100年—1884-1984—』	関東学院	1984	
関東学院大学	不明	『関東学院大学100年のあゆみ—大学史関係資料展目録—』	関東学院大学図書館	1984	
関東学院大学	柳生直行編	『関東学院百年史』	関東学院	1984	
関東学院大学	25周年記念誌編集委員会編	『25周年記念誌—関東学院大学工学部工業化学科—』	工業化学科同窓会	1985	
関東学院大学	建築設備工学科創設20周年記念事業実行委員会編	『関東学院大学工学部 建築設備工学科 創設20周年記念誌—1965-1985—』	関東学院大学工学部	1985	
関東学院大学	関東学院教会40年誌編集委員会編	『関東学院教会:創立40周年記念』	日本バプテスト同盟関東学院教会	1987	

資料2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
関東学院大学	関東学院大学工学部機械工学科編	『四十年の歩み』	関東学院大学工学部機械工学科設立四十周年記念事業実行委員会	1989	
関東学院大学	関東学院大学工学部建築学科編	『礎—関東学院大学工学部建築学科40年誌—』	関東学院大学工学部建築学科	1992	
関東学院大学	関東学院創立40周年記念誌編集委員会編	『窓の燈—関東学院高等学校定時制創立40周年記念誌—』	関東学院高等学校定時制	1993	
関東学院大学	関東学院編	『関東学院教育の群像』	関東学院	1994	
関東学院大学	関東学院女子教育50周年記念事業委員会編	『関東学院女子教育50年の歩み—1946-1996—』	関東学院女子短期大学	1996	
関東学院大学	[関東学院大学教職員組合]四十年の歩み / 関東学院大学教職員組合編	『四十年の歩み』	関東学院大学教職員組合	1996	
関東学院大学	関東学院教会五〇年誌編集委員会編	『関東学院教会の五〇年』	日本バプテスト同盟 関東学院教会	1997	
関東学院大学	関東学院大学50年史刊行委員会編	『関東学院大学50年史：The history of K.G.U. in photos』	関東学院大学	1999	
関東学院大学	経済学部五十年史編集委員会編	『関東学院大学経済学部五十年史』	関東学院大学経済学部	1999	
関東学院大学	経済学部五十年史編集委員会編	『関東学院大学経済学部五十年史』	関東学院大学経済学部	1999	
関東学院大学	関東学院大学工学部工学会「工学部50年史」編集委員会編	『関東学院大学工学部50年史』	関東学院大学工学部	1999	
関東学院大学	関東学院大学工学部工学会「工学部50年史」編集委員会編	『関東学院大学工学部50年史』	関東学院大学工学部	1999	
関東学院大学	「五十年の歩み」編集委員会編	『関東学院大学工学部機械工学科五十年の歩み』	関東学院大学工学部機械工学科設立五十周年記念事業実行委員会	1999	
関東学院大学	編集委員会編	『関東学院大学外史—1968-1988の空白—』	関東学院大学出版部	2000	
関東学院大学	関東学院大学法学部10年の歩み編集委員会編	『関東学院大学法学部10年の歩み』	関東学院大学法学部	2001	
関東学院大学	「関東学院六浦中学校・高等学校50年のあゆみ」編集委員会編	『50年のあゆみ—関東学院六浦中学校・高等学校—』	関東学院六浦中学校・高等学校	2003	
関東学院大学	御園和夫他編	『文学研究科創立10周年記念誌』	関東学院大学大学院文学研究科	2003	
関東学院大学	関東学院学院史編纂委員会編	『関東学院の源流を探る』	関東学院大学出版会	2009	
関東学院大学	関東学院学院史編纂委員会編	『関東学院一二五年史』	関東学院大学出版会	2009	
九州学院大学	九州学院編	『創立二十周年記念誌』	九州学院	1931	
九州学院大学	九州学院校友会編	『[九州学院校友会] 会員名簿 昭和6年』	九州学院校友会	1932	
九州学院大学	池永春生・斉藤堅固編	『九州学院五十年写真集』	九州学院	1961	
九州学院大学	九州学院同窓会編	『九州学院同窓会会員名簿 昭和37年』	九州学院同窓会	1962	

第2部:資料編

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
九州学院大学	九州学院中学校・九州学院高等学校編	『九州学院の教育』	九州学院	1963	
九州学院大学	齊藤堅固	『九州学院七十年史』	九州学院	1981	
九州学院大学	九州学院編	『九州学院七十年史』	九州学院	1981	
九州学院大学	九州学院編	『九州学院90年の歩み—新世紀さらなる飛躍へ—』	九州学院	2001	
京都女子大学	京都女子学園編	『京都女子学園創立50周年記念誌』	京都女子学園	1960	
京都女子大学	京都女子学園学園史編纂委員会編	『京都女子学園八十年史』	京都女子学園	1990	
京都女子大学	京都女子学園編	『京都女子学園百年史—心の学園—一年のあゆみ』本編・資料編DVD	京都女子学園	2010	
京都光華大学	光華女子学園編	『光華—創立40周年記念誌—』	光華女子学園	1980	
京都光華大学	光華女子学園編	『光華女子学園五十年史』	光華女子学園	1990	
京都光華大学	創立55周年記念誌編集委員会編	『光華—55年のあゆみ』	光華女子学園	1995	
京都光華大学	学園創立60周年記念事業委員会編	『飛翔—学園創立60周年記念誌』	光華女子学園	2000	
京都光華大学	学園創立70周年記念事業プロジェクト部編	『光華—光華女子学園創立七十年記念誌—』	光華女子学園	2010	
		『慶応義塾七十五年史』			
恵泉女学園大学	恵泉女学園編	『恵泉女学園五十年の歩み』	恵泉女学園	1979	
恵泉女学園大学	恵泉女学園園芸生活学科編	『移転当時の思い出—1946年（昭和21年）経堂から小平へ—』	恵泉女学園園芸生活学科	1992	
恵泉女学園大学	恵泉女学園短期大学園芸生活学科編	『恵泉園芸科伊勢原への移転—1965年（昭和40年）小平から伊勢原へ—』	恵泉女学園同窓会	1994	
恵泉女学園大学	山口美智子	『恵泉女学園園芸生活学科50年の歩みと共に』	恵泉女学園短期大学園芸生活学科	1995	
恵泉女学園大学	恵泉女学園	『光よ：恵泉女学園80年のあゆみ』, [2009], 2009		2009	DVD
皇学館大学	神宮皇学館編	『神宮皇学館五十年史』	神宮皇学館	1932	
皇学館大学	神宮皇学館大學昇格創立六十周年記念会編	『神宮皇学館創立六十周年記念誌』	神宮皇学館々友会	1942	
皇学館大学	皇学館大学編	『皇学館大学史—創立九十年・再興十年—』	皇学館大学	1972	
皇学館大学	皇学館大学	『皇学館大学百年少史』	皇学館大学	1982	
皇学館大学	皇学館高等学校編	『皇学館高校三十周年記念誌』	皇学館高等学校	1993	
皇学館大学	記念誌編集委員会編	『皇学館中学校二十年記念誌二十年のあゆみ』	皇学館中学校	1998	
皇学館大学	皇学館百二十年記念誌編纂委員会編	『皇学館百二十年表』	皇学館	2002	
皇学館大学	皇学館百二十年記念誌編纂委員会編	『皇学館百二十年記念誌—群像と回顧・展望—』	皇学館	2002	
皇学館大学	皇学館館史編纂室編	『皇学館史展 展示解説書』	皇学館館史編纂室	2005	
皇学館大学	皇学館館史編纂室編	『皇学館大学の歩み』	皇学館館史編纂室	2006	
皇学館大学	皇学館館史編纂室編	『皇学館大学の125年の歩み』	皇学館館史編纂室	2007	
皇学館大学	皇学館館史編纂室編	『皇学館大学百二十六年の軌跡』	皇学館館史編纂室	2008	

資料2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
皇学館大学	皇學館館史編纂室編	『皇學館大學の百二十七年』	皇學館館史編纂室	2009	
皇学館大学	学校法人皇學館館史編纂室編	『皇學館大学所蔵学校史誌目録』	学校法人皇學館館史編纂室	2010	
皇学館大学	学校法人皇學館館史編纂室編	『神宮皇學館大學—昭和十五年～昭和二十一年—』	皇學館館史編纂室編	2010	
皇学館大学	皇學館館史編纂室編	『皇學館大學の再興と発展—昭和二十一年～平成二十三年 第七回皇學館館史編纂室資料展解説資料—』	皇學館館史編纂室	2012	
皇学館大学	皇學館館史編纂委員会編	『皇學館大學百三十年史 総説篇』	皇学館大学	2012	
神戸女子大学	神戸女学院五拾年祝賀会編	『神戸女学院史—明治八年 大正十四年 創立五十年—』	神戸女学院五拾年祝賀会	1925	
神戸女子大学	神戸女学院八十年史編集委員会編	『神戸女学院八十年史』	神戸女学院	1955	
神戸女子大学	神戸女学院大学	『論集』 2巻1・2合併号	神戸女学院大学	1955	
高野山大学	高野山大学百年史編纂室編	『高野山大学百年史』	高野山大学学監 鷺峰本賢	1986	
高野山大学	和田性海編	『高野山大学五十年史』	高野山大学	1936	
國學院大学	皇典講究研究所	『皇典講究所五十年史』	皇典講究所	1932	
國學院大学	国学院大学七十年史編纂委員会	『国学院大学七十年史』	國學院大学	1952	
國學院大学	国学院大学80周年史編纂委員会編	『国学の光』	國學院大学	1963	
國學院大学	国学院大学八十五年史編纂委員会編	『国学院大学八十五年史』	國學院大学	1971	
國學院大学	国学院大学八十五年史編纂委員会編	『国学院大学八十五年史 史料篇』	國學院大学	1979	
國學院大学	國學院大學編	『國學院大學百年小史』	國學院大學	1982	
國學院大学	國學院大學校史資料課編	『國學院大學百年史』上・下	國學院大學	1994	
國學院大学	國學院大學久我山中学高等学校編	『國學院大學久我山中学高等学校五十年史』	国学院大学久我山中学高等学校	1996	
國學院大学	國學院大學院友會編	『國學院大學院友會百二十年史』	國學院大學院友會	2010	
駒澤大学	駒澤大学八十年史編纂委員会編	『駒澤大学八十年史』	駒澤大学八十年史編纂委員会	1962	
駒澤大学	駒澤大学百年史編纂委員会編	『駒澤大学百年史』	駒澤大学	1983	全二巻
駒澤大学	駒澤大学編	『駒澤大学百二十年—過去からいまそして未来へ—』	駒澤大学	2002	
駒澤大学	駒澤大学編	『駒澤大学開校八十周年記念』	DVD	----	
駒澤大学	駒澤大学八十年史編纂委員会編	『駒澤大学八十年史』	駒澤大学八十年史編纂委員会	1962	
駒澤大学	駒澤大学児童教育部六十年の歩み編纂委員会編	『駒澤大学児童教育部六十年の歩み』	駒澤大学児童教育部同窓会	1974	
駒澤大学	駒澤大学編	『駒澤大学の百年』	駒澤大学	1982	

第2部：資料編

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
駒澤大学	駒澤大学附属岩見沢高等学校開校20周年記念誌編集委員会編	『駒沢二十年：開校20周年記念誌』	駒澤大学附属岩見沢高等学校開校20周年記念誌編集委員会	1984	
駒澤大学	駒澤大学北海道教養部岩見沢駒沢短期大学二十周年誌編集委員会編	『二十周年誌』	駒澤大学北海道教養部岩見沢駒沢短期大学	1984	
駒澤大学	駒澤大学開校百二十年史編纂委員会編	『駒澤大學百二十年—過去からいまそして未来へ』	駒澤大学	2002	
駒澤大学	駒澤大学開校百二十年史編纂委員会編	『駒澤大學百二十年史』	駒澤大学	2003	
駒澤大学	駒澤大学附属岩見沢高等学校開校40周年記念誌編集委員会編	『駒澤四十年』	駒澤大学附属岩見沢高等学校開校40周年記念誌編集委員会	2004	
駒澤大学	駒澤大学教育後援会50周年記念事業実行委員会編集	『駒澤大学教育後援会五十周年記念誌』	駒澤大学教育後援会50周年記念事業実行委員会	2009	
上智大学	上智大学	『上智大學—創立貳拾五年記念—』	上智大学文学部新聞学	1938	
上智大学	上智大学	『上智大学五十年史』	上智大学出版部	1963	
上智大学	上智大学	『上智大学理工学部15周年記念誌』	上智大学	1976	
上智大学	上智大学	『上智大学新聞学科五十年の記録』	上智大学文学部新聞学	1981	
上智大学	ロバート・M.ディーターズ編	『上智大学理工学部25周年記念誌』	上智大学	1987	
上智大学	不明	『上智大学学生寮設立40周年記念誌』	上智大学学生寮	1997	
上智大学	上智大学アジア文化研究所15年の歩み編集委員会編	『上智大学アジア文化研究所15年の歩み—21世紀とアジア研究—』	上智大学アジア文化研究所	1999	
上智大学	上智大学保健体育研究室編	『上智大学保健体育75年のあゆみ』	上智大学保健体育研究室	2004	
上智大学	『上智大学アジア文化研究所25年の歩み』編集委員会編	『上智大学アジア文化研究所25年の歩み—1982～1997～2007年—』	上智大学アジア文化研究所	2008	
上智大学	上智大学理工学部編	『上智大学理工学部創設50周年記念誌』	上智大学理工学部	2012	
白百合大学	白百合女子大学創立25周年記念誌編集委員会編	『白百合女子大学創立25周年記念誌』	白百合女子大学	1989	
聖公会大学	聖公会神学院史編纂委員会	『聖公会神学院100年記念誌』	学校法人聖公会神学院	2011	
聖心女子大学	聖心女子学院編	『聖心女子学院創立五十年史』	聖心女子学院	1958	
聖心女子大学	小林聖心女子学院編	『小林聖心女子学院50年史』	小林聖心女子学院	1973	
聖心女子大学	三好切子	『日本における聖心会八十年のあゆみ』	聖心会管区本部	1989	
聖心女子大学	聖心女子大学編	『聖心女子大学—1916～1948～1998—』	聖心女子大学	1998	

資料2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
聖心女子大学	聖心会編?	『聖心会200年の歩み—1800-2000—』	聖心会日本管区	200-	
西南大学	西南学院編	『西南学院一覧：昭和15年7月1日現在』	西南学院	1940	
西南大学	西南学院同窓会編	『西南学院同窓会名簿』	西南学院同窓会	1955	
西南大学	田口欽二編	『西南学院図書館略史』	西南学院図書館	1956	
西南大学	西南学院大学学術研究所編	『西南学院創立50周年記念論集』	西南学院大学学術研究所	1967	
西南大学	西南学院編	『西南学院中学校三十年の歩み—新制度—』	西南学院	1977	
西南大学	西南学院大学内西南学院大学年史記念アルバム委員会編	『西南学院60年のあゆみ』改訂版	西南学院同窓会	1978	
西南大学	西南学院編	『西南学院年表』1・2	西南学院	1980	
西南大学	西南学院学院史編集室編	『西南学院史資料』1-2	西南学院	1980.03-1980.07	
西南大学	西南学院学院史企画委員会編集	『西南学院七十年史』上・下	西南学院	1986	
西南大学	西南学院高等学校開設40周年記念誌編集委員会編	『西南学院高等学校開設40周年記念誌』	西南学院高等学校	1989	
西南大学	西南学院大学同窓会編	『西南学院大学同窓会会員名簿1992』	西南学院大学同窓会	1991	
西南大学	西南学院編	『遙けきかなわが行く道—西南学院校歌誕生70年—』	西南学院	1996	
西南大学	西南学院大学50周年記念誌編集委員会編	『写真西南学院大学50年』	西南学院	1999	
西南大学	西南学院バプテスト教会創立80周年記念史編集委員会編	『西南学院バプテスト教会創立80周年記念史』	西南学院バプテスト教会	2002	
聖路加大学	聖路加看護大学編	『聖路加看護大学50年史』	聖路加看護大学	1970	
聖路加大学	聖路加国際病院編	『聖路加国際病院八十年史』	聖路加国際病院	1982	
聖路加大学	聖路加国際病院附属専門学校編	『15年のあゆみ』	聖路加国際病院附属専門学校	1985	
聖路加大学	聖路加国際病院100年史編集委員会編	『聖路加国際病院の100年』	聖路加国際病院	2002	
聖路加大学	聖路加看護大学大学史編纂・資料室編	『聖路加看護大学のあゆみ』	聖路加看護大学	2010	
相愛大学	「相愛学園七十年の歩み」編纂委員会編	『相愛学園七十年の歩み』	相愛学園	1958	
相愛大学	相愛学園編	『相愛学園創立75周年記念誌』	相愛学園	1963	
相愛大学	相愛学園企画室企画/近代映画協会制作	『沙羅の木のかげ—相愛学園100年のあゆみ—』	相愛学園企画室	1988	[映像資料]
相愛大学	相愛学園百年史編纂委員会企画・編集	『相愛学園百周年記念誌』	相愛学園	1988	
	一橋大学学園史刊行委員会編	『一橋大学学問史—一橋大学創立百年記念—』	一橋大学	1986	
大正大学	大正大学五十年史編纂委員会編	『大正大学五十年略史』	大正大学五十年史編纂委員会	1978	
大正大学	智山専門学校史刊行会編	『智山専門学校史』	智山専門学校史刊行会	1992	

第2部：資料編

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
大正大学	智山専門学校史刊行会編	『石神井の思い出』	智山専門学校史刊行会	1992	
	中央大学編	『中央大学誌』	中央大学	1935	
津田塾大学	津田英學塾編	『津田英學塾四十年史』	津田英學塾	1941	
津田塾大学	津田塾大学編	『津田塾六十年史』	津田塾大学	1960	
津田塾大学	津田塾大学90周年事業出版委員会編	『津田塾大学—津田梅子と塾の90年—』	津田塾大学	1990	
津田塾大学	津田塾理科・数学科50年史編集委員会編	『津田塾理科・数学科50年のあゆみ』	津田塾理科・数学科50年史編集委員会	1997	
津田塾大学	津田塾大学百年史編纂委員会編	『津田塾大学一〇〇年史』通史編・資料編.	津田塾大学	2003	
天使大学	天使女子短期大学編	『愛をとおして真理へ—天使女子短期大学創立五十年史—』	天使女子短期大学	1996	
天理大学	天理大学よふぼく会編	『天理大学よふぼく会創史』	天理大学よふぼく会	1959	
天理大学	天理大学よふぼく会編	『天理大学よふぼく会二十年史年表』	天理大学よふぼく会	1966	
天理大学	天理大学よふぼく会編	『天理大学よふぼく会二十年史』	天理大学よふぼく会	1968	
天理大学	天理大学よふぼく会編	『天理大学よふぼく会二十五年史年表』	天理大学よふぼく会	1970	
天理大学	天理大学よふぼく会編	『天理大学よふぼく会創立30周年企画実行委員役割及連絡表』	天理大学よふぼく会	1975	
天理大学	天理大学五十年誌編纂委員会編	『天理大学五十年誌』	天理大学	1975	
天理大学	天理大学よふぼく会O・B会四十年史編纂委員会編	『躍動の四十年—天理大学よふぼく会史—』	天理大学よふぼく会O・B会四十年史編纂委員会	1992	
天理大学	天理大学ふるさと会七十年小史編集委員会編	『天理大学ふるさと会七十年小史』	天理大学ふるさと会	1995	
天理大学	天理大学編	『学校法人天理大学年表』	天理大学	2000	
天理大学	天理大学80年小史編纂委員会編	『天理大学80年の軌跡—1925・2005—』	天理大学出版部	2006	
東京基督教大学	三校沿革史編纂委員会編	『東京キリスト教学園の歩み』	三校沿革史編纂委員会	1989	
東京基督教大学	学園のあゆみ編集委員会編	『東京キリスト教学園のあゆみ—東京キリスト教学園—』	学園のあゆみ編集委員会	2002	
東京女子大学	長尾半平編	『創立十五年回想録』	東京女子大学	1933	
東京女子大学	東京女子大学編	『創立十五年回想録』	東京女子大学	1933	
東京女子大学	東京女子大学五十年史編纂委員会編	『東京女子大学五十年史』	東京女子大学	1968	
東京女子大学	東京女子大学数学専攻学科50年の歩み編集委員会編	『東京女子大学数学専攻学科50年の歩み』	東京女子大学同窓会数専会	1977	
東京女子大学	東京女子大学大学院十周年記念誌編集委員会編	『東京女子大学大学院創設十周年—回顧と展望—』	東京女子大学	1982	
東京女子大学	東西寮記念文集企画委員会編	『東京女子大学東西寮六十年』	東京女子大学	1983	
東京女子大学	東西寮記念文集企画委員会編	『東京女子大学東西寮六十年』	東京女子大学	1983	
東京女子大学	東京女子大学教職員組合編	『はじめの一步—東京女子大学教職員組合創立の10年—』	東京女子大学教職員組合	1990	

資料2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
東京女子大学	東京女子大学短期大学部記録委員会編集	『東京女子大学短期大学部牟礼キャンパスの二十三年』	東京女子大学短期大学部記録委員会	1991	
東京女子大学	東京女子大学同窓会七十年史編集委員会編	『東京女子大学同窓会七十年史』	東京女子大学同窓会	1991	
東京女子大学	東京女子大学同窓会七十年史編集委員会編	『東京女子大学同窓会七十年史』	東京女子大学同窓会	1991	
東京女子大学	東京女子大学女性学研究所	『東京女子大学学生YWCAの歴史—1945年から解散まで—』	東京女子大学女性学研究所	1992	
東京女子大学	東京女子大学80年誌編纂委員会編	『東京女子大学の80年』	東京女子大学	1998	
東京女子大学	東京女子大学鞠子研究室編	『東京女子大学体育の歩み—1918年-1988年—』	東京女子大学鞠子研究室	1998	
東京女子大学	東京女子大学女性学研究所編	『東京女子大学一般教育総合コース「女性」四年間の歩み』	東京女子大学	2005	
東京女子大学	東京女子大学90年誌編纂委員会編	『東京女子大学の90年』	東京女子大学	2008	
東京神学大学	東京神学大学編	『東京神学大学二十年史』	東京神学大学	1964	
同志社大学	同志社五十年史編纂委員会編	『同志社五十年史』	同志社校友会	1930	
同志社大学	同志社社史史料編集所編	『同志社百年史』	同志社	1979	全2冊(通史・資料)
同志社大学	同志社少壯校友團委員編	『大正六七年同志社紛擾顛末』	同志社少壯校友團	1918	
同志社大学	青山霞村	『同志社五十年裏面史』	からすき社	1931	
同志社大学	日本組合同志社基督教會編	『同志社教員名簿—昭和8年7月3日調。』	日本組合同志社基督教會	1933	
同志社大学	同志社英語教員會編	『同志社英語教員會名簿』昭和10年4月15日調, 昭和10年4月15日調[訂正分]	同志社英語教員會	1935	
同志社大学	同志社編	『同志社田辺校地30年の歩み—年表—』	同志社	1953	
同志社大学	同志社編	『同志社—その八十年の歩み—』	同志社大学出版部	1955	
同志社大学	同志社々々史料編集所編	『同志社九十年小史』	同志社	1965	
同志社大学	日本基督教団同志社教会編	『同志社教會九十年小史』	日本基督教団同志社教会	1966	
同志社大学	同志社庶務部編	『同志社役員録資料: 1875年-1965年』	同志社	1966	
同志社大学	同志社創立100周年記念写真集編集委員会編	『同志社100年』	同志社	1975	
同志社大学	同志社創立100周年記念写真集編集委員会編集	『同志社—その100年のあゆみ—』	同志社	1975	
同志社大学	加藤延雄著・久永省一編	『わたしと同志社—回顧八十年—』	加藤延雄先生遺稿集編集発行会	1980	
同志社大学	同志社校友会編集	『同志社校友会—百年のしおり—』	同志社校友会	1985	
同志社大学	同志社社史資料室編	『同志社人物誌』	同志社社史資料室	1988.3-1994.12	
同志社大学	同志社叡峰十年会編	『激動五十年』	同志社叡峰十年会	1989	

第2部：資料編

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
同志社大学	同志社大学人文科学研究 所編	『同志社大学人文科学研究所の50 年』	同志社大学人 文科学研究所	1994	
同志社大学	小林眞造編	『同志社幼稚園百年の歩み— 1897-1997—』	同志社幼稚園	1997	
同志社大学	同志社中学校昭和二十 三年三月卒業生 同窓会 編	『中学時代の思い出—同志社中学 校昭和23年3月卒業50周年記念』	同志社中学校 昭和二十三年 三月卒業生 同 窓会	2000	
同志社大学	同志社社史資料室編	『同志社125年のあゆみ』	同志社大学人 文科学研究所	2000	
同志社大学	同志社女子大学125年』 編集委員会編	『同志社女子大学125年』	同志社女子大 学	2000	
同志社大学	同志社香里中学校・高 等学校	『五十周年記念誌—語り継ぐ五十 年の歩み—』本編・資料編	同志社香里中 学校・高等学 校	2001	
同志社大学	同志社大学人文科学研 究所内同志社社史資料 室編集	『同志社百景—風景画で見る120 年：第21回Neesima Room企画 展』	同志社大学人 文科学研究所	2002	
同志社大学	同志社大学人文科学研 究所編	『アメリカン・ボード宣教師—神 戸・大阪・京都ステーションを中 心に 1869-1890年—』	教文館	2004	
同志社大学	同志社女子大学史料室 編	『130年の肖像—同志社女子大学 それぞれの時代：展示目録』	同志社女子大 学史料室	2006	
同志社大学	同志社女子大学史料室 編集：坂本清音, 林貞子 執筆	『同志社女子大学寮の100年—876 ～1976：私塾「京都ホーム」時代 からの寮の変遷』	同志社女子大 学	2006	
同志社大学	同志社大学同志社社史 資料センター編	『躍動する同志社—京田辺開校20 年：Neesima Room 第29回企画 展—』	同志社大学同 志社社史資料 センター	2006	
同志社大学	同志社大学人文科学研 究所第15期第1研究「同 志社社史資料の研究」 班編集	『同志社女子専門学校職員会誌庶 務日誌：1941年～1946年』	同志社大学人 文科学研究所 第15期第1研究 「同志社社史 資料の研究」 班	2007	
同志社大学	同志社大学大成寮30寮 友会編	『同志社大学大成寮30寮友会 2007年の集い』	同志社大学大 成寮30寮友会	2007	
同志社大学	本井康博	『アメリカン・ボード200年—同 志社と越後における伝道と教育活 動—』	思文閣出版	2010	
同志社大学	同志社女子大学史料室 編集；坂本清音執筆； J.W. カーペンター訳	『女性宣教師「校長」時代の同志 社女学校(1876年-1893年)—アメ リカン・ボード宣教師文書をベー スにして—』上下巻	同志社女子大 学	2010	
同志社大学	同志社高等学校編	『同志社高等学校—Imadegawaで の一年とIwakuraでの六十年—』	同志社高等学 校	2010	
同朋大学	不明	『学園の歩み—同朋学園創立四十 五年 名古屋音楽短期大学開学記 念—』	不明	196—	
同朋大学	同朋大学編	『同朋大学の歩み』	同朋大学	1971	
同朋大学	岡崎強ほか編	『同朋大学—社会福祉学科二十年 史—』	同朋大学文学 部社会福祉学 科	1981	
同朋大学	尾張学園百六十年史編 纂委員会編	『尾張学園史』	尾張学園	1988	
同朋大学	和木康光	『同朋和敬—同朋大学のあゆみ —』	同朋大学	2002	

資料2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
東北学院大学	花輪庄三郎編	『東北學院創立七十年寫真誌』	東北学院同窓会	1955	
東北学院大学	東北学院創立七十年史 編纂委員会編	『東北學院七十年史』	東北学院同窓会	1959	
東北学院大学	青木徹	『東北学院外史—そのひとコマ—』	カルダイ社	1982	
東北学院大学	東北学院創立100周年記念 百年史編集委員会編	『東北学院の100年—1886～1986—』	東北学院	1986	
東北学院大学	東北学院百年史編集委員会 編集	『東北学院百年史』 通史篇・資料篇・各論篇	東北学院	1989-1991	
東北学院大学	東北学院	『東北学院創立80周年記念：東北 学院沿革：80周年：八十周年： LIFE LIGHT LOVE：思い出の記 ：一括資料』	東北学院	不明	
東洋大学	東洋大学編	『東洋大学創立五十年史』	東洋大学	1937	
東洋大学	東洋大学創立100年史編 纂室編	『東洋大学創立100年史編纂のし おり』	東洋大学創立 100年史編纂室	1986	
東洋大学	東洋大学創立一〇〇年 史編纂室編	『東洋大学史資料目録』1-3	東洋大学創立 一〇〇周年記念 事業事務局	1986.05/- 1990/03	
東洋大学	東洋大学創立100年史編 纂委員会編	『図録東洋大学100年—1887～ 1987—』	東洋大学	1987	
東洋大学	学校法人東洋大学	『東洋大学百年史』資料・通史・ 部局史・年表索引	学校法人東洋 大学	1988-1995	
東洋大学	経済学部50年史編集委 員会編	『東洋大学経済学部50年史』	東洋大学経済 学部	2001	
東洋大学	東洋大学社会学部50周 年記念誌編集委員会編	『東洋大学社会学部50年史—1990 年代以降を中心に—』	東洋大学社会 学部	2009	
名古屋学院大 学	名古屋学院史編集委員 会編	『名古屋学院史—1887～1961—』	名古屋学院	1961	
名古屋学院大 学	名古屋学院史編集委員 会編	『名古屋学院史—1887—1961年 —』	名古屋学院	1961	
名古屋学院大 学	名古屋学院大学編	『名古屋学院大学二十年史』	名古屋学院大 学	1983	
名古屋学院大 学	名古屋学院大学同窓会 編	『名古屋学院大学同窓会会員名 簿』	名古屋学院大 学同窓会	1984	
名古屋学院大 学	名古屋学院編	『名古屋学院100周年記念写真史 —1887～1987—』	名古屋学院	1987	
名古屋学院大 学	名古屋学院百年史編集 委員会編	『名古屋学院百年史—1887～1987 —』	名古屋学院	1987	
名古屋学院大 学	名古屋学院大学三十年 史編纂室編	『名古屋学院大学三十年史』	名古屋学院大 学	1994	
名古屋学院大 学	名古屋学院創立110周年 記念誌編集委員会編	『名古屋学院創立110周年記念誌 —写真に見る10年(1987～1997)の 歩み—』	名古屋学院	1997	
南山大学	南山学園	『南山学園の歩み』	南山学園	1964	
南山大学	南山高等中学校編	『南山高等中学校四十年史』	南山高等中学 校	1974	
南山大学	南山学園編	『南山学園五十年の歩み』	南山学園	1982	
南山大学	小山千鶴子	『南山学園と六十年の歩みを共に して』	南山学園	1992	
南山大学	小山千鶴子	『南山学園と六十年の歩みを共に して』	南山学園	1992	
南山大学	南山学園創立75周年記 念誌編纂委員会編	『名古屋外国語専門学校史料集』	南山学園	2005	(南山学園 史料集； [1])

第2部:資料編

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
南山大学	南山学園創立75周年記念誌編纂委員会編	『名古屋聖霊学園史料集』第1編	南山学園	2006	(南山学園史料集；
南山大学	南山学園創立75周年記念誌編纂委員会編	『Hominis dignitati 1932-2007—南山学園創立75周年記念誌—』	南山学園	2007	
南山大学	南山学園創立75周年記念誌編纂委員会編	『南山大学インターナショナル・ディヴィジョン史料集』上・下	南山学園	2008-2009	(南山学園史料集；3・4)
日本女子大学	日本女子社会教育会編	『四十年のあゆみ』	日本女子社会教育会	1981	
日本女子大学	日本女子大学編	『図説日本女子大学の八十年』	日本女子大学	1981	
日本女子大学	高橋重平	『私の歩んだ29年—日本女子大学の事務管理者として—』	日本女子大学総務部	1984	
日本女子大学	新制7回生卒業三十周年記念回生会編集委員編	『三十年のあゆみ』	日本女子大学新制7回生記念回生会委員会	1987	
日本女子大学	日本女子大学若葉会編	『年表—明治34年・昭和23年—』	日本女子大学若葉会	1989	
日本女子大学	日本女子大学成瀬記念館編	『年表日本女子大学の90年』	日本女子大学	1991	
日本女子大学	日本女子大学若葉会編	『昭和24年—平成3年の記録—』	日本女子大学若葉会	1992	
日本女子大学	日本女子大学家政学部家政経済学科編	『家政経済学科の30年—'64~'93—』	日本女子大学家政学部家政経済学科	1994	
日本女子大学	日本女子大学女子教育研究所編	『日本女子大学女子教育研究所30年の歩み』	日本女子大学女子教育研究所	1995	
日本女子大学	通信教育創設50周年記念事業委員会編	『日本女子大学通信教育の50年』	日本女子大学通信教育課程	1999	
日本女子大学	[日本女子大学]人間社会学部10周年記念企画委員会	『「10年のあゆみ」日本女子大学人間社会学部』	人間社会学部	2000	
日本女子大学	日本女子大学編	『日本女子大学学園事典—創立100年の軌跡—』	日本女子大学	2001	
日本女子大学	門倉芳枝	『食物学科50年の歩み』	日本女子大学食物学科	2002	
日本女子大学	日本女子大学家政学部100年研究会編	『日本女子大学家政学部100年の歩み』	日本女子大学家政学部100年研究会	2002	
日本女子大学	日本女子大学編	『写真が語る日本女子大学の100年—そして21世紀をひらく』	日本女子大学	2004	
日本女子大学	日本女子大学家政学部100年研究会編	『日本女子大学家政学部100年の歩み』補遺	日本女子大学教育文化振興桜楓会出版部	2005	
日本女子大学	中畷邦監修・日本女子大学平塚らいてう研究会編	『女性ジャーナルの先駆け—日本女子大学校・桜楓会機関紙『家庭週報』年表一九〇四年～一九五一年(創刊号～一六三三号)』	日本女子大学教育文化振興桜楓会出版部	2006	
日本女子大学	日本女子大学学寮100年研究会編	『女子高等教育における学寮—日本女子大学学寮の100年—』	ドメス出版	2007	
日本女子大学	日本女子大学人間社会学部心理学科編	『心理学科の20年』	日本女子大学人間社会学部心理学科	2011	

資料2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
日本女子大学	田代美江子・渡辺典子	『十五年戦争期の「女子高等教育」に関する研究—日本女子大学校を中心に』	田代美江子・渡辺典子	不明	財団法人東京女性財団助成研究報告書
ノートルダム大学	ノートルダム清心女子大学編	『ノートルダム清心女子大学二十年史』	ノートルダム清心女子大学	1969	
ノートルダム大学	清心女子高等学校, 清心中学校編	『ノートルダム会シスター来日五十年史』	清心女子高等学校・清心中学校五十年史編集委員会	1973	
ノートルダム大学	ノートルダム清心女子大学附属小学校創立10周年記念誌編集会編	『創立10周年記念誌』	ノートルダム清心女子大学附属小学校	1976	
ノートルダム大学	ノートルダム清心女子大学史編集委員会編	『ノートルダム清心女子大学史—1969-1978・1999-2009』資料編	ノートルダム清心女子大学史編集委員会	1978	
ノートルダム大学	ノートルダム清心女子大学史編集委員会編	『ノートルダム清心女子大学史』	ノートルダム清心女子大学	1978	
ノートルダム大学	ノートルダム清心女子短期大学編	『ノートルダム清心女子短期大学20年史』	ノートルダム清心女子短期大学編	1982	
ノートルダム大学	ノートルダム清心女子大学附属幼稚園編	『ノートルダム清心女子大学附属幼稚園20年誌—1965-1985—』	ノートルダム清心女子大学附属幼稚園	1985	
ノートルダム大学	食品・栄養学科30周年記念誌編集委員会編	『30年の歩み』	ノートルダム清心女子大学家政学部食品・栄養学科	1995	
ノートルダム大学	ノートルダム清心女子大学附属小学校創立30周年記念事業実行委員会編	『ノートルダム清心女子大学附属小学校創立30周年記念誌』	ノートルダム清心女子大学附属小学校創立30周年記念事業実行委員会	1996	
ノートルダム大学	ノートルダム清心女子大学五十年史編纂委員会編	『ノートルダム清心女子大学50年史』本編・資料編	ノートルダム清心女子大学	1999	
梅花大学	創立六十年史編纂委員会編	『創立六十年史』	梅花女子専門学校/梅花高等女学校	1937	
梅花大学	梅花学園編	『梅花学園創立80周年』	梅花学園	1958	
梅花大学	梅花学園編	『梅花学園創立八十五周年』	梅花学園	1963	
梅花大学	梅花学園九十年小史編集委員会編	『梅花学園九十年小史』	梅花学園	1968	
梅花大学	梅花学園100周年記念出版委員会編	『梅花学園百年のあゆみ』	梅花学園	1977	
梅花大学	日本基督教団梅花教会編	『梅花教会五十年史』	日本基督教団梅花教会	1977	
梅花大学	梅花学園百十年史編集委員会編	『梅花学園百十年史』	梅花学園	1988	
梅花大学	創立120周年記念事業委員会記念誌編集分科会企画・編集	『学校法人梅花学園創立120周年記念誌』	梅花学園	1997	
梅花大学	梅花幼稚園創立70周年記念誌編集委員会編	『梅花幼稚園創立70周年記念誌』	梅花学園	2001	

第2部:資料編

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
梅花大学	創立130周年記念誌編集委員会企画・編集	『学校法人梅花学園創立130周年記念誌—130年の歩みと将来の展望:1878-2008—』	梅花学園	2007	
	東京商科大学一橋会編	『一橋五十年史』	東京商科大学	1925	
広島女学院大学	山代辰治編	『創立五十周年記念誌』	広島女学院	1936	
広島女学院大学	広島女学院編	『創立七拾周年記念誌』	広島女学院	1956	
広島女学院大学	広島女学院教職員組合編	『同労者—広島女学院教職員組合二十年史』	溪水社	1975	
広島女学院大学	広島女学院創立90周年記念誌編集委員会編	『90年の歩み』	広島女学院	1976	
広島女学院大学	広島女学院ゲーンズ幼稚園編	『創立20周年記念誌』	広島女学院	1981	
広島女学院大学	広島女学院同窓会	『広島女学院と共に百年—広島女学院同窓会百年誌—』	広島女学院同窓会	1986	
広島女学院大学	写真による100年史作成委員会編	『目でみる広島女学院の100—1886~1986—』	広島女学院	1986	
広島女学院大学	広島女学院百年史編集委員会編	『広島女学院百年史』	広島女学院百年史刊行委員会	1991	
広島女学院大学	広島女学院百十年史編集委員会編	『広島女学院百拾年史稿』広島女学院百十年史編集委員会編	広島女学院百十年史編集委員会	1997	
広島女学院大学	広島女学院百十年史編集委員会編	『広島女学院百十年史』	広島女学院百十年史刊行委員会	1997	
広島女学院大学	広島女学院120年史編集委員会編	『広島女学院120年史年表—1886-2006—』	広島女学院	2006	
広島女学院大学	広島女学院120年史編集委員会編	『広島女学院この10年の歩み—1997-2006—』	広島女学院	2006	
広島女学院大学	広島女学院	『創立八十周年記念写真集』	不詳	不詳	
フェリス女学院大学	鈴木二三雄	『苦難より再建へ—フェリス女学院財團史』	フェリス女学院	1950	
フェリス女学院大学	高谷道男編	『Ferris: girl's high school and junior college 1870-1960』	フェリス女学院	1960	
フェリス女学院大学	フェリス女学院短大創設十周年記念委員会編	『フェリス女学院短大十周年記念誌』	フェリス女学院短大創設十周年記念委員会	1960	
フェリス女学院大学	フェリス女学院100年史編集委員会編	『フェリス女学院100年史』	フェリス女学院	1970	
フェリス女学院大学	フェリス女学院編	『フェリス女学院110年小史—1870-1980—』	フェリス女学院	1982	
フェリス女学院大学	山野辺由美	『キダーさんの学校—フェリス女学院創立までのあゆみ』	山野辺由美	1998	
フェリス女学院大学	宮坂覚ほか編	『日々に新なり—フェリス女学院創立140周年記念事業報告書—』	フェリス女学院	2011	
フェリス女学院大学	フェリス女学院150年史編纂委員会編	『近代女子教育新学制までの軌跡—学校要覧・認可申請書』	フェリス女学院	2012	
藤女子大学	藤女子短期大学30年・藤女子大学20年記念誌編集委員会編	『藤女子短期大学30年・藤女子大学20年記念誌』	藤女子短期大学	1980	
藤女子大学	藤女子中学校・高等学校70周年記念誌編集委員会編	『ゆたけきめぐみ—創立七十周年記念誌—』	藤女子中学校・高等学校	1995	

資料2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
藤女子大学	藤女子短期大学50年藤女子大学40年記念誌編集委員会編	『記念誌』	記念誌編集委員会	2000	
藤女子大学	藤女子専門学校生活科一期生編	『卒業五十周年記念誌—藤女子専門学校生活科一期生—』	藤女子専門学校生活科一期生	2001	
仏教大学	仏教大学史編纂委員会編	『佛教大学史』	佛教大学	1972	
仏教大学	東海学園創立九十周年史編集委員会編	『東海学園創立九十周年史』	東海学園	1978	
仏教大学	東海学園編	『東海学園創立百年史』	東海学園	1988	
仏教大学	東海学園高等学校編	『図説東海学園高等学校50年史』	東海学園高等学	2012	
本願寺大学	本願寺（本願寺派）	『本願寺職員録 大正6年8月現在, 大正11年8月現在』	本願寺執行所		
宮城学院大学	宮城学院？	『宮城學院創立七十年写真誌』	宮城学院？	19--	
宮城学院大学	宮城女學校校友會編	『宮城女學校五十年史.』	宮城学院	1936	
宮城学院大学	宮城学院七十年史編集委員会編	『宮城學院七十年史』	宮城学院	1956	
宮城学院大学	宮城学院八十年小誌編集委員会編	『宮城学院八十年小誌.』	宮城学院	1966	
宮城学院大学	宮城学院最近十年小史編集委員会編	『宮城学院最近十年小史』	宮城学院	1977	
宮城学院大学	宮城学院創立百周年記念目でみる100年史編集委員会編	『GLORY TO GOD—宮城学院目でみる100年—』	宮城学院	1986	
宮城学院大学	宮城学院編	『天にみ栄え—宮城学院の百年—』	宮城学院	1987	
宮城学院大学	『宮城学院目で見る120年』編集委員会編	『宮城学院 目で見る120年—真理と愛をうたい継ぎ 光にはばたく—』	宮城学院	2006	
	私立明治専門学校	『私立明治専門学校史』	私立明治専門学校	1922	
	明治大学編	『明治大学六十年史』	明治大学	1940	
明治学院大学	鷲山第三郎	『明治学院五十年史』	明治学院	1927	
明治学院大学	Albert Oltmans	Meiji Gakuin (Semi-Centennial) 1877-1927		1927	
明治学院大学	Wliils Lamott	Meiji Gakuin (The Story og a Christian School) 1877-1937		1937	
明治学院大学	明治學院高等商業部	『創立二十周年記念講演』	明治學院高等商業部	1938	
明治学院大学	渡辺勇助編集執筆	『明治学院八十年史』	明治学院	1957	
明治学院大学	Gordon J. Van Wyk	Meiji Gakuin, Eighty Years of Concern		1957	
明治学院大学	明治学院	『明治学院九十年史』	明治学院	1967	
明治学院大学	明治学院百年史委員会編	『明治学院史資料集』1-7	明治学院百年史委員会	1975/03-1978/03	
明治学院大学	目で見る明治学院100年編集委員会編	『目で見る明治学院100年』	明治学院	1977	
明治学院大学	明治学院	『明治学院百年史』	明治学院	1977	
明治学院大学	明治学院大学図書館編	『明治学院大学図書館』8-14	明治学院大学図書館	197812/-1987/11	
明治学院大学	明治学院	『明治学院の現況—創立110周年記念誌』	明治学院	1987	
明治学院大学	清水徹・天澤退二郎 編集責任	『私たちの25年—1965-1990—』	明治学院大学文学部フランス文学科	1991	

第2部：資料編

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
明治学院大学	棕呂会編	『棕栢会—35年の歩み明治学院中学校昭和29年卒業—』		1991	
明治学院大学	明治学院大学産業経済研究所編	『明治学院大学経済学部創立四十周年産業経済研究所創立二十五周年記念論文集』	明治学院大学経済学会	1992	『経済研究』第92・93合併号
明治学院大学	明治学院敗戦50周年事業委員会編	『心に刻む—敗戦50年・明治学院の自己検証—』	明治学院	1995	
明治学院大学	明治学院大学一般教育部編	『明治学院大学横浜校舎開校10周年記念第二回行事：地域と大学の交流を目指して：記録集』	明治学院大学一般教育部	1996	
明治学院大学	明治学院大学横浜開校10周年記念行事委員会編集	『横浜開校10周年記念誌：地球・ヨコハマ・明治学院』	明治学院大学横浜開校10周年記念行事委員会	1996	
明治学院大学	明治学院大学社会学部設立30周年記念事業委員会編	『社会学部30年の歩み—記念樹とともに—』	明治学院大学社会学部設立30周年記念事業委員会	1996	
明治学院大学	[明治学院大学一般教育部]二十周年記念誌編集委員会編	『それからの十年：一般教育部創立二十周年記念誌』	明治学院大学一般教育部	1997	
明治学院大学	明治学院創立120周年歴史写真集編集委員会編	『真理と自由を求めて：明治学院120年の歩み = Seeking truth and freedom : Reflections on Meiji Gakuin's 120-year』	明治学院	1997	
明治学院大学	十周年記念誌編集委員会編	『十年の歩み—一般教育部創立十周年記念誌—』	明治学院大学一般教育部	1998	
明治学院大学	明治学院歴史資料館編	『明治学院歴史資料館資料集』1-	明治学院歴史資料館	2004/11-	
明治学院大学	明治学院歴史資料館	『『明治学院九十年史』のための回想録』	明治学院歴史資料館	2005	
明治学院大学	テネシー明治学院高等部	『甘水の螢：テネシー明治学院高等部18年のあゆみ = Lightning bugs in Sweetwater : eighteen years of Tennessee Meiji Gakuin High School』	テネシー明治学院高等部	2007	
明治学院大学	明治学院同窓会百年史編纂委員会編	『明治学院同窓会百年史』	明治学院同窓会	2008	
明治学院大学	創立50周年記念誌編集委員会編	『明治学院生協創立50周年記念誌』	明治学院消費生活協同組合	2009	
明治学院大学	明治学院大学キリスト教研究所編	『SCA(明治学院大学基督教学生会)—その30年の軌跡』	明治学院大学キリスト教研究所	2012	
明治学院大学	編集代表：辻泰一郎	『昭和三〇・四〇年代の明治学院事情座談会』	明治学院歴史資料館	2012	
立教大学	菅岡吉	『立教学院設立沿革誌』	立教学院八十年史編纂委員会	1954	
立教大学	立教学院八十五年史編纂委員	『立教学院八十五年史』	学校法人立教学院事務局	1960	
立教大学		『史苑』第28巻第1号・第100号特集号	立教大学史学会	1967	
立教大学	立教大学理学部三〇年史編集小委員会編	『立教大学理学部三〇年史』	立教大学理学部創立三〇周年記念会	1979	

資料2 旧学制下における宗教系高等教育機関・学校史一覧

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
立教大学	編集委員会編	『立教大学法学部二〇年の歩み』	立教大学法学部二〇年記念行事委員会	1980	
立教大学	坂口順治	『キリスト教教育研究』第1号	立教大学キリスト教教育研究所	1983	
立教大学	立教大学社会学部二十五周年記念誌委員会編	『立教大学社会学部二十五周年記念誌』	立教大学社会学部二十五周年記念事業委員会	1983	
立教大学	坂本雄一編	『立教フォーラム』第6号		1997	
立教大学	立教学院百二十五年史編纂委員会編	『BRICKS AND IVY』	立教学院	2000	
立教大学	立教大学理学部50周年記念誌編纂委員会編	『立教大学理学部50年誌』	立教大学理学部50周年記念事業実行委員会	2001	
立教大学	立教学院編	『立教学院歴史』	立教学院	1901	
立教大学	不明	『日本聖公会百年史』	日本聖公会宣教百年中央委員会	195-	
立教大学	松平惟太郎・日本聖公会歴史編纂委員会編	『日本聖公会百年史』	日本聖公会教務院文書局	1959	
立教大学	立教学院編	『立教学院創立九十二周年記念感謝礼拝式』	立教学院	1966	
立教大学	立教女学院九十年史資料集編纂委員会編	『立教女学院九十年史資料集』	立教女学院	1967	
立教大学	立教学院百年史編纂委員会編	『立教学院百年史』	立教学院	1974	
立教大学	立教学院百二十五年史編纂委員会編	『立教学院百二十五年史』（資料編第1巻～第5巻）	立教学院	1996-2000	
立教大学	立教大学立教学院史資料センター編	『立教学院史研究』1-	立教大学立教学院史資料センター	2003-継続中	
立教大学	立教学院史資料センター編	『立教関係記事集成：立教学院150年史資料集』第1-3巻	立教学院	2009	第1巻：1859-1889, 第2巻：1890-1903, 第3巻：1904-
立正大学	立正大学文学部	『立正大学文学部論叢』第55号別冊	立正大学文学部	1976	
立正大学	大学史編纂委員会	『立正大学の百二〇年』	学校法人立正大学学園	1992	
立正大学	高畠正人	『立正史学』第100号	立正大学史学会	2006	
立正大学	日蓮宗大学編	『日蓮宗大学一覧 大正九年四月現在』	日蓮宗大学	1920	
立正大学	立正大学史編纂委員会	『立正大学の140年』	学校法人立正大学学園	2012	
龍谷大学	龍谷大学三百五十年史編集委員会編	『龍谷大学三五〇年の歩み』	龍谷大学	1989	
龍谷大学	龍谷大学編	『教員調査—龍谷大学・龍谷大学短期大学部—』	龍谷大学	19--	
龍谷大学	前田慧雲編	『本願寺派学事史』	文明堂	1911	
龍谷大学	龍谷大学編	『龍谷大学三百年史』	龍谷大學出版部	1939	

第2部:資料編

大学名	著編者	書名	刊行	刊行年	備考
龍谷大学	龍谷大学総務部庶務課編	『学校法人龍谷大学例規集』	龍谷大学	1967	
龍谷大学	龍谷大学編	『龍谷大学創立三三〇周年記念』	龍谷大学	1969	
龍谷大学	龍谷大学三百五十年史編集委員会編	『龍谷大学三百五十年史』通史編上巻・史料編第5巻	龍谷大学	1987-2000	
龍谷大学	龍谷大学教職員組合	『龍谷大学教職員組合の30年—創設30周年記念誌—』	龍谷大学	1996	
龍谷大学	龍谷大学創立三七〇周年記念誌編纂室編	『龍谷大学戦没者名簿—龍谷大学創立三七〇周年記念—』	龍谷大学	2001	
龍谷大学	龍谷大学編	『龍谷大学三七〇年の歩み』	龍谷大学	2009	
龍谷大学	龍谷大学創立370周年記念誌編纂室編集	『「戦争と龍谷大学」：龍谷大学創立三百七十周年記念展観図録』	龍谷大学	2011	
龍谷大学		『学林沿革史』			
和歌山信愛女子短期大学	和歌山信愛女子短期大学・附属高等学校・中学校・幼稚園 編編	『和歌山信愛 30年史 1946—1976』	和歌山信愛女子短期大学・附属高等学校・中学校・幼稚園	1976	
和歌山信愛女子短期大学	和歌山信愛女子短期大学・附属中学校・高等学校・附属幼稚園編	『和歌山信愛創立50周年記念誌』	和歌山信愛女子短期大学・附属中学校・高等学校・附属幼稚園	1996	

平成 23 年度～平成 24 年度 科学研究費補助金 若手研究(B)

研究成果報告書

近代日本の「宗門系大学」における
僧侶養成と学術研究に関する実証研究

課題番号 23720034

発行日 2013 年 3 月 31 日

発行者 江島尚俊

(大正大学総合仏教研究所研究員)

連絡先

〒170-8470

東京都豊島区西巢鴨 3-20-1

大正大学総合仏教研究所

TEL 03-3918-7311 (代表)